

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険(資格・給付)に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、国民健康保険(資格・給付)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険(資格・給付)に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

さいたま市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険(資格・給付)に関する事務
	<p><b>【資格事務全体の概要】</b> 国民健康保険法に基づき、以下の業務を行う。</p> <p>1. 国民健康保険の被保険者資格等の管理事務 国民健康保険法に基づく療養等の給付及び地方税法等に基づく国民健康保険税の賦課徴収を行うため、被保険者からの届出及び住民記録システムから取得する住民関係情報に基づき、被保険者等の資格情報を管理する。</p> <p>①市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出を受理する。 ②法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出を受理する。 ③市区町村の区域内に住所を有しなくなったことによる被保険者の資格喪失に係る届出を受理する。 ④国民健康保険法6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出を受理する。 ⑤被保険者の氏名変更、被保険者の世帯変更、世帯主の変更の届出を受理する。 ⑥修学中の者、病院等に入院、入所中又は入居中の者、障害者支援施設等に入所又は入院中の者等、住民登録外の者に係る届出を受理する。 ⑦退職被保険者資格の管理を行う。</p> <p>2. 70歳以上の被保険者に係る一部負担金の割合の判定に関する事務 ①国民健康保険システム(国民健康保険賦課システム)より所得情報を取得し、被保険者等の住民税課税標準所得額及び世帯の収入状況に基づき一部負担金の割合を判定し管理する。 ②基準収入額適用申請を受理し、一部負担金の割合の変更を行う。</p> <p>3. 被保険者証等の交付、回収、検認、更新、再交付又は返還に関する事務 被保険者証及び被保険者証兼高齢受給者証 ①有効期限は1年であるため、毎年8月に更新作業を行う。特別の有効期限を定めた被保険者証及び被保険者証兼高齢受給者証については、さいたま市国民健康保険条例施行規則に基づき更新を行う。また、窓口又は郵送により随時で交付等を行う。 ②被保険者証兼高齢受給者証については毎年8月に所得情報に基づき一部負担金の割合を判定し、更新作業を行う。</p> <p>4. その他 ①被保険者資格証明書交付事務 国民健康保険法第9条等に基づき、被保険者証の返還請求及び被保険者資格証明書の交付を行う。 ②支援措置対象者の管理 住民記録システムにおいて、支援措置の対象となっている者について、対象者の管理を行う。 ③被保険者情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p><b>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】</b> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(番号法)に基づき、国民健康保険(資格・給付)に関する事務では、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1. 個人番号の取得 ①住民記録システムより、連携基盤システムを経由し、個人番号を取得する。 ②国民健康保険法施行規則に規定される個人番号の記入が求められる様式より、住民登録外を含む未登録の個人番号を取得する。</p> <p>2. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性の確認) 国保システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②個人番号による個人の特定 各種届出に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。</p> <p>3. 特定個人情報の提供 ①個人番号を含むデータを番号連携サーバへアップし、番号連携サーバから中間サーバへ送信し、他市から情報提供ネットワーク経由でデータを利用できるようにする。 ②宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を場号連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体統合宛名番号を採番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い符号生成を行う。</p> <p>4. 特定個人情報の利用 番号連携サーバより、他医療保険者の医療保険給付関係情報の照会を行う。 番号連携サーバより、地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報の照会を行う。</p>

②事務の内容 ※

【給付事務全体の概要】

国民健康保険事業の健全な運営を確保し社会保障及び被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関し必要な保険給付を行うことにより、国民保健の向上に寄与することを目的とした以下の事務を行う。

1. 法定給付のうち絶対的必要給付に関する事務

①療養の給付に関する事務

被保険者が疾病又は負傷したとき、保険医療機関で直接、診療又は手当を受けることができる医療サービスを給付する。

②入院時食事療養費に関する事務

入院時における食事に要した費用について、標準負担額を控除した額を入院時食事療養費として給付する。

③入院時生活療養費に関する事務

診療病床に入院する一定以上年齢の被保険者の生活療養に要した費用について、一定額を控除した額を入院時生活療養費として給付する。

④移送費に関する事務

負傷、疾病等により移動が困難な被保険者が医師の指示により一時的、緊急的な必要があつて移送された際の費用について、全額を給付する。

⑤高額療養費に関する事務

保険医療機関の窓口で支払う医療費について、負担限度額を控除した額を高額療養費として給付する。

⑥訪問看護療養費に関する事務

難病又は末期がん等で継続して療養を受ける必要のある被保険者が、居宅において訪問看護を受けた場合に要した費用について給付する。

⑦特別療養費に関する事務

一：被保険者資格証を提示して受けた療養について給付する。

二：被保険者が日雇労働者・もしくはその扶養となった場合の継続療養について給付する。

⑧保険外併用療養費に関する事務

保険診療と保険外診療の併用治療は原則認められていないが、「評価療養」又は「選定療養」を受けた療養について、給付する。

⑨療養費に関する事務

一：現物給付を行うことが困難だった場合、被保険者が療養に要した費用を一時立替え、その費用について給付する。

二：国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ提出する、「療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金の一部に相当する額の請求書」及び対象者一覧を作成する。

⑩高額介護合算療養費に関する事務

医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合、医療保険・介護保険のそれぞれの負担限度額を控除後、両方の年間の自己負担額を合算し一定額を控除した額を高額介護合算療養費として給付する。

2. 法定給付のうち相対的必要給付に関する事務

①出産育児一時金に関する事務

妊娠4か月以上の被保険者について、出産育児一時金を給付する。

②葬祭費に関する事務

被保険者が死亡した場合について、葬祭費を給付する。

3. その他の事務

①他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務

被保険者が別に定める被用者保険等(公費治療など)による医療に関する給付を受けることができる場合との調整を行う。

②人間ドックに関する事務

「国保人間ドック受診票」の発行を行う。

③医療費通知に関する事務

「医療費のお知らせ」を送付し費用額の周知を図る。

④不当利得の徴収に関する事務

不正の行為によって保険給付を受けた者に対し、その給付について徴収する。

⑤保険給付と損害賠償請求権の調整に関する事務

第三者の行為によって発生した保険給付について損害賠償請求権の代位取得およびその調整を行う。

⑥ジェネリック差額通知に関する事務

「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を作成し後発医薬品の使用促進を図る。

⑦国庫補助金等に関する申請

国庫補助金に関する申請書を作成し埼玉県へ提出する。

連合会における各種事業に関する申請書を作成し連合会へ提出する。

⑧高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。

【事務全体の概要のうち、特定個人情報ファイルを使用する事務】

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、国民健康保険国保給付システムでは特定個人情報を以下の事務で取扱う。

1. 個人番号の取得

① 国保資格システムから住民の個人番号を取得。

② 被保険者より国民健康保険法施行規則に規定されている申請書の提出により個人番号を取得。

2. 特定個人情報情報の使用

- ① 給付申請について申請書による特定個人情報(又は個人情報)を受領後、国保資格システムより被保険者の宛名情報の入手、資格情報との突合チェックを行う。また必要に応じて国保収納システムより滞納の有無の確認、国保賦課システムより賦課情報を取得し負担額の確認を行い、国保給付システムへ入力し特定個人情報ファイルを作成。国保給付システム内で給付の重複等が無いか確認し支給額を決定。支給決定通知を送付し、口座振込データを作成。なお療養費業務については国保資格システムより被保険者の宛名情報の入手、資格情報との突合チェックを行い、給付内容について審査を国保連合会へ業務委託している。
- ② 証明書(又は受診票)の交付について申請書による特定個人情報(又は個人情報)を受領後、国保資格システムより被保険者の宛名情報の入手、資格情報との突合チェックを行う。また必要に応じて国保収納システムより収納情報から滞納の有無の確認、国保賦課システムより賦課情報を取得し負担区分の確認を行い、国保給付システムへ入力し特定個人情報ファイルを作成。国保給付システム内で重複登録等が無いか確認し証明書(又は受診票)を交付する。
- ③ レセプト審査について、国保連合会よりレセプトデータを受領後、国民健康保険国保給付システムへ取込み特定個人情報ファイルを作成。国保資格システムより被保険者の宛名情報の入手、資格情報との突合チェックを行う。突合チェックにより不当利得(国民健康保険資格喪失後の受診等)等が判明した場合、連合会へ再審査を依頼もしくは不当利得請求通知書及び納付書を国保給付システムより発行し被保険者宛に送付。突合チェック終了後、医療費通知を国保給付システムより作成し送付。
- ④ 高額療養費支給申請書の送付について、上記「③レセプト審査について」にて精査したレセプトを元に、再度国保資格システムより再度被保険者の宛名情報の入手、資格情報との突合チェックを行う。また国保収納システムより滞納の有無の確認、国保賦課システムより賦課情報を取得し負担額の確認を行い、高額療養費支給申請書を国保給付システムより発行し被保険者宛に送付。
- ⑤ 高額介護合算療養費について申請書による特定個人情報を受領後、国保資格システムより被保険者の宛名情報の入手、資格情報との突合チェックを行う。また必要に応じて国保収納システムより滞納の有無の確認、国保賦課システムより賦課情報を取得し負担額の確認を行い、介護情報との突合及び計算を連合会へ委託。連合会にて計算が終わり次第、国保給付システムへ取り込み、支給決定通知を送付し、口座振込データを作成。
- ⑥ 国庫補助金に関する申請書類を作成し埼玉県へ提出する。
- ⑦ 連合会における各種事業(保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業等)に関する申請書類を作成し連合会へ提出する。

【オンライン資格確認全体の概要】

オンライン資格確認とは、医療保険資格情報を個人単位化し、国保連合会または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))へ一元管理を委託するとともに、医療機関等がオンラインで資格確認等を行うことができる仕組みのこと。これによって、医療保険の資格管理の更なる適正化・効率化を図ることができるようになる。

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を国保連合会または支払基金(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。

【オンライン資格確認に係る事務】

・国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。

・支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。

③対象人数	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
-------	------------	--





システム2	
①システムの名称	国民健康保険システム(国民健康保険給付システム)
②システムの機能	<p>国民健康保険の被保険者等の給付情報の申請情報の管理と記録及び給付、被保険者の所得情報に基づく各種証の発行と発行記録を管理する。</p> <p>1. 給付申請書登録・照会・管理機能</p> <p>① 給付申請によって国保給付特定個人情報ファイルに入力された特定個人情報について国保資格特定個人情報ファイルより被保険者の宛名・資格情報との突合を行う。</p> <p>② 国保収納特定個人情報ファイルより滞納の有無の確認、国保賦課特定個人情報ファイルより賦課情報を取得し負担額の確認を行い、国保給付特定個人情報ファイル内に重複登録等が無い確認し支給額を決定。</p> <p>③ 支給決定通知の作成及び口座振込データを作成する。</p> <p>2. 証明書(受診票)登録・照会・管理機能</p> <p>① 証明書交付申請書によって国保給付特定個人情報ファイルに入力された特定個人情報について国保資格特定個人情報ファイルより被保険者の宛名・資格情報との突合を行う。</p> <p>② 国保収納特定個人情報ファイルより滞納の有無の確認、国保賦課特定個人情報ファイルより賦課情報を取得し負担区分の確認を行い、国保給付特定個人情報ファイル内に重複登録等が無い確認し証明書(又は受診票)を交付する。</p> <p>3. レセプト管理及び医療費通知作成機能</p> <p>① 被保険者が受診した医療機関より国保連合会へレセプトデータが送られ、国保連合会より提供されたレセプトデータを国保給付特定個人情報ファイルに取込む。</p> <p>② 取込み後、国保資格特定個人情報ファイルより被保険者の宛名・資格情報との突合を行いエラー分について、連合会へ過誤・再審査を依頼、または被保険者へ不当利得請求通知および納付書を作成する。</p> <p>③ レセプトデータより医療費通知を作成する。</p> <p>4. 高額療養費支給申請書作成機能</p> <p>① 前項の「3. レセプト管理及び医療費通知作成機能」において処理後のレセプトデータをもとに、再度国保資格特定個人情報ファイルより被保険者の宛名・資格情報との突合を行い、国保収納特定個人情報ファイルから滞納の有無の確認、国保賦課特定個人情報ファイルより賦課情報を取得し負担額の確認を行う。</p> <p>② 国保給付特定個人情報ファイル内で給付の重複等が無い確認し高額療養費支給額を決定。支給申請書を作成する。</p> <p>③ 被保険者からの申請後、支給決定通知の作成及び口座振込データを作成する。</p> <p>5. 高額介護合算療養費登録・照会・管理機能</p> <p>① 国保連合会より提供された高額介護合算療養費自己負担情報を国民健康保険給付システムに取込み、国保資格特定個人情報ファイルにて確認補正する。</p> <p>② 高額介護合算療養費仮算定結果を取込み、被保険者の宛名・資格情報と突合し、高額介護合算療養費通知を作成する。</p> <p>③ 申請書収納特定個人情報ファイルより収納情報から滞納の有無の確認、国保賦課特定個人情報ファイルより賦課情報を取得し負担額の確認を行い、介護保険課のシステムより介護給付状況を取込み国保給付システム内で給付の重複等が無い確認後、支給額を決定。</p> <p>④ 支給決定通知の作成及び口座振込データを作成する。</p> <p>6. ジェネリック差額通知作成機能</p> <p>① 連合会より提供された被保険者が受診した調剤薬局のレセプトデータより、データを国保給付特定個人情報ファイルに取込む。</p> <p>② 取込み後、国保資格特定個人情報ファイルより被保険者の宛名・資格情報との突合を行い「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国民健康保険資格システム、国民健康保険賦課システム、税収納システム )</p>

システム3	
①システムの名称	総合宛名システム
②システムの機能	<p>総合宛名システムは、住登者および住登外者データの取込処理と各業務システムへのデータ提供を基本機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携データ取込機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住記システムから、住登者データの取込を行う。</li> <li>・住記システム以外の各業務システムから住登外者データの取込を行う。</li> </ul> </li> <li>・データ提供機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務システムに対し、宛名データおよび共通マスタデータを日次もしくは随時にて、差分/全件データ提供する。</li> </ul> </li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 （ 総合宛名システムを利用する全てのシステム ）</p>
システム4	
①システムの名称	番号連携サーバ
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宛名管理機能: 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。</li> <li>2. 統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</li> <li>3. 符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</li> <li>4. 情報提供機能: 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</li> <li>5. 情報照会機能: 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</li> <li>6. お知らせ機能: 各業務で管理するお知らせ送付先情報を受領し、お知らせする内容とともに中間サーバーへ送信する。中間サーバーよりお知らせ情報の開封状況・回答結果を受信する。指定したお知らせ情報の取消要求を中間サーバーへ送信する。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 （ 番号連携サーバを利用する全てのシステム ）</p>



システム5									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び個人情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> <li>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</li> <li>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> <li>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</li> <li>11. お知らせ機能 お知らせ情報送信、お知らせ情報状況確認、お知らせ情報取消を行う。</li> <li>12. 自己情報提供機能 自己情報提供状況及び提供内容の確認を行う。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム	[ <input type="checkbox"/> ] その他 (	)
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ <input type="checkbox"/> ] その他 (	)								
システム6～10									

システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	本人確認情報検索 統合端末(住基CS端末)において入力された個人番号又は4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせにより本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 戸籍システム、コンビニ交付システム、番号連携サーバ )
システム7	
①システムの名称	連携基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	① Web 連携機能(同期連携/非同期連携) : SOAP/Web サービスを用いてデータ連携を行う。 ② ファイル連携機能(送受信/通知) : FTPによりファイル送受信を行う。 ③ データベース連携機能 : JDBC/ODBCにより共通データベースへ、データを書込・取得する。 ④ 日本語資源管理 : 外字の管理・配信する作業 ⑤ 印刷基盤 ⑥ 共通認証基盤 ⑦ ファイルサーバ
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 連携基盤システムを経由して庁内連携する全てのシステム )

システム8	
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務</p> <p>①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市の国保総合PC(埼玉県国民健康保険団体に設置されるサーバー及び専用線を用い使用するPC群の総称で国保総合システム及び国保情報集約システムはこのPCのみにおいて操作する)のファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市から国保連合会へ送信する。</p> <p>②被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、市の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務</p> <p>①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>②継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)</p> <p>①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市から国保連合会へ送信する。</p> <p>②医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム、医療保険者等向け中間サーバー等 )</p>



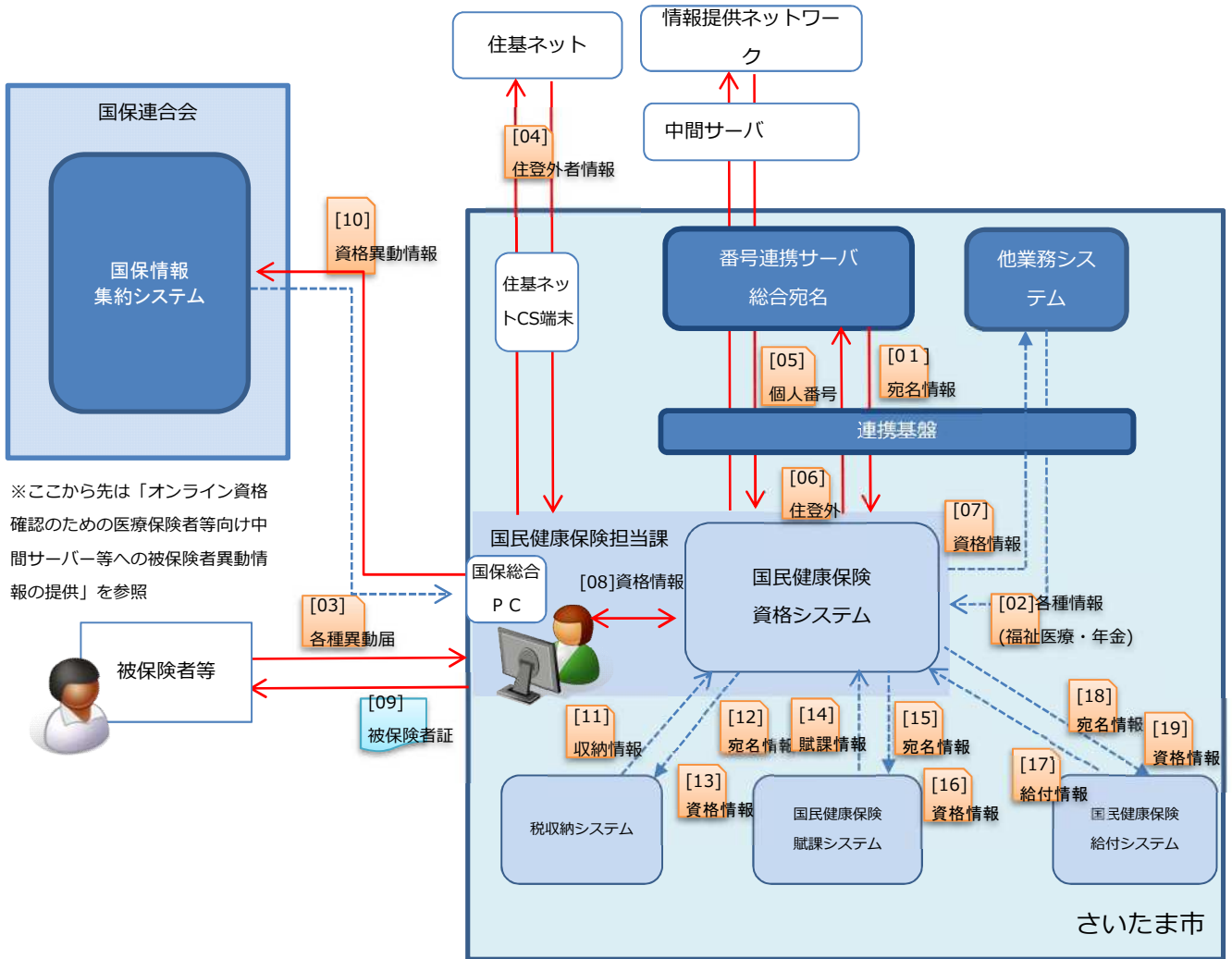
3. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格特定個人情報ファイル 2. 国保給付特定個人情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>&lt;被保険者資格管理等に係る事務&gt;            1. 国保資格特定個人情報ファイル            ・国民健康保険の被保険者等の資格の取得・喪失を正しく把握し、被保険者の資格に基づく保険給付事務を公平・公正かつ効率的に行うため。            ・番号法に基づき、本人確認及び情報提供ネットワークを通じた情報提供並びに情報照会を行うため。</p> <p>&lt;被保険者給付に係る事務&gt;            2. 国保給付特定個人情報ファイル            ・被保険者からの申請時において、国保給付特定個人情報ファイルを利用し一元管理することで、多岐に渡る給付事務の中で被保険者の申請忘れや重複申請などを未然に防ぎ、それぞれの事務において正確な対応ができる。また申請後の審査においても誤登録や重複給付を防ぎ、健全な給付管理をすることができる。            ・レセプト情報から不当利得請求や連合会への過誤再審査処理や高額療養費支給申請の作成や医療費通知の作成等も一括で行うことができ、被保険者ごとの多数に渡る資料からそれぞれに合わせた速やかで確実な事務処理を行うことができる。</p> <p>&lt;オンライン資格確認に係る事務&gt;            ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いる必要があるため。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>&lt;被保険者資格管理等に係る事務&gt;            1. 国保資格特定個人情報ファイル            ・本人確認情報により個人を正確かつ迅速に特定できるため、資格に関する届出を効率的に処理することができる。</p> <p>&lt;被保険者給付に係る事務&gt;            2. 国保給付特定個人情報ファイル            ・本人確認情報により個人を正確かつ迅速に特定できるため、給付に関する届け出を効率的に処理することが期待される。            ・被保険者の確認を個人番号にすることで、国保システム内のみで突合しかできなかった処理を、他の保険者・市区町村まで範囲を広げ照合できることで、効率的に情報を管理取得し申請時の確認及び証明書交付等の事務処理時間が短縮されることとなり、被保険者の負担の軽減及び利便性の向上が得られる。</p> <p>&lt;オンライン資格確認に係る事務&gt;            ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>&lt;被保険者資格管理等に係る事務&gt; &lt;被保険者給付に係る事務&gt;            番号法第9条第1項 別表第一の30の項、101の項            番号法第9条第2項            番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>&lt;オンライン資格確認に係る事務&gt;            番号法第9条第1項 別表第一の30の項            番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条            国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>



6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<p>&lt;被保険者資格管理等に係る事務&gt; &lt;被保険者給付に係る事務&gt;            番号法第19条第8号            (別表第二における情報提供の根拠)            ・1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)            ・42,43,44,45,121</p> <p>&lt;オンライン資格確認に係る事務&gt;            番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等)            国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

○国保資格管理



→ ・システムで利用する特定個人情報の流れ  
--> ・システムで利用する特定個人情報以外の情報の流れ

[No]データ ・取扱いデータ      外部システム      他業務システム等      WebRingsシステム

[No]帳票類 ・取扱い紙データ

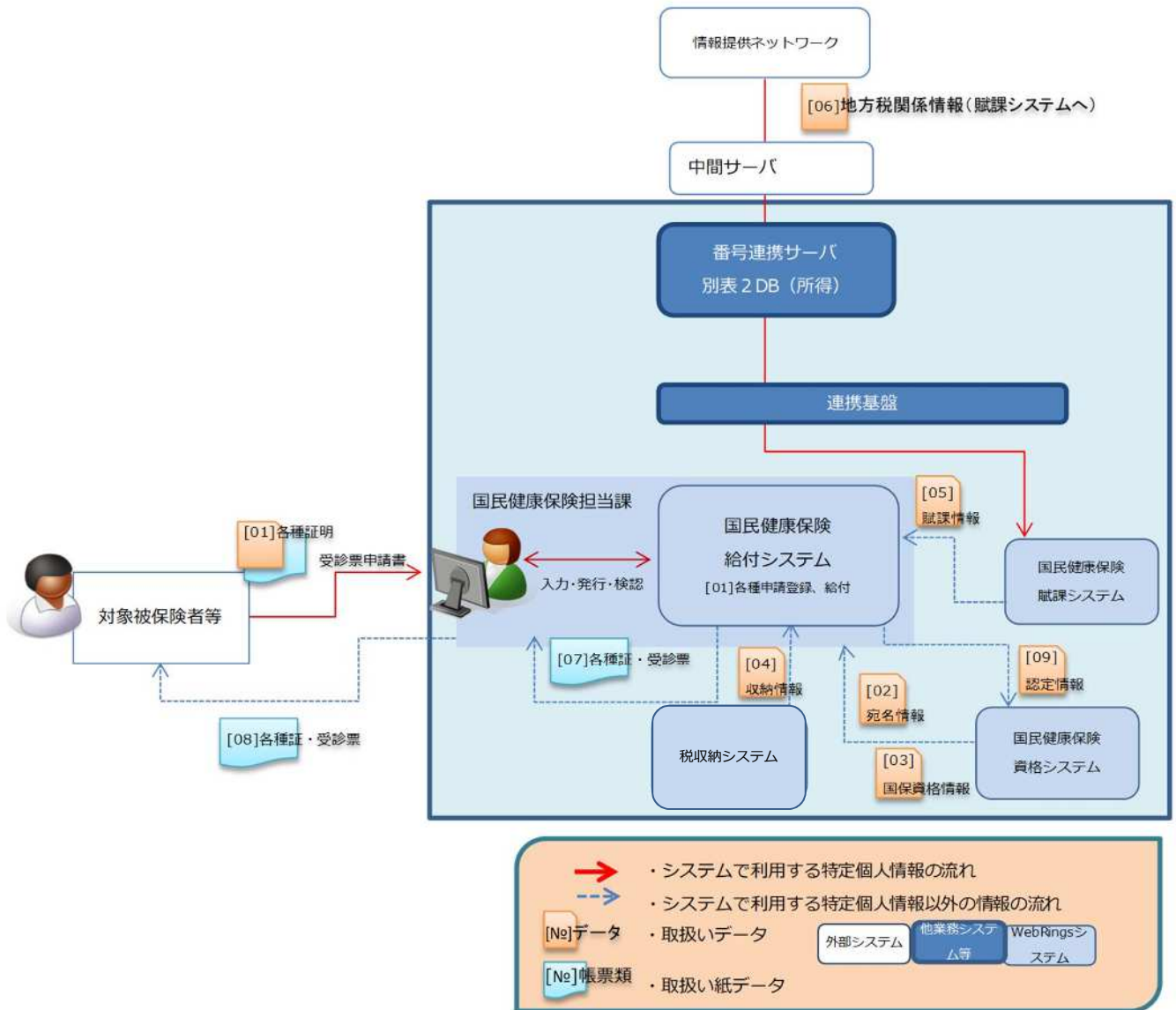
## (別添1) 事務の内容

(備考)

- [01] 総合宛名から連携基盤へ連携された宛名を情報入手する。(宛名情報)
- [02] 他業務システムより情報入手する。(福祉医療・年金の情報)
- [03] 個人からの届出により国保資格の異動情報を入力する。
- [04] 住基ネットCS端末より住登外者情報を照会する。
- [05] 情報提供ネットワークより番号情報を入力する。
- [06] 国民健康保険資格システムにて住登外者情報を登録して連携基盤へ連携させる。(業務作成分の住登外者の宛名情報)
- [07] 国保健康保険資格システムにて入力された資格情報を連携基盤へ連携させる。(被保険者の資格履歴情報)
- [08] 国民健康保険担当課にて国民健康保険システムを参照、更正する。
- [09] 国民健康保険担当課にて被保険者証を作成して、被保険者に交付する。
- [10] 国保連合会へ被保険者異動情報を提供し、被保険者情報を入力する。
- [11] 税収納システムより収納情報を入力する。
- [12] 国民健康保険資格システムより宛名情報を入力する。
- [13] 国民健康保険資格システムより資格情報を入力する。
- [14] 国民健康保険賦課システムより賦課情報を入力する。
- [15] 国民健康保険資格システムより宛名情報を入力する。
- [16] 国民健康保険資格システムより資格情報を入力する。
- [17] 国民健康保険給付システムより給付情報を入力する。
- [18] 国民健康保険資格システムより宛名情報を入力する。
- [19] 国民健康保険資格システムより資格情報を入力する。

(別添1) 事務の内容

○国保給付～各種証明書・受診票 関連～

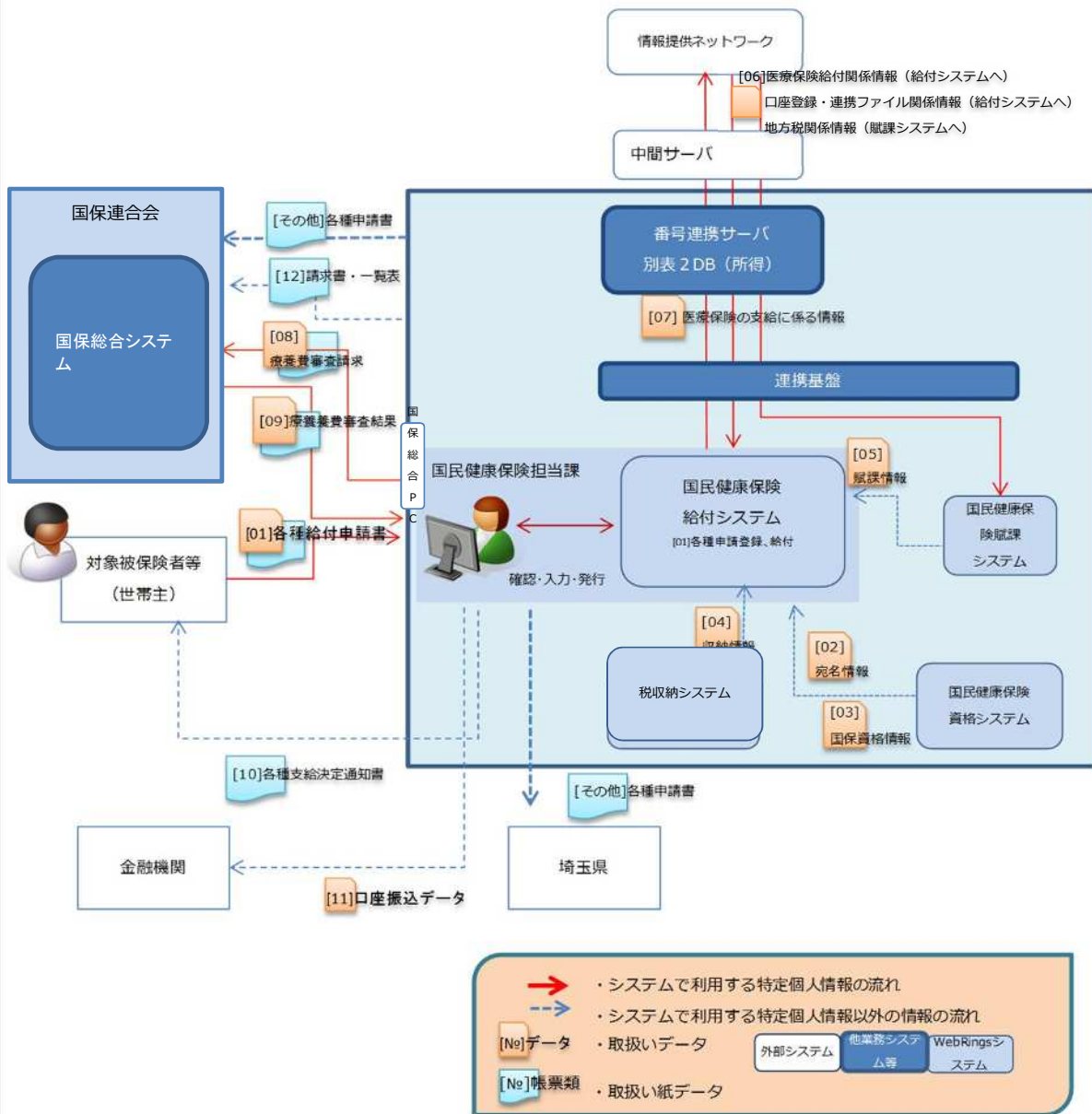


(備考)

- [01] 対象被保険者等からの申請により各種証明書・受診票交付申請の受付を行い給付システムへ入力する。
  - [02] 国民健康保険資格システムより宛名情報を入手する。
  - [03] 国民健康保険資格システムより国保資格情報を入手する。
  - [04] 税収納システムより収納情報を入手する。
  - [05] 国民健康保険賦課システムより賦課情報を入手する。
  - [06] 情報提供ネットワークより情報入手する。  
・調査が必要になった都度、地方税関係情報を賦課システムへ取込む(条例制定)
  - [07] 国民健康保険担当課にて国民健康保険システムより申請登録、各種証明書・受診票の発行を行う。
  - [08] 検認後、対象被保険者等に各種証・受診票を交付する。
  - [09] 認定証該当情報を資格システムに提供する。
- ※受診票交付事務では[05][06]について実施しません。

(別添1) 事務の内容

○国保給付～各種給付申請書関係～



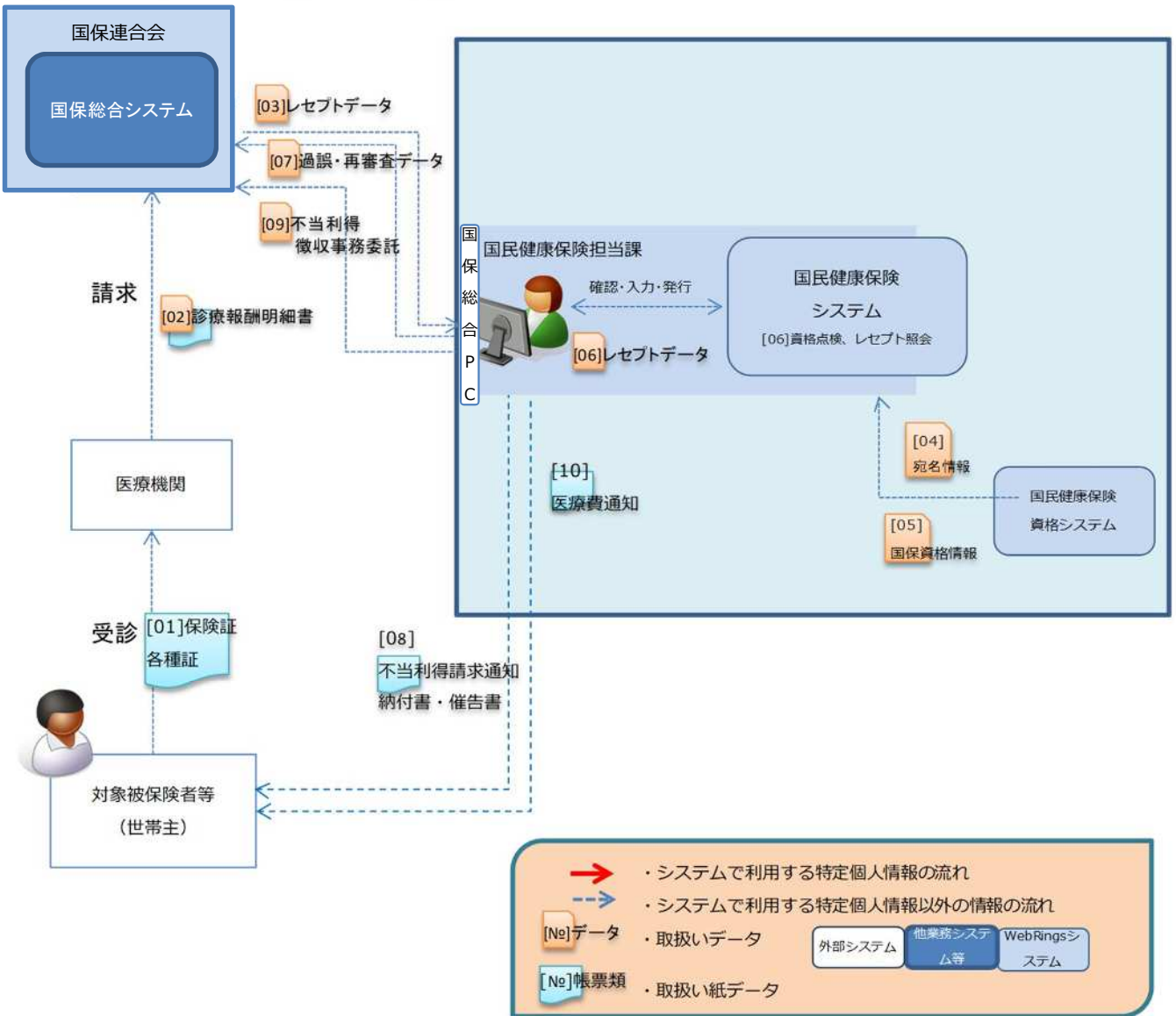
(備考)

- [01] 対象被保険者等からの申請により各種給付申請の受付を行い、給付システムへ入力する。
- [02] 国民健康保険資格システムより宛名情報を入手する。
- [03] 国民健康保険資格システムより国保資格情報を入手する。
- [04] 税収納システムより収納情報を入手する。
- [05] 国民健康保険賦課システムより賦課情報を入手する。
- [06] 情報提供ネットワークより情報入手する。
  - ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を賦課システムへ取込む(条例制定)。
  - ・調査が必要になった都度、医療保険給付関係情報を給付システムへ取込む。
  - ・調査が必要になった都度、口座登録・連携ファイル関係情報を給付システムへ取込む。
- [07] 情報提供ネットワークに情報提供する。(医療保険の支給に係る情報)
- [08] 療養費の申請のみ審査を国保連合会に委託する。
  - ・個人番号を記載した申請書を国保連合会へ渡すが、紙ベースの特定個人情報ファイルのため手作業処理ファイルと分類され、今回の評価実施義務対象外となる。
- [09] 国保連合会より審査後の療養費申請書及び審査結果を受領する。
- [10] 支給決定通知書を発行し、世帯主に送付する。
- [11] 支給金額を記録した口座振替データを金融機関に送付する。
- [12] 療養費に関する申請から、国保連合会へ提出する「療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金の一部に相当する額の請求書」及び対象者一覧を作成する。
- [その他]国庫補助金に関する申請・連合会における各種事業(保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業等)に関する申請書を作成し提出する。



**(別添1) 事務の内容**

○国保給付～レセプト管理・医療費通知作成関係～



(備考)

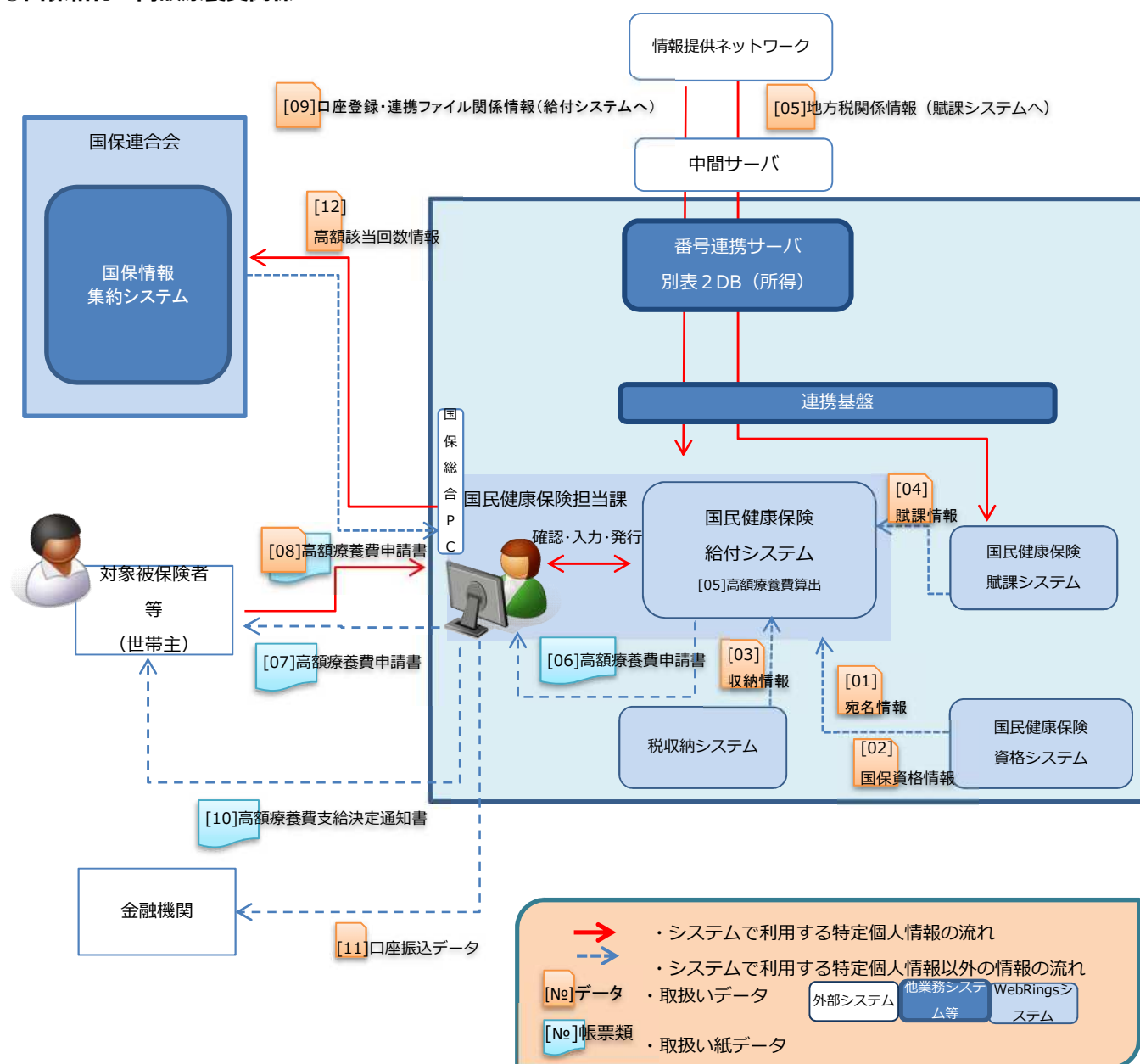
- [01] 被保険者等が医療機関を受診する。
- [02] 医療機関が国保連合会に診療報酬明細書(以下レセプト)で審査支払請求する。
- [03] 国保連合会からレセプトデータを入手し、給付ファイルへ入力する。
- [04] 国民健康保険資格システムより宛名情報を入手する。
- [05] 国民健康保険資格システムより国保資格情報を入手する。
- [06] 国民健康システムにより上記情報を元にレセプトデータの資格及び過誤・再審査が必要なものにはデータを入力する。
- [07] 国保連合会へ過誤申出、再審査請求を行う。
- [08] 世帯主に不当利得請求通知・納付書を発行送付し、納付が無かった場合は催告書を発行送付する。
- [09] [08]のうちの一部については国保連合会へ不当利得徴収事務を委託する。
- [10] 対象被保険者等に医療費通知を送付する。

1. 市町村診療報酬審査支払業務

- ・保険医療機関等から提出される診療報酬の審査支払を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務および本業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号は使用しない。

(別添1) 業務の内容 ※

○国保給付～高額療養費関係～



(備考)

[01] 国民健康保険資格システムより宛名情報情報を入手する。

[02] 国民健康保険資格システムより国保資格情報を入手する。

[03] 税収納システムより収納情報を入手する。

[04] 国民健康保険賦課システムより賦課情報を入手する。

[05] 情報提供ネットワークより情報入手する。

・調査が必要になった都度、地方税関係情報を賦課システムへ取込む(条例制定)

[06] [01][02][03][04][05]の情報及び国民健康保険給付システムで保持しているレセプト情報を元に、高額療養費の算出を行い高額療養費支給申請書を発行する。

[07] 世帯主に高額療養費申請書を送付する。

[08] 対象被保険者等からの申請により高額療養費の受付を行い給付システムへ入力する。

[09] 情報提供ネットワークより情報入手する。

・調査が必要になった都度、口座登録・連携ファイル関係情報を給付システムへ取込む。

[10] 支給決定通知書を世帯主に送付する。

[11] 支給金額を記録した口座振替データを金融機関に送付する。

[12] 高額該当回数の引き継ぎ業務

・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。

・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

継続候補世帯の抽出

・市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村事務処理システムに当該情報を登録する。

・国民健康保険市区町村事務処理システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。

・市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保情報集約システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。国保連合会の国保情報集約システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。国保連合会の国保情報集約システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。国保連合会の国保情報集約システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。

・市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。

市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保情報集約システムに、継続世帯の確定指示が送信される。国保連合会の国保情報集約システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。

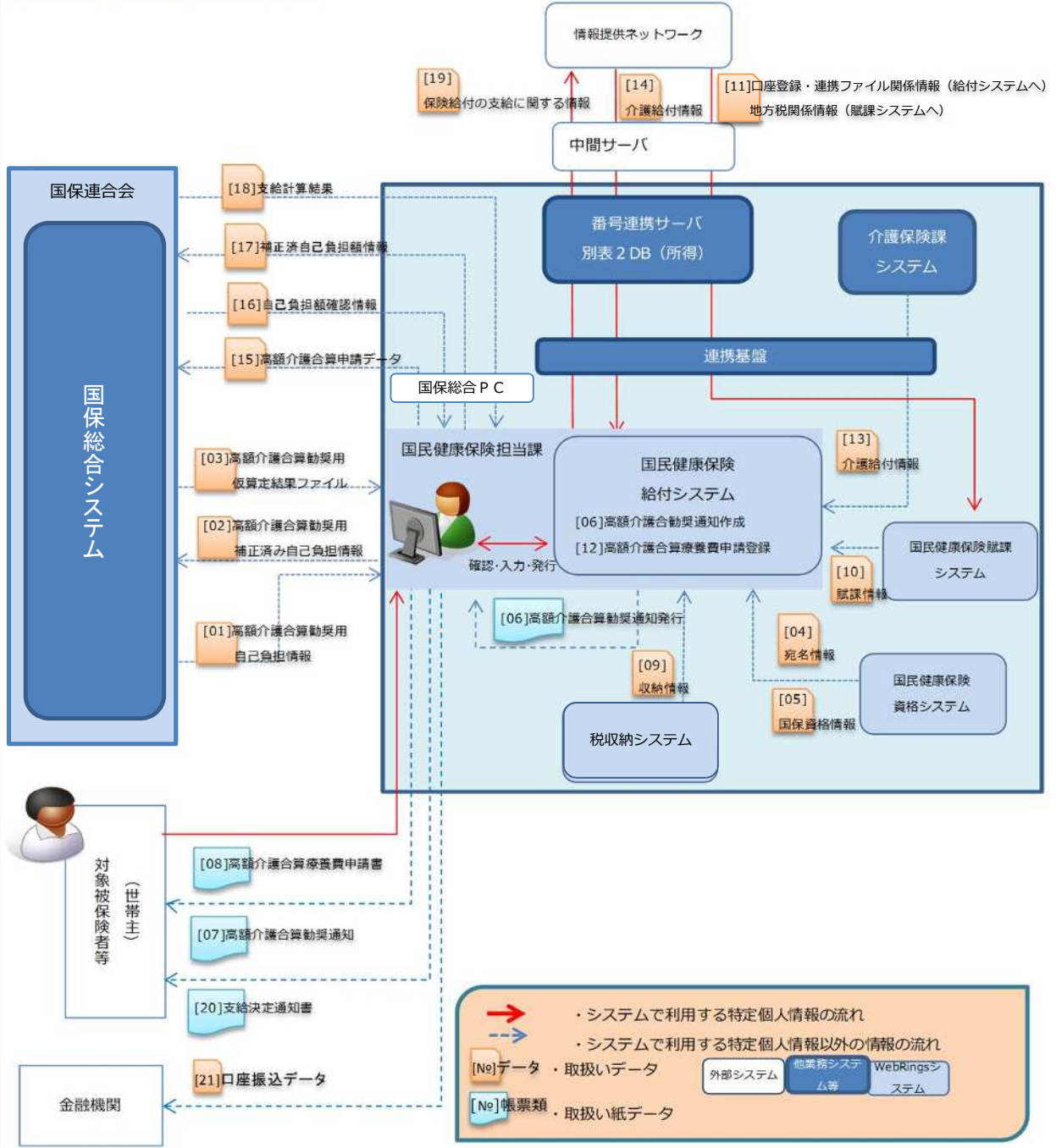
・国保連合会の国保情報集約システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。

・国保連合会の国保情報集約システムから市区町村の国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。

・市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

(別添1) 事務の内容

○国保給付～高額介護合算療養費関係～



(備考)

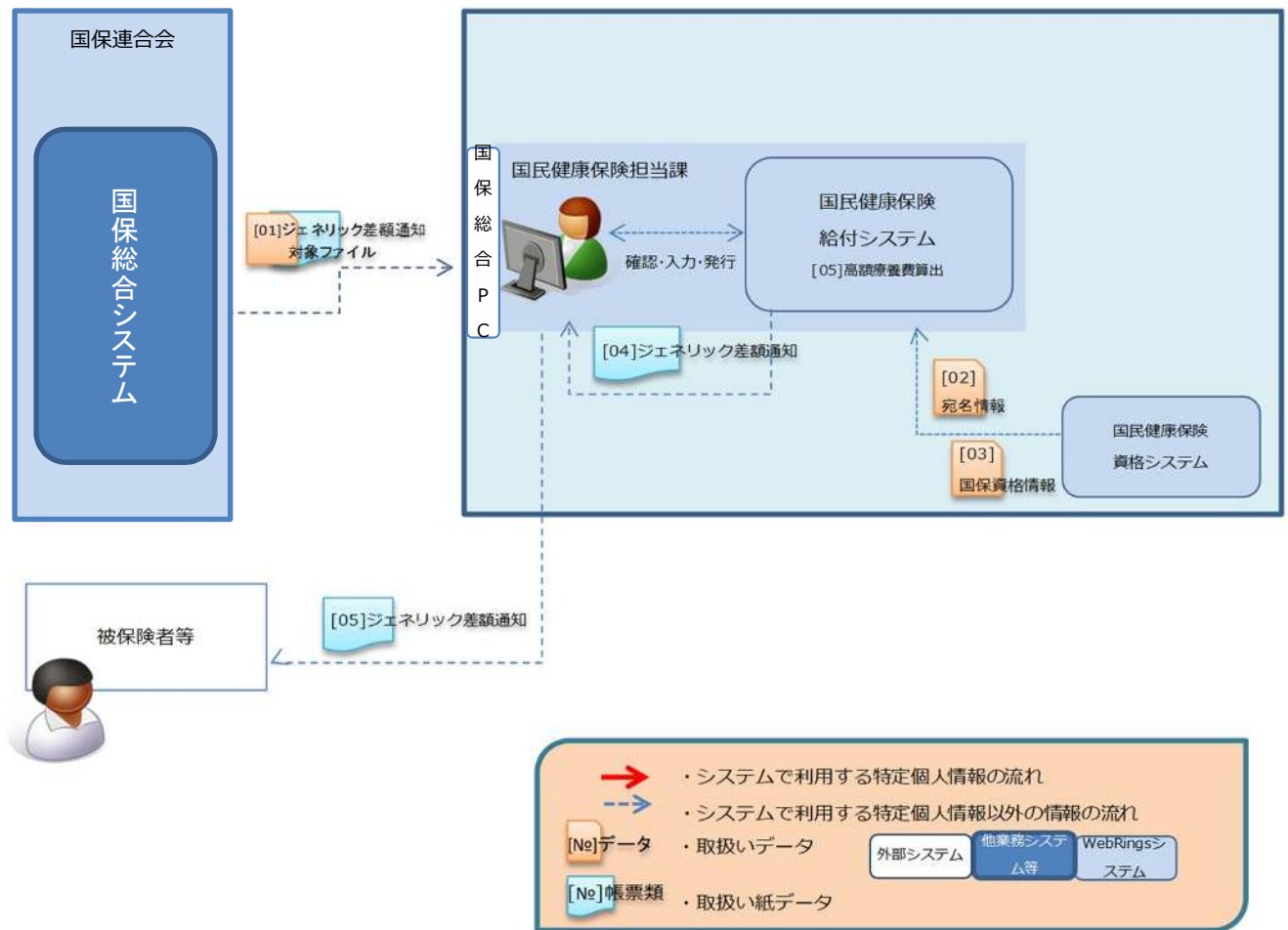
- [01] (勸奨通知作成事務) 国保連合会から高額介護合算勸奨用自己負担情報を入力し、給付システムへ入力。
- [02] (勸奨通知作成事務) 国民健康保険給付システムで保持している自己負担情報を元に高額介護合算勸奨用補正済自己負担情報を作成し、連合会へ提供する。
- [03] (勸奨通知作成事務) 国保連合会から[02]をもとに作成された、高額介護合算勸奨用仮算定結果ファイルを入力し、給付システムへ入力する。
- [04] (勸奨通知作成事務) 国民健康保険資格システムより宛名情報を入力する。
- [05] (勸奨通知作成事務) 国民健康保険資格システムより国保資格情報を入力する。
- [06] (勸奨通知作成事務) [03][04][05]の情報を元に、高額介護合算勸奨通知を作成し発行する。
- [07] 世帯主に高額介護合算勸奨通知を送付する。

- [08] 対象被保険者等から高額介護合算支給申請の受付をする。
- [09] (支給額決定事務) 税込納システムより収納情報を入手する。
- [10] (支給額決定事務) 国民健康保険賦課システムより賦課情報を入手する。
- [11] (支給額決定事務) 情報提供ネットワークより情報入手する。
  - ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を賦課システムへ取込む(条例制定)
  - ・調査が必要になった都度、口座登録・連携ファイル関係情報を給付システムへ取込む。
- [12] (支給額仮決定事務)[08][09][10]または[11]をもとに国民健康保険給付システムへ高額介護合算療養費申請登録をする。
- [13] (支給額仮決定事務) 介護保険課のシステムより連携基盤を通して介護給付情報を入手する。
- [14] (支給額仮決定事務) 情報提供ネットワークより情報入手する。
  - ・調査が必要になった都度、介護給付情報を給付システムへ取込む
- [15] (支給額仮決定事務)[12]のデータを国保連合会へ提供する。
- [16] (支給額仮決定事務) 国保連合会より自己負担額確認情報が提供されるので、給付システムへ入力し再計算する。
- [17] (支給額決定事務) 国保連合会へ補正済自己負担額情報を提供する。
- [18] (支給額決定事務) 国保連合会より支給計算結果を入手し、給付システムへ入力し決定通知を作成する。
- [19] (支給額決定事務) 情報提供ネットワークに保険給付の支給に関する情報を提供する。
- [20] 世帯主へ支給決定通知を送付する。
- [21] 金融機関へ口座振替データを送付する。



(別添1) 事務の内容

○国保給付～ジェネリック差額通知関係～

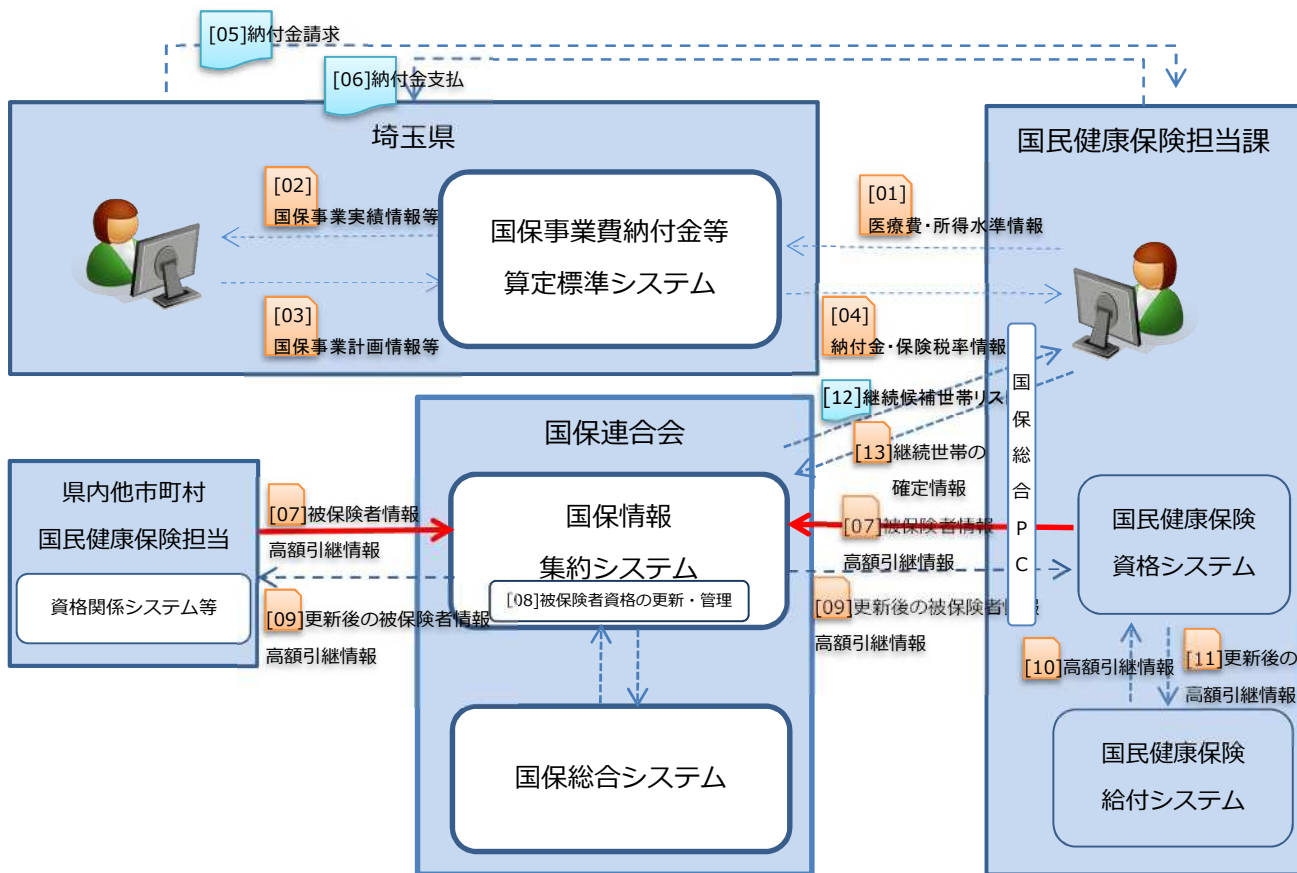


(備考)

- [01] 国保連合会からジェネリック差額通知対象ファイル入手し、給付ファイルへ入力する。
- [02] 国民健康保険資格システムより宛名情報を入手する。
- [03] 国民健康保険資格システムより国保資格情報を入手する。
- [04] 上記情報を元に、給付ファイルよりジェネリック差額通知を発行する。
- [05] 対象被保険者等にジェネリック差額通知を送付する。

(別添1) 業務の内容

○連合会及び県との関係



→ ・システムで利用する特定個人情報の流れ  
→ ・システムで利用する特定個人情報以外の情報の流れ  
[No]データ ・取扱いデータ  
[No]帳票類 ・取扱い紙データ

外部システム
他業務システム等
WebRingsシステム

(備考)

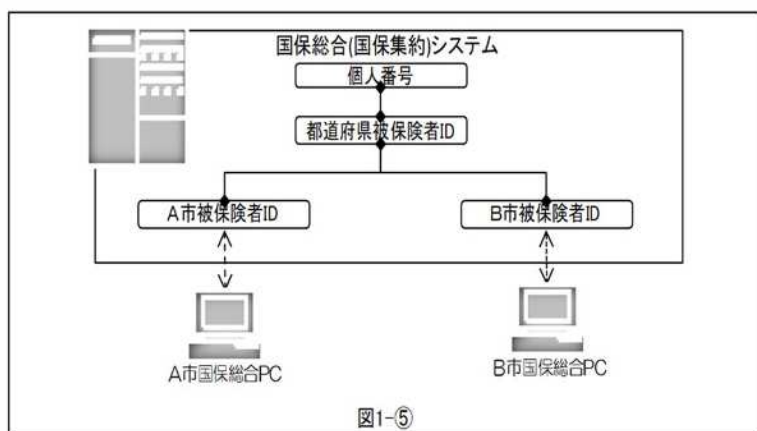
[01]～[06] 都道府県保険者事務共同処理業務

都道府県が、各市町村の国民健康保険保険給付費および国庫負担金や前期高齢者交付金等の実績をもとに保険収納必要額を推計。その保険収納必要額を確保するために、所得水準に基づき各市区町村ごとの保険収納必要額を算定するとともに、標準保険税率及び納付金額を算定後、市町村へ通知・請求する。なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。

[07]～[09]資格継続業務

概要：国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の取得・喪失は発生しない。しかし事務の主体は市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村ごとの適用開始日・適用終了日を用い管理する。被保険者の住所異動に関する情報を、市区町村が国保集約システムに送信することで、国保集約システム上で資格の取得・喪失等の事務を行う。

流れ：日時にて、資格システムからすべての被保険者(喪失該当者・擬制世帯主を含む)情報を、国保連合会の国保集約システムに個人番号を含む「被保険者異動情報」として送信する。国保連合会の国保集約システムでは、各市町村から送信された「被保険者異動情報」の「個人番号」によって同一人の紐付を行う。市区町村間を転居した場合には、転出市区町村・転入市区町村の適用終了日と適用開始日の重複・空白期間等を国保集約システムによってチェックし、被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。また個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDを紐付けし国保集約システム上で管理される(下図参照)。また市区町村は、国保連合会の国保集約システムから配信された被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)を資格システムに取り込み、被保険者情報を更新する。市区町村ではすでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して被保険者情報を管理する。



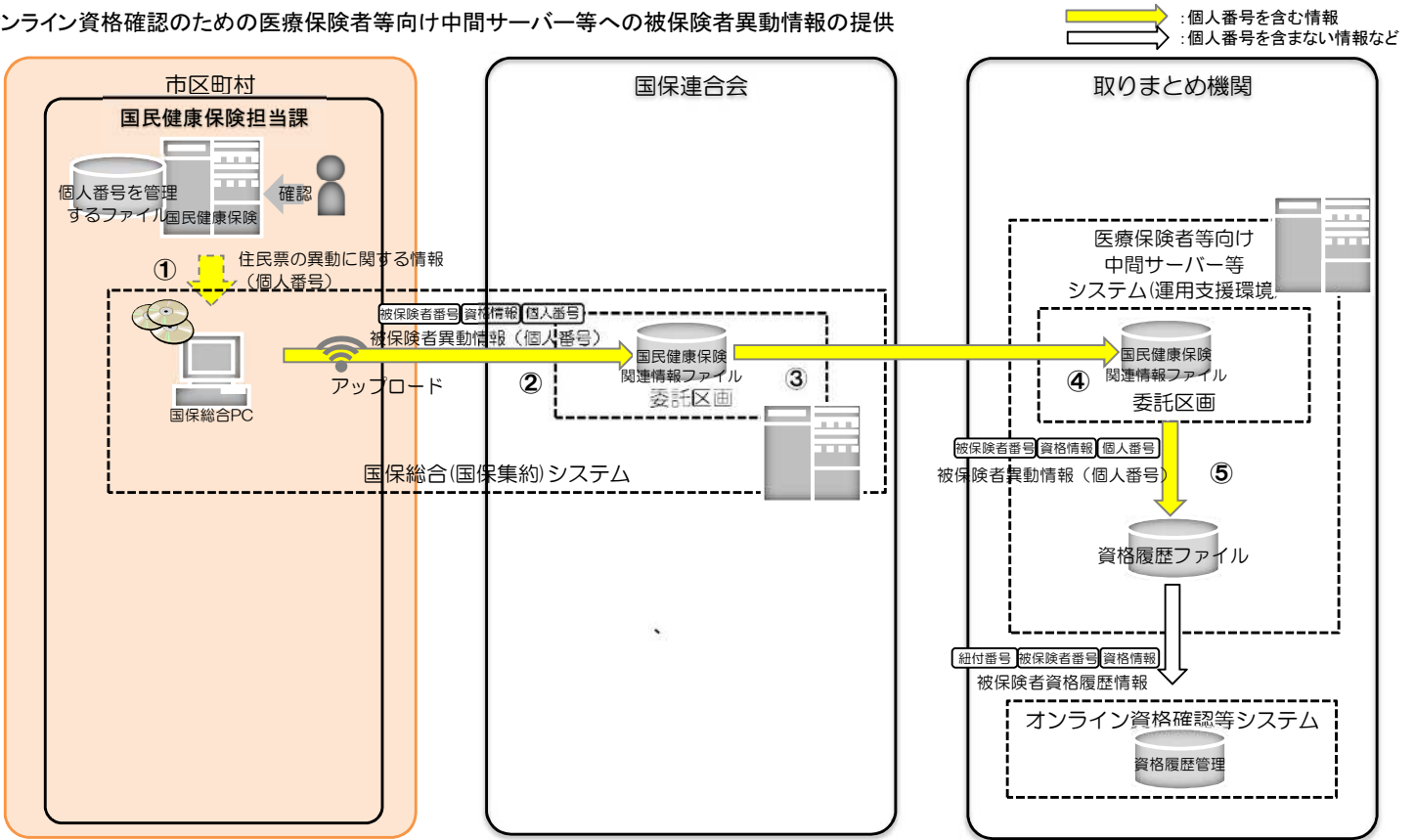
[10]～[13]高額該当回数の引き継ぎ業務

概要：高額療養費制度は、世帯の1か月の医療機関等での支払額が自己負担限度額を超えた場合、その超過額を世帯主へ支給する制度である。また同一保険者の中で当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の自己負担限度額をさらに引下げる制度となっている。被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。そのため国保情報集約システムにおいて世帯ごとの高額該当回数を集計する必要がある。

流れ：市区町村から国保連合会の国保集約システムに「被保険者異動情報」が送信されると、国保集約システムにて継続候補世帯リスト情報を作成し、市区町村へ配信する。市区町村では継続候補世帯リストを見て、継続世帯とするか判断。国保連合会の国保集約システムに継続世帯の確定情報を送信する。さらに市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

(別添1) 業務の内容

○オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供



(備考) オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(1)被保険者異動情報等の送信

- ①市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- ②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- ③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。  
国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- ④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。  
医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- ⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者、旧国保被保険者、旧国保世帯主及び擬制世帯主等であつて、個人番号を有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
その必要性	1. 国民健康保険業務において、本人確認を行うため。 2. 被保険者に療養等の給付を行うため。 3. 国民健康保険税の賦課徴収に必要であるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 口座登録・連携ファイル関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	1. その他識別情報(内部番号) 被保険者、旧国保被保険者、旧国保世帯主、擬制世帯主を特定する為に必要 2. 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 本人確認及び被保険者証又は被保険者証兼高齢受給者証を被保険者に正しく送付する為に必要 3. 連絡先 国民健康保険の被保険者に問い合わせを行う場合に必要 4. 医療保険関係情報 限度額認定申請、一部負担金申請等の申請情報を管理する為に必要。 他保険情報の管理をするために必要。 5. 児童福祉・子育て関係情報、障害者福祉関係情報 他保険制度を確認し、重複給付排除の調整を行う為に必要 6. 雇用・労働関係情報 国保加入に伴い、他保険の退職事由を判定し失業軽減措置を図るために必要 7. 介護・高齢者福祉関係情報 他保険制度を確認し、介護2号適用除外者を管理する為に必要 8. その他 個人番号に紐づけられた公金受取口座への給付を希望する場合に当該口座情報を取得するために必要。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年9月14日
⑥事務担当部署	福祉局 生活福祉部 国保年金課



3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（区政推進部、介護保険課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構、デジタル庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他（埼玉県国民健康保険団体連合会）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワーク）
③入手の時期・頻度	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法施行規則に記載されている届出及び申請を受けた都度</li> </ul> <p>【庁内連携により入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の個人番号については、住民記録システムで異動した都度入手する。</li> </ul> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査が必要になった都度入手する。</li> </ul> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査が必要になった都度入手する。</li> </ul> <p>【埼玉県国民健康保険団体連合会からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日次</li> </ul>
④入手に係る妥当性	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条（利用範囲）による別表第一に規定され、国民健康保険法施行規則で申請等の様式において個人番号の記載が求められることから、届出及び申請等を受けた都度特定個人情報を入手する。</li> </ul> <p>【庁内連携により入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第14条、第14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実者に対して個人番号の提供を求めるとされているため、住民記録システムで異動した都度入手特定個人情報を入手する。</li> </ul> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第14条第2項において明記されており、調査が必要になった場合に入手する。</li> </ul> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</li> </ul> <p>【埼玉県国民健康保険団体連合会からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、資格情報を国保連合会から入手し本市の資格情報と整合性を保つ必要がある。なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</li> <li>・被保険者情報に関する入手の時期・頻度の妥当性 国保集約システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。</li> <li>・被保険者情報に関する入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</li> </ul>



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 10 ) 件	
委託事項1	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守	
①委託内容	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び、職員からの問い合わせに対する調査等を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
その妥当性	システムの保守を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 提供しない )	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。
	⑨再委託事項	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等

委託事項2～5		
委託事項2	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守	
①委託内容	統合基盤システムのハードウェア保守作業 等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
	その妥当性 システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 提供しない )	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	
⑥委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	



<b>委託事項4</b>		国民健康保険システムのアプリケーション保守業務
①委託内容		国民健康保険システムのパッケージアプリケーション保守、及び職員からの問い合わせに対する調査等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険システムで管理されている特定個人情報ファイルの全対象者	
その妥当性	国民健康保険システムの保守を委託する為、国民健康保険システムで管理されている特定個人情報ファイルの全対象者が範囲となる	
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名		株式会社アイネス
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	









委託事項8		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行い、機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	
その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙	
⑤委託先名の確認方法	社会保険診療報酬支払基金のホームページにて、国民健康保険の各保険者の委託を受けて機関別符号取得等事務を実施している旨を公表している。	
⑥委託先名	支払基金	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること





再委託	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の埼玉県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、埼玉県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
<b>委託事項10</b>		国民健康保険システム再構築・運用保守業務委託
①委託内容		標準準拠に対応した国民健康保険システムを導入し、ガバメントクラウドの設定及びシステム運用・保守等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]
対象となる本人の数		[ 100万人以上1,000万人未満 ]
対象となる本人の範囲 ※		国民健康保険システムで管理されている特定個人情報ファイルの全対象者
その妥当性		国民健康保険システムの保守を委託する為、国民健康保険システムで管理されている特定個人情報ファイルの全対象者が範囲となる
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名		株式会社日立製作所
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。
	⑨再委託事項	アプリケーション開発等



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 27 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 8 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	別表第二に定める者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)
②提供先における用途	別表第二に定める事務(別紙1を参照)
③提供する情報	個人番号、4情報、医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者、旧国保被保険者、旧国保世帯主及び擬制世帯主であって、個人番号を有する者(既に資格等を喪失している者を含む。)
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

**(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務**

法令上の根拠 (項番)	情報照会者	事務
一	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
二	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
三	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
四	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
五	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
九	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
十二	市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
十五	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
十七	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

**(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務**

法令上の根拠 (項番)	情報照会者	事務
二十二	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十六	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十七	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
三十	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
三十三	日本私立学校振興・共済事業 団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
三十九	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
四十二	市町村長又は国民健康保険組 合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
五十八	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
六十二	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

**(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務**

法令上の根拠 (項番)	情報照会者	事務
七十八	厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十七	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十八	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
九十三	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
九十七	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
百六	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
百九	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
百二十	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

<b>移転先1</b>	国保年金課
①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	国民健康保険賦課システムにおいて、地方税法により国民健康保険税の賦課を行うため。
③移転する情報	国民健康保険被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者、旧国保被保険者、旧国保世帯主及び擬制世帯主であって、個人番号を有する者(既に資格等を喪失している者を含む。)
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国民健康保険システム内の移転 )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	国保年金課
①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	税収納システムにおいて、地方税法により国民健康保険税の徴収を行うため。
③移転する情報	国民健康保険被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者、旧国保被保険者、旧国保世帯主及び擬制世帯主であって、個人番号を有する者(既に資格等を喪失している者を含む。)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先3</b>	国保年金課
①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	国民年金第1号被保険者の国民健康保険被保険者情報の確認
③移転する情報	国民健康保険被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金第1号被保険者とその世帯員
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( オンライン )
⑦時期・頻度	日次
<b>移転先4</b>	市民局 区政推進部
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
②移転先における用途	住民票個別事項項目として国民健康保険の被保険者資格を記載するため。
③移転する情報	国民健康保険被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者、旧国保被保険者、旧国保世帯主及び擬制世帯主であって、個人番号を有する者(既に資格等を喪失している者を含む。)
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時



<b>移転先5</b>	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課
①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	児童手当受給者の被用者・非被用者の別を確認するため、国民健康保険被保険者情報の取り込みを行う。
③移転する情報	国民健康保険被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	福祉局 長寿応援部 介護保険課
①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	介護保険法に基づき保険給付を行うため。
③移転する情報	国民健康保険被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者、旧国保被保険者、旧国保世帯主及び擬制世帯主であって、個人番号を有する者(既に資格等を喪失している者を含む。)
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次

<b>移転先7</b>	福祉局 障害福祉部 障害福祉課
①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	1. 肢体不自由児通所医療費の支給 2. 自立支援給付における自己負担額の認定
③移転する情報	国民健康保険被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	日次
<b>移転先8</b>	健康支援課、母子保健課
①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	健康増進事業及び母子保健事業に関する事務
③移転する情報	国民健康保険被保険者等に関する資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者、旧国保被保険者、旧国保世帯主及び擬制世帯主であって、個人番号を有する者(既に資格等を喪失している者を含む。)
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

**6. 特定個人情報の保管・消去**

<p>①保管場所 ※</p>		<p>&lt;データセンター委託先業者のデータセンターにおける措置&gt;                  24時間有人監視、監視カメラ                  入退管理 ICカード+静脈認証による入退管理、入館申請・作業内容確認、不正持込・持出防止、台帳による媒体管理</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。                  ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;                  ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。                  ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。                  ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。                  ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt;                  1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                  4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                  7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                  10) 定められていない</p> <p>[ 10年以上20年未満 ]</p>
<p>③消去方法</p>	<p>その妥当性</p>	<p>国保資格特定個人情報ファイルは、国保賦課システム、国保収納システム及び国保給付システムより参照されるため、それぞれのシステムで必要とされる期間保持する。</p> <p>保存期間を超えたデータについては、システムにより消去対象情報を媒体に退避した上で、消去条件の情報のみ消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。                  ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;                  ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。                  ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。                  ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>
<p><b>7. 備考</b></p> <p>—</p>		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

「(2)国民健康保険(宛名)」

No.	項目名	54	宛名氏名_氏名_フリガナ	108	操作時刻	162	操作年月日
1	住登外者情報	55	在留資格コード	109	口座情報	163	操作時刻
2	市区町村コード	56	在留資格名称	110	市区町村コード	164	メモ情報
3	宛名番号	57	在留期間等コード_年	111	宛名番号	165	市区町村コード
4	履歴番号	58	在留期間等コード_月	112	国保業務詳細コード	166	国保業務詳細コード
5	最新フラグ	59	在留期間等コード_日	113	履歴番号	167	メモ区分
6	世帯番号	60	在留期間の満了の年月日	114	口座登録区分	168	宛名番号
7	住民種別	61	注意情報	115	最新フラグ	169	世帯番号
8	個人番号	62	番号法更新区分	116	振替区分	170	国保記号番号
9	異動年月日_処理日_日付	63	真正性確認フラグ	117	振替開始年月日	171	給付番号
10	異動年月日_処理日_処理時	64	真正性確認年月日	118	振替終了年月日	172	履歴番号
11	氏名	65	共有者人数	119	口座停止開始年月日	173	最新フラグ
12	氏_日本人	66	備考年月日	120	口座停止終了年月日	174	公開対象区分
13	名_日本人	67	備考	121	金融機関コード	175	公開対象コード
14	氏名_外国人ローマ字	68	異動年月日	122	店舗番号	176	公開期限
15	氏名_外国人漢字	69	宛名世帯主氏名	123	口座番号	177	登録年月日
16	氏名_振り仮名(フリガナ)	70	宛名世帯主氏名_読み仮名	124	通帳連番	178	登録時刻
17	氏_日本人_振り仮名	71	短期滞在者フラグ	125	口座種別コード	179	重要度
18	名_日本人_振り仮名	72	名寄せ元フラグ	126	口座名義人_カナ	180	メモタイトル
19	旧氏	73	名寄せ先宛名番号	127	口座名義人_漢字	181	メモ内容
20	旧氏_フリガナ	74	統合宛名フラグ	128	ゆうちょ銀行記号	182	登録ユーザー
21	通称	75	他業務参照不可フラグ	129	ゆうちょ銀行番号	183	削除フラグ
22	通称_フリガナ	76	独自施策システム等ID	130	金融機関種別	184	操作者ID
23	通称_フリガナ_確認状況	77	業務ID	131	掲載希望区分	185	操作年月日
24	性別	78	削除フラグ	132	口座申請年月日	186	操作時刻
25	性別表記	79	操作者ID	133	口座廃止年月日	187	抑止情報
26	生年月日_元号	80	操作年月日	134	備考	188	市区町村コード
27	生年月日	81	操作時刻	135	削除フラグ	189	宛名番号
28	生年月日_不詳フラグ	82	送付先情報	136	操作者ID	190	抑止開始年月日
29	生年月日_不詳表記	83	市区町村コード	137	操作年月日	191	最新フラグ
30	続柄コード1	84	宛名番号	138	操作時刻	192	抑止区分
31	続柄コード2	85	国保業務詳細コード	139	連絡先情報	193	抑止動作区分
32	続柄コード3	86	開始年月日	140	市区町村コード	194	抑止理由コード
33	続柄コード4	87	最新フラグ	141	宛名番号	195	抑止終了年月日
34	世帯主氏名	88	終了年月日	142	最新フラグ	196	備考
35	世帯主氏名_フリガナ	89	送付先住所	143	連絡先名称漢字	197	削除フラグ
36	住所_市区町村コード	90	送付先住所_市区町村コード	144	連絡先郵便番号	198	操作者ID
37	住所_町字コード	91	送付先住所_町字コード	145	連絡先住所	199	操作年月日
38	指定都市_行政区等コード	92	送付先住所_都道府県	146	連絡先住所_市区町村コード	200	操作時刻
39	所管区コード	93	送付先住所_市区郡町村名	147	連絡先住所_町字コード	201	返送物管理情報
40	住所	94	送付先住所_町字	148	連絡先住所_都道府県	202	市区町村コード
41	住所_都道府県	95	送付先住所_番地号表記	149	連絡先住所_市区郡町村名	203	返送管理番号
42	住所_市区郡町村名	96	送付先住所_方書	150	連絡先住所_町字	204	履歴番号
43	住所_町字	97	送付先住所_方書カナ	151	連絡先住所_番地号表記	205	宛名番号
44	住所_番地号表記	98	送付先住所_郵便番号	152	連絡先漢字方書	206	最新フラグ
45	住所_番地枝番数値	99	送付先名称	153	連絡先電子メールアドレス	207	帳票ID
46	住所_方書コード	100	送付先名称カナ	154	電話番号1	208	帳票名
47	住所_方書	101	送付先登録年月日	155	電話番号2	209	登録日
48	住所_方書_フリガナ	102	送付先電話番号	156	登録年月日	210	賦課年度
49	住所_郵便番号	103	指定都市_行政区等コード	157	電話番号区分1	211	対象年度
50	住所_国名コード	104	備考	158	電話番号区分2	212	期別
51	住所_国名等	105	削除フラグ	159	備考	213	月
52	住所_国外住所	106	操作者ID	160	削除フラグ	214	国保業務詳細コード
53	宛名氏名_氏名	107	操作年月日	161	操作者ID	215	通知書番号

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

216	発送日	270	市区町村コード	324	金融機関店舗情報		
217	返送日	271	宛名番号	325	市区町村コード		
218	再発送日	272	履歴番号	326	金融機関コード		
219	公示送達日	273	最新フラグ	327	店舗番号		
220	返送理由	274	納税組合コード	328	最新フラグ		
221	返送状態	275	加入年月日	329	本店支店区分		
222	住所	276	脱退年月日	330	手形交換所番号		
223	郵便番号	277	備考	331	店舗郵便番号		
224	住所_市区町村コード	278	削除フラグ	332	店舗住所		
225	住所_町字コード	279	操作者ID	333	店舗電話番号		
226	住所_都道府県	280	操作年月日	334	店舗名_漢字		
227	住所_市区郡町村名	281	操作時刻	335	店舗名_カナ		
228	住所_町字	282	納税管理人情報	336	店舗有効開始日		
229	住所_番地号表記	283	市区町村コード	337	店舗有効終了日		
230	住所_方書	284	宛名番号	338	削除フラグ		
231	備考	285	最新フラグ	339	操作者ID		
232	氏名	286	納付管理人区分	340	操作年月日		
233	氏	287	納付管理人_宛名番号	341	操作時刻		
234	名	288	国保業務詳細コード	342			
235	居所判明フラグ	289	履歴番号	343			
236	居所判明日	290	開始年月日	344			
237	状況区分	291	終了年月日	345			
238	帳票種類判定	292	備考	346			
239	追跡番号	293	削除フラグ	347			
240	受付場所	294	操作者ID	348			
241	削除フラグ	295	操作年月日	349			
242	操作者ID	296	操作時刻	350			
243	操作年月日	297	名番登録情報	351			
244	操作時刻	298	市区町村コード	352			
245	納税組合情報	299	名番元_宛名番号	353			
246	市区町村コード	300	最新フラグ	354			
247	納税組合コード	301	名番先_宛名番号	355			
248	最新フラグ	302	削除フラグ	356			
249	納組名称	303	操作者ID	357			
250	設立年月日	304	操作年月日	358			
251	送付先郵便番号	305	操作時刻	359			
252	送付先住所	306	金融機関情報	360			
253	送付先住所_市区町村コード	307	市区町村コード	361			
254	送付先住所_町字コード	308	金融機関コード	362			
255	送付先住所_都道府県	309	最新フラグ	363			
256	送付先住所_市区郡町村名	310	金融機関名_カナ	364			
257	送付先住所_町字	311	金融機関名_漢字	365			
258	送付先住所_番地号表記	312	郵便番号	366			
259	送付先方書カナ	313	住所	367			
260	送付先方書漢字	314	電話番号	368			
261	電話番号	315	内線番号	369			
262	内線番号	316	金融機関有効開始日	370			
263	納組会長_宛名番号	317	金融機関有効終了日	371			
264	就任年月日	318	指定金融区分コード	372			
265	削除フラグ	319	電子納付対応有無コード	373			
266	操作者ID	320	削除フラグ	374			
267	操作年月日	321	操作者ID	375			
268	操作時刻	322	操作年月日	376			
269	納組所属情報	323	操作時刻	377			

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

「(2)国民健康保険(資格)」

No.	項目名	54	被保険者履歴番号	108	負担区分10	162	市区町村コード
1	被保険者資格情報	55	履歴番号	109	負担区分11	163	国保記号番号
2	市区町村コード	56	最新フラグ	110	負担区分12	164	課税対象年度
3	宛名番号	57	国保記号番号	111	判定負担区分	165	連番
4	被保険者履歴番号	58	マル学マル遠区分	112	判定事由区分	166	最新フラグ
5	最新フラグ	59	遠隔地該当日	113	判定事由該当年月日	167	課税区分1
6	国保記号番号	60	遠隔地該当届出日	114	申請区分	168	課税区分2
7	構成員番号	61	遠隔地非該当予定日	115	申請年月日	169	課税区分3
8	資格区分	62	遠隔地非該当日	116	世帯非課税区分	170	課税区分4
9	資格適用開始日	63	遠隔地非該当届出日	117	世帯内最高所得額	171	課税区分5
10	資格適用開始届出日	64	遠隔証有効期限日	118	住民税合計所得金額	172	課税区分6
11	資格適用開始事由	65	住所地特例区分	119	住民税課税所得額_年少扶	173	課税区分7
12	資格適用終了日	66	学校/施設名称	120	低所得用合計所得額	174	課税区分8
13	資格適用終了届出日	67	学校/施設区分	121	被保険者数16歳未満	175	課税区分9
14	資格適用終了事由	68	住所地特例事由	122	被保険者数19歳未満	176	課税区分10
15	市区町村国保加入日	69	削除フラグ	123	住民税課税所得金額_年少	177	課税区分11
16	市区町村国保脱退日	70	操作者ID	124	旧ただし書き所得	178	課税区分12
17	取得国保異動区分	71	操作年月日	125	高齢者旧ただし書き所得合	179	削除フラグ
18	喪失国保異動区分	72	操作時刻	126	生年月日	180	操作者ID
19	続柄コード	73	特定同一世帯所属者情報	127	登録日	181	操作年月日
20	記載順位	74	市区町村コード	128	照会状況	182	操作時刻
21	資格区コード	75	宛名番号	129	削除フラグ	183	保険証交付情報
22	国籍等_国名コード	76	履歴番号	130	操作者ID	184	市区町村コード
23	国籍名等	77	最新フラグ	131	操作年月日	185	国保記号番号
24	第30条45規定区分	78	特定同一世帯所属者該当年	132	操作時刻	186	宛名番号
25	国籍喪失年月日	79	特定同一世帯所属者該当入	133	旧被扶養者情報	187	保険証種類区分
26	削除フラグ	80	特定同一世帯所属者非該当	134	市区町村コード	188	発行連番
27	操作者ID	81	特定同一世帯所属者非該当	135	宛名番号	189	最新フラグ
28	操作年月日	82	世帯主_宛名番号	136	連番	190	マル学マル遠区分
29	操作時刻	83	国保記号番号	137	最新フラグ	191	証交付日
30	退職者資格情報	84	申請年月日	138	旧被扶養該当日	192	発効期日
31	市区町村コード	85	発効日	139	旧被扶養非該当日	193	適用開始年月日
32	宛名番号	86	削除フラグ	140	発効日	194	有効期限日
33	被保険者履歴番号	87	操作者ID	141	申請年月日	195	交付方法
34	退職履歴番号	88	操作年月日	142	削除フラグ	196	証交付状況
35	最新フラグ	89	操作時刻	143	操作者ID	197	高齢証負担割合
36	国保記号番号	90	高齢者負担区分情報	144	操作年月日	198	限度額認定証区分
37	退職区分	91	市区町村コード	145	操作時刻	199	短期証該当月数
38	退職本人紐付け情報	92	国保記号番号	146	離職者該当情報	200	回収日
39	退職該当日	93	宛名番号	147	市区町村コード	201	回収理由
40	退職該当届出日	94	対象年度	148	宛名番号	202	証回収場所
41	退職該当異動事由	95	連番	149	連番	203	退職区分
42	退職非該当日	96	最新フラグ	150	最新フラグ	204	特定疾病名区分
43	退職非該当届出日	97	開始年月日	151	離職該当日	205	長期入院該当年月日
44	退職非該当事由	98	負担割合	152	離職事由	206	履歴番号
45	国保扶養事由区分	99	負担区分1	153	給付軽減終了日	207	保険証形態区分
46	扶養開始日	100	負担区分2	154	賦課軽減終了日	208	発行年月日
47	削除フラグ	101	負担区分3	155	発効期年月日	209	交付理由区分
48	操作者ID	102	負担区分4	156	申請年月日	210	回収方法区分
49	操作年月日	103	負担区分5	157	削除フラグ	211	判定負担区分
50	操作時刻	104	負担区分6	158	操作者ID	212	減額認定申請国保履歴番号
51	遠隔地該当事者情報	105	負担区分7	159	操作年月日	213	交付氏名_カナ
52	市区町村コード	106	負担区分8	160	操作時刻	214	交付氏名_カナ
53	宛名番号	107	負担区分9	161	世帯課税区分情報	215	交付名_カナ



(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

216	交付氏名 漢字	270	削除フラグ	324	氏名(カナ)の文字数・未登録	378	原爆区分
217	交付氏 漢字	271	操作者ID	325	氏名(漢字)の文字数・未登録	379	削除フラグ
218	交付名 漢字	272	操作年月日	326	通称名(カナ)の文字数・未登録	380	操作者ID
219	証交付場所	273	操作時刻	327	通称名(漢字)の文字数・未登録	381	操作年月日
220	生年月日	274	転居年齢到達特例対象者連	328	生年月日	382	操作時刻
221	特定疾病自己負担限度額	275	市区町村コード	329	性別	383	資格情報個人得喪情報
222	資格区コード	276	国保記号番号	330	続柄	384	市区町村コード
223	削除フラグ	277	宛名番号	331	氏名(カナ)(発送用)	385	国保記号番号
224	操作者ID	278	対象年月	332	氏名(漢字)(発送用)	386	宛名番号
225	操作年月日	279	最新フラグ	333	氏名(カナ)(発送用)文字数	387	履歴番号
226	操作時刻	280	特例対象フラグ	334	氏名(漢字)(発送用)文字数	388	最新フラグ
227	高齢者負担区分世帯情報	281	削除フラグ	335	郵便番号(発送用)	389	国保適用開始届出日
228	市区町村コード	282	操作者ID	336	住所(発送用)	390	国保適用開始年月日
229	国保記号番号	283	操作年月日	337	番地(発送用)	391	国保適用開始事由
230	対象年度	284	操作時刻	338	方書(発送用)	392	国保適用終了届出日
231	最新フラグ	285	市区町村被保険者ID情報	339	電話番号(発送用)	393	国保適用終了年月日
232	負担区分1	286	市区町村コード	340	住所(発送用)文字数・未登録	394	国保適用終了事由
233	負担区分2	287	国保記号番号	341	方書(発送用)文字数・未登録	395	国保適用変更届出日
234	負担区分3	288	宛名番号	342	住基転入前コード	396	国保適用変更年月日
235	負担区分4	289	履歴番号	343	住基転出先コード	397	国保適用変更事由
236	負担区分5	290	最新フラグ	344	住登外フラグ	398	保険証回収日
237	負担区分6	291	市区町村被保険者ID	345	性別抑止フラグ	399	回収事由
238	負担区分7	292	削除フラグ	346	送付物抑止フラグ(個人単位)	400	給付終了年月日
239	負担区分8	293	操作者ID	347	在留資格コード	401	制度
240	負担区分9	294	操作年月日	348	在留期限日	402	退職本人コード
241	負担区分10	295	操作時刻	349	枝番	403	本人との続柄
242	負担区分11	296	資格情報個人基本情報	350	被保険者証記号券面	404	削除フラグ
243	負担区分12	297	市区町村コード	351	被保険者証番号券面	405	操作者ID
244	削除フラグ	298	国保記号番号	352	氏名漢字券面	406	操作年月日
245	操作者ID	299	宛名番号	353	氏名カナ券面	407	操作時刻
246	操作年月日	300	最新フラグ	354	氏名漢字その他	408	資格情報個人保険証情報
247	操作時刻	301	市区町村被保険者番号	355	氏名カナその他	409	市区町村コード
248	資格取得喪失年月日連携情	302	データ区分	356	氏名券面(漢字)の文字数・未登録	410	国保記号番号
249	市区町村コード	303	被保険者証記号	357	氏名券面(カナ)の文字数・未登録	411	宛名番号
250	国保記号番号	304	被保険者証番号	358	氏名その他(漢字)の文字数	412	履歴番号
251	宛名番号	305	世帯番号	359	氏名その他(カナ)の文字数・未登録	413	最新フラグ
252	履歴番号	306	宛名番号	360	性別裏面フラグ	414	証区分
253	最新フラグ	307	予備	361	自己情報提供不可フラグ	415	交付年月日
254	国保資格取得届出日	308	市区町村被保険者ID	362	削除フラグ	416	有効期限
255	国保資格取得年月日	309	行政区保険者番号	363	操作者ID	417	適用年月日
256	国保資格取得事由	310	旧市区町村保険者変更日	364	操作年月日	418	回収日
257	国保資格喪失届出日	311	旧市区町村保険者番号	365	操作時刻	419	回収事由
258	国保資格喪失年月日	312	旧被保険者証記号	366	資格情報個人異動情報	420	削除フラグ
259	国保資格喪失事由	313	旧被保険者証番号	367	市区町村コード	421	操作者ID
260	削除フラグ	314	旧世帯番号	368	国保記号番号	422	操作年月日
261	操作者ID	315	旧宛名番号	369	宛名番号	423	操作時刻
262	操作年月日	316	旧番号有効日	370	履歴番号	424	資格情報個人高齢証情報
263	操作時刻	317	旧個人番号有効日	371	最新フラグ	425	市区町村コード
264	転居特例対象世帯情報連携	318	旧行政区保険者番号	372	異動届出日	426	国保記号番号
265	市区町村コード	319	氏名(カナ)	373	異動年月日	427	宛名番号
266	国保記号番号	320	氏名(漢字)	374	異動事由	428	履歴番号
267	対象年月	321	通称名(カナ)	375	学遠該当	429	最新フラグ
268	最新フラグ	322	通称名(漢字)	376	施設入所区分	430	交付年月日
269	特例対象世帯フラグ	323	本名通称名区分	377	住居地市区町村保険者番号	431	有効期限

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

432	発効期日	486	世帯主氏名(カナ)	540	市区町村コード	594	境界層適用開始年月日
433	一部負担金割合	487	世帯主氏名(漢字)	541	国保記号番号	595	境界層適用終了年月日
434	回収日	488	世帯主氏名(カナ)文字数・未登	542	宛名番号	596	措置後基準
435	回収事由	489	世帯主氏名(漢字)文字数・未登	543	履歴番号	597	削除フラグ
436	削除フラグ	490	郵便番号(管理用)	544	最新フラグ	598	操作者ID
437	操作者ID	491	住所(管理用)	545	基準収入額適用申請日	599	操作年月日
438	操作年月日	492	番地(管理用)	546	受付年月日	600	操作時刻
439	操作時刻	493	方書(管理用)	547	基準収入額適用認定日	601	性同一性障害者情報
440	資格情報個人各種証情報	494	電話番号(管理用)	548	基準収入額適用開始年月	602	市区町村コード
441	市区町村コード	495	住所(管理用)文字数・未登	549	基準収入額適用終了年月	603	宛名番号
442	国保記号番号	496	方書(管理用)文字数・未登	550	負担割合	604	最新フラグ
443	宛名番号	497	世帯主氏名(カナ)(発送用)	551	基準収入額	605	通称名
444	履歴番号	498	世帯主氏名(漢字)(発送用)	552	基準収入額適用認定状態	606	削除フラグ
445	最新フラグ	499	世帯主氏名(カナ)(発送用)	553	認定理由	607	操作者ID
446	証区分	500	世帯主氏名(漢字)(発送用)	554	削除フラグ	608	操作年月日
447	交付年月日	501	郵便番号(発送用)	555	操作者ID	609	操作時刻
448	有効期限	502	住所(発送用)	556	操作年月日		
449	発効期日	503	番地(発送用)	557	操作時刻		
450	回収日	504	方書(発送用)	558	枝番管理		
451	回収事由	505	電話番号(発送用)	559	市区町村コード		
452	限度額適用区分	506	住所(発送用)の文字数・未登	560	国保記号番号		
453	限度額適用区分(開始年月)	507	方書(発送用)の文字数・未登	561	宛名番号		
454	限度額適用区分(終了年月)	508	地区統計コード(リスト出力用)	562	最新フラグ		
455	長期入院該当年月日	509	行政区コード(リスト出力用)	563	枝番		
456	自己負担限度額	510	世帯区分	564	発送年月日		
457	認定疾病名コード	511	削除フラグ	565	削除フラグ		
458	減免等証明	512	操作者ID	566	操作者ID		
459	減免等証明(割合)	513	操作年月日	567	操作年月日		
460	減免等証明(開始年月日)	514	操作時刻	568	操作時刻		
461	減免等証明(終了年月日)	515	資格情報世帯異動情報	569	自己情報提供不可管理		
462	有効終了年月日	516	市区町村コード	570	市区町村コード		
463	削除フラグ	517	国保記号番号	571	宛名番号		
464	操作者ID	518	履歴番号	572	最新フラグ		
465	操作年月日	519	最新フラグ	573	提供不可理由コード		
466	操作時刻	520	異動届出日	574	申請年月日		
467	資格情報世帯基本情報	521	異動年月日	575	削除フラグ		
468	市区町村コード	522	異動事由	576	操作者ID		
469	国保記号番号	523	国保適用開始届出日	577	操作年月日		
470	最新フラグ	524	国保適用開始年月日	578	操作時刻		
471	作成年月日	525	国保適用開始事由	579	限度額適用区分判定履歴管理		
472	送付年月日	526	国保適用終了届出日	580	市区町村コード		
473	市区町村保険者番号	527	国保適用終了年月日	581	国保記号番号		
474	データ区分	528	国保適用終了事由	582	宛名番号		
475	被保険者証記号	529	国保適用変更届出日	583	履歴番号		
476	被保険者証番号	530	国保適用変更年月日	584	最新フラグ		
477	世帯番号	531	国保適用変更事由	585	対象年度		
478	行政区保険者番号	532	世帯主宛名番号	586	証区分		
479	旧市区町村保険者変更日	533	世帯主区分	587	交付年月日		
480	旧市区町村保険者番号	534	旧世帯主宛名番号	588	有効期限		
481	旧被保険者証記号	535	削除フラグ	589	発行年月日		
482	旧被保険者証番号	536	操作者ID	590	限度額適用区分		
483	旧世帯番号	537	操作年月日	591	開始年月		
484	旧番号有効日	538	操作時刻	592	終了年月		
485	旧行政区保険者番号	539	基準収入額適用認定情報	593	境界層区分		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 国保給付特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者、旧国保被保険者、旧国保世帯主及び擬制世帯主等であつて、個人番号を有する者(既に資格等を喪失している者を含む。)
その必要性	給付申請による計算や証明の交付・高額療養費の支給申請書の作成時など、世帯主(擬制世帯主も含む)と被保険者である者、その世帯に属する国民健康保険の被保険者である者の所得等を把握し負担額等の算定をする必要があるため。また過去に国民健康保険に加入していた者についても遡及して給付申請することが可能なため、各申請の管理保管が必要になる。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)</li> </ul>
その妥当性	1 その他識別情報(内部番号) 被保険者、旧国保被保険者、旧国保世帯主、擬制世帯主を特定するために必要 2 4情報、その他住民票関係情報 給付申請書、証明書、決定通知書等を作成するために必要 3 連絡先 国民健康保険の被保険者として本人に問い合わせを行う場合に必要 4 医療保険関係情報 レセプトの過誤返戻をするために必要 5 児童福祉・子育て関係情報、障害者福祉関係情報 他保険制度を確認し、重複給付排除の調整を行うために必要 6 生活保護・社会福祉関係情報 雇用・労働関係情報 レセプトの過誤返戻をするために必要 7 介護・高齢者福祉関係情報 介護自己負担情報を取り込み高額介護合算の支給事務を行うために必要 8 その他 個人番号に紐づけられた公金受取口座への給付を希望する場合に当該口座情報を取得するために必要。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年9月14日
⑥事務担当部署	福祉局 生活福祉部 国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（介護保険課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構、デジタル庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（埼玉県国民健康保険団体連合会）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（）
③入手の時期・頻度	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法施行規則に記載されている申請及びその他の給付による申請を受けた都度</li> </ul> <p>【庁内連携により入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の個人番号については、住民記録システムで異動した都度入手する。</li> <li>(※)個人番号は含まれないが、宛名システムにおいて宛名番号と紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報となる。</li> </ul> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査が必要になった都度入手する。</li> </ul> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査が必要になった都度入手する。</li> </ul> <p>【埼玉県国民健康保険団体連合会からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月次</li> </ul>

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】          ・番号法第9条(利用範囲)による別表第一に規定され、国民健康保険法施行規則で申請等の様式に個人番号を記載し申請する必要ができたため、申請及びその他の給付による申請を受けた都度特定個人情報入手することとなった。</p> <p>【庁内連携により入手】          ・番号法第14条、第14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実者に対して個人番号の提供を求めることができるとされおり、調査が必要になった都度入手する。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】          ・番号法第14条第2項において明記されており、調査が必要になった都度入手する。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】          ・番号法第19条第8号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</p> <p>【埼玉県国民健康保険団体連合会からの入手】          国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、高額該当の引き継ぎ情報を国保連合会から入手し当市の情報と整合性を保つ必要がある。なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>・高額該当の引き継ぎ情報に関する入手の時期・頻度の妥当性          高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>・高額該当の引き継ぎ情報に関する入手方法の妥当性          入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>
<p>⑤本人への明示</p>	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】          「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日)」により、以下に示す関係法律の一部改正が実施される。この改正により国民健康保険関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。</p> <p>・国民健康保険法施行規則第26条の3、第26条の5、第27条、第27条の5、第27条の11、第27条の12の2、第27条の13、第27条の14の2、第27条の14の4、第27条の17、第27条の26、第27条の27、第28条、第28条の2、第32条の3、第32条の6条</p> <p>【庁内連携により入手】          番号法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるとあることから、さいたま市住民の個人番号について、住民記録システムより入手可能である。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】          ・番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報入手することが明示されている。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】          ・番号法第19条第8号において明示されている。</p>
<p>⑥使用目的 ※</p> <p>変更の妥当性</p>	<p>被保険者からの申請時において、国保給付特定個人情報ファイルを利用し一元管理することで、多岐に渡る給付事務の中で被保険者の申請忘れや重複申請など、申請後の審査においても誤登録や重複給付などを未然に防ぎ、健全な給付管理をすることを目的とする。またレセプト情報から不当利得請求や連合会への過誤再審査処理や高額療養費支給申請の作成や医療費通知やジェネリック医薬品使用促進のお知らせ等の通知作成も一括で行うことができ、被保険者ごとの多数に渡る資料からそれぞれに合わせた速やかで確実な事務処理を行うことを目的とする。</p>



⑦使用の主体	使用部署 ※	国保年金課、収納対策課、各市税事務所納税課、各市税事務所納税調査課、各区保険年金課、各区区民課、支所・市民の窓口
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<p>1 本人又は本人の代理人から給付申請や証明書交付申請を受領し、給付ファイルに入力した特定個人情報について、申請に合わせた内容の給付又は証明書の手続きを行う。また申請に応じて重複登録等が無いを確認し、世帯主(擬制世帯主も含む)と被保険者である者、その世帯に属する国民健康保険の被保険者である者の所得等を把握し負担額等の算定及び世帯主(擬制世帯主も含む)については滞納の有無を確認する。</p> <p>2 地方公共団体・地方独立行政法人(連合会)より取得するレセプトデータについては、不当利得の請求や納付状況の管理、国保連合会へ過誤・再審査を依頼時に、世帯主(擬制世帯主も含む)と被保険者である者の医療保険情報もしくは生活保護社会福祉関係情報・雇用労働関係情報が必要となるために使用。また高額療養費支給申請書の作成時に児童福祉子育て関係情報・社会福祉関係情報を確認し、申請後の通知の決定作成及び口座振込データ等を管理する。また医療費通知やジェネリック差額通知の作成を行う。</p> <p>3 高額介護合算療養費自己負担額情報を取込み、重複登録等の確認や、支給額の決定、通知の作成及び口座振込データ等を管理する。</p>
	情報の突合 ※	国保資格ファイルより被保険者の資格を、国保賦課ファイルより世帯の所得状況を、国保収納ファイル世帯主の滞納状況をそれぞれ給付ファイルへ突合し、支給額の決定や、証明書及び申請書等の作成を行う。
	情報の統計分析 ※	被保険者の加入状況等(月報統計)の集計は行うが、個人番号による統計は行わない
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	給付の支給または支給額に対する決定 証明書の発行を行う手続き
⑨使用開始日		平成28年1月1日





委託事項2～5		
委託事項2	国民健康保険システム運用業務	
①委託内容	国民健康保険システムで行う各種処理の実施	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイル(国保給付ファイル)の範囲と同等	
	その妥当性 <input type="checkbox"/> システムの運用を委託する為、国民健康保険システムで管理している特定個人情報ファイルの全対象者が範囲となる	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	
⑥委託先名	AGS株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ <input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項3</b>		データセンター管理業務
①委託内容		データセンターにおいて、セキュリティ管理機器、環境監視機器等を設置・稼働の管理、入退室管理、データバックアップ(※データセンター事業者はファイル操作を実施しないため②③記載なし)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	—
	その妥当性	—
③委託先における取扱者数		[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( システム機器、ネットワーク機器の設置場所 )
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名		AGS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項4</b>		高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
	対象となる本人の数	<p>[ 100万人以上1,000万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 ※	<p>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</p> <p>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</p> <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>
	その妥当性	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>
③委託先における取扱者数		<p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑤委託先名の確認方法		埼玉県国民健康保険団体連合会のホームページにて、国民健康保険の各保険者の委託を受けて事務共同処理業務を実施している旨を公表している。
⑥委託先名		埼玉県国民健康保険団体連合会
	⑦再委託の有無 ※	<p>[ 再委託する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。
	⑨再委託事項	高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

<b>委託事項5</b>		国民健康保険システム再構築・運用保守業務委託
①委託内容		標準準拠に対応した国民健康保険システムを導入し、ガバメントクラウドの設定及びシステム運用・保守等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険システムで管理されている特定個人情報ファイルの全対象者
	その妥当性	国民健康保険システムの保守を委託する為、国民健康保険システムで管理されている特定個人情報ファイルの全対象者が範囲となる
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名		株式会社日立製作所
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。
	⑨再委託事項	アプリケーション開発等



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 27 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 2 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	別表第二に定める者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)
②提供先における用途	別表第二に定める事務(別紙1を参照)
③提供する情報	個人番号、4情報、医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者、旧国保被保険者、旧国保世帯主及び擬制世帯主であって、個人番号を有する者(既に資格等を喪失している者を含む。)
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	福祉局 生活福祉部 国保年金課
①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	賦課決定・賦課更正事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者、旧国保被保険者、旧国保世帯主及び擬制世帯主であって、個人番号を有する者(既に資格等を喪失している者を含む。)
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国民健康保険システム内の移転 )
⑦時期・頻度	調査が必要になった都度

<b>移転先2～5</b>		
<b>移転先2</b>	疾病対策課	
①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項	
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者のうち特定医療費の受給資格を持つ者	
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	調査が必要になった都度	
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先11～15</b>		
<b>移転先16～20</b>		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※	<データセンター委託先業者のデータセンターにおける措置> 24時間有人監視、監視カメラ 入退管理 ICカード+静脈認証による入退管理、入館申請・作業内容確認、不正持込・持出防止、台帳による媒体管理  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
②保管期間	期間	[ 10年以上20年未満 ] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	各種貸付金の請求権について時効が10年となっているため。10年間は申請データを保有している必要がある。
③消去方法	保存期間を超えたデータについては、システムにより消去対象情報を媒体に退避した上で、消去条件の情報のみ消去する。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	
<b>7. 備考</b>		
—		



(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

「(2)国民健康保険(給付)」

No.	項目名	54	決定内容コード	108	公費法制1	162	不支給理由
1	認定申請者情報	55	決定理由詳細	109	公費府県1	163	支給決定日
2	市区町村コード	56	決定減免区分	110	公費負担者番号1	164	支給処理日
3	対象年度	57	決定減額割合	111	公費受給者番号1	165	充当日
4	国保記号番号	58	決定期間月数	112	公費実日数1	166	支払先
5	宛名番号	59	決定減免開始年月日	113	公費点数1	167	支払区分
6	国保履歴番号	60	決定減免終了年月日	114	公費患者負担額1	168	支給決定額
7	最新フラグ	61	取消年月日	115	公費対象一部負担金1	169	充当額
8	申請区分	62	取消理由詳細	116	公費食事療養費実日数1	170	差引支給額
9	適用区分	63	備考	117	公費食事療養費1	171	支払医療機関コード
10	発効期日	64	一部負担金減免等状態(申)	118	公費食事療養費標準負担額	172	高額計算対象区分
11	該当終了日	65	削除フラグ	119	公費法制2	173	削除フラグ
12	長期入院該当年月日	66	操作者ID	120	公費府県2	174	操作者ID
13	長期入院該当申請日	67	操作年月日	121	公費負担者番号2	175	操作年月日
14	長期入院該当終了日	68	操作時刻	122	公費受給者番号2	176	操作時刻
15	回収日	69	特定疾患情報	123	公費実日数2	177	出産育児一時金情報
16	申請日	70	市区町村コード	124	公費点数2	178	市区町村コード
17	限度額状態(申請受理、却)	71	国保記号番号	125	公費患者負担額2	179	国保記号番号
18	限度額認定日	72	宛名番号	126	公費対象一部負担金2	180	出産一時金区分
19	限度額認定理由	73	履歴番号	127	公費食事療養費実日数2	181	分娩者_宛名番号
20	却下理由(滞納、適用区分)	74	最新フラグ	128	公費食事療養費2	182	出産連番
21	高齢者該当非該当フラグ	75	開始年月日	129	公費食事療養費標準負担額	183	最新フラグ
22	特定疾病認定区分	76	開始届出年月日	130	公費法制3	184	直接支払区分
23	特定疾病状態(申請受理、却)	77	終了年月日	131	公費府県3	185	受付日
24	特定疾病認定日	78	終了届出年月日	132	公費負担者番号3	186	出生日
25	自己負担額	79	連絡票整理番号	133	公費受給者番号3	187	出生児_宛名番号
26	特定疾病認定理由	80	受給者番号	134	公費実日数3	188	支給区分
27	特定疾病終了日(解除日)	81	削除フラグ	135	公費点数3	189	支給決定日
28	削除フラグ	82	操作者ID	136	公費患者負担額3	190	支給処理日
29	操作者ID	83	操作年月日	137	公費対象一部負担金3	191	充当日
30	操作年月日	84	操作時刻	138	公費食事療養費実日数3	192	支払先
31	操作時刻	85	給付記録管理	139	公費食事療養費3	193	支払区分
32	一部負担金減免情報	86	市区町村コード	140	公費食事療養費標準負担額	194	支給決定額
33	市区町村コード	87	審査年月	141	給付割合	195	充当額
34	国保記号番号	88	給付番号	142	特記1	196	差引支給額
35	宛名番号	89	最新フラグ	143	特記2	197	支払医療機関コード
36	履歴番号	90	給付種別	144	特記3	198	貸付情報_貸付申請日
37	最新フラグ	91	本人家族入院外来区分	145	特記4	199	貸付情報_支給決定日
38	申請日	92	点数表	146	特記5	200	貸付情報_支給処理日
39	受付年月日	93	法別番号	147	割引	201	貸付情報_支払先
40	申請者_宛名番号	94	診療年月	148	転帰1	202	貸付情報_支払区分
41	申請理由コード	95	医療機関コード	149	転帰2	203	貸付情報_支給決定額
42	申請理由詳細	96	診療科コード	150	転帰3	204	貸付情報_差引支給額
43	発病年月日	97	国保記号番号	151	初診回数	205	海外出産の有無
44	傷病名称	98	性別	152	再診回数	206	削除フラグ
45	医療機関県番号	99	開始日	153	入院年月日	207	操作者ID
46	医療機関点数区分	100	終了日	154	処方箋交付医療機関	208	操作年月日
47	医療機関番号	101	診療実日数	155	調剤技術基本料有無	209	操作時刻
48	申請減免区分	102	決定金額	156	宛名番号	210	葬祭費情報
49	申請減額割合	103	本人負担額	157	生年月日	211	市区町村コード
50	申請期間月数	104	減免金額	158	過誤再審査区分	212	国保記号番号
51	申請減免開始日	105	食事療養費実日数	159	特定疾病区分	213	該当者_宛名番号
52	申請減免終了日	106	食事療養費	160	療養費受付日	214	最新フラグ
53	決定年月日	107	食事療養費標準負担額	161	支払区分	215	申請受付日

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

216	死亡年月日	270	最新フラグ	324	歳入歳出区分	378	支給処理日
217	申請者氏名	271	不当通知発付日	325	現金現物区分	379	支給区分
218	申請者氏	272	不当通知納期限	326	不納欠損事由	380	支払先
219	申請者名	273	不当督促発付日	327	不納欠損年月日	381	支払区分
220	住所市区町村コード	274	不当督促納期限	328	削除フラグ	382	金融機関コード
221	住所町字コード	275	不当催告発付日	329	操作者ID	383	店舗番号
222	住所郵便番号	276	不当催告納期限	330	操作年月日	384	口座種別コード
223	住所都道府県	277	不当決定額	331	操作時刻	385	口座番号
224	住所市区郡町村名	278	不当領収日	332	第三者行為情報	386	口座名義人カナ
225	住所町字	279	不当収納日	333	市区町村コード	387	口座名義人漢字
226	住所番地号表記	280	不当納付額	334	国保記号番号	388	ゆうちょ銀行記号
227	住所方書	281	分納回数	335	該当者宛名番号	389	ゆうちょ銀行番号
228	葬祭年月日	282	不当区分	336	第三者登録日	390	金融機関種別
229	葬祭執行者氏名	283	診療年月	337	第三者登録事由	391	公金口座区分
230	葬祭執行者氏	284	医療機関コード	338	最新フラグ	392	削除フラグ
231	葬祭執行者名	285	診療実日数	339	第三者開始日	393	操作者ID
232	支給決定日	286	請求年月	340	第三者事故発生日	394	操作年月日
233	支給処理日	287	給付番号	341	第三者事故発生日	395	操作時刻
234	充当日	288	決定点数	342	第三者求償割合	396	医療機関情報
235	支給区分	289	徴収区分	343	第三者終了日	397	市区町村コード
236	支払先	290	備考	344	求償先区分1	398	医療機関コード
237	支払区分	291	宛名番号	345	住所市区町村コード1	399	最新フラグ
238	支給決定額	292	給付割合	346	住所町字コード1	400	医療機関名カナ
239	充当額	293	入外区分	347	住所郵便番号1	401	医療機関名
240	金融機関コード	294	本扶区分	348	住所都道府県1	402	住所郵便番号
241	店舗番号	295	国保一部負担額	349	住所市区郡町村名1	403	住所都道府県
242	口座種別コード	296	保険制度区分	350	住所町字1	404	住所市区郡町村名
243	口座番号	297	課税区分	351	住所番地号表記1	405	住所町字
244	口座名義人カナ	298	負担区分	352	住所方書1	406	住所番地号表記
245	口座名義人漢字	299	療養費種別	353	求償先電話番号1	407	住所方書
246	ゆうちょ銀行記号	300	保険者負担額	354	求償額1	408	電話番号
247	ゆうちょ銀行番号	301	実患者負担額	355	領収日1	409	金融機関コード
248	金融機関種別	302	指定公費負担額	356	収納日1	410	店舗番号
249	公金口座区分	303	高額現物給付額	357	督促日	411	口座種別コード
250	文字列型予備項目	304	食事基準額	358	催告日	412	口座番号
251	死亡者氏名漢字	305	食事保険者負担額	359	時効日	413	口座名義人カナ
252	支払承認区分	306	食事患者負担額	360	納付額1	414	口座名義人漢字
253	不支給理由	307	公費負担額	361	分納回数	415	ゆうちょ銀行記号
254	支払有無	308	公費食事患者負担額	362	審査年月	416	ゆうちょ銀行番号
255	支払額	309	公費食事負担額	363	給付番号	417	金融機関種別
256	増減調整額	310	公費食事保険者負担額	364	徴収停止状況	418	医療機関略称
257	申請者宛名番号	311	公費1公費負担者番号	365	不納欠損事由	419	医療機関略称カナ
258	受付区コード	312	公費2公費負担者番号	366	不納欠損年月日	420	医療機関区分
259	削除フラグ	313	公費3公費負担者番号	367	戻入区分	421	医療機関所在区分
260	操作者ID	314	不当理由	368	削除フラグ	422	住所市区町村コード
261	操作年月日	315	国保異動事由	369	操作者ID	423	住所町字コード
262	操作時刻	316	国保異動年月日	370	操作年月日	424	振込先医療機関県番号
263	不当利得情報	317	国保届出年月日	371	操作時刻	425	振込先医療機関点数区分
264	市区町村コード	318	戻入区分	372	高額療養費貸付情報	426	振込先医療機関番号
265	国保記号番号	319	納付書発行日	373	市区町村コード	427	新設年月日
266	不当通知番号	320	時効日	374	国保記号番号	428	廃止年月日
267	不当賦課年度	321	振替先回答結果	375	申請日	429	削除フラグ
268	不当相当年度	322	保険者番号	376	最新フラグ	430	操作者ID
269	返還科目	323	保険者名称	377	支給決定日	431	操作年月日

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

432	操作時刻	486	申請者_郵便番号	540	操作時刻	594	終了日
433	償還払い情報	487	申請者_住所_都道府県	541	高額介護合算申請対象者情報	595	添付証明書整理番号
434	市区町村コード	488	申請者_住所_市区郡町村名	542	市区町村コード	596	削除フラグ
435	償還種類	489	申請者_住所_町字	543	支給申請書整理番号	597	操作者ID
436	国保記号番号	490	申請者_住所_番地号表記	544	被保険者_宛名番号	598	操作年月日
437	宛名番号	491	申請者_住所_方書	545	最新フラグ	599	操作時刻
438	診療年月	492	限度額適用区分	546	被保険者開始年月日	600	高額介護合算保険者情報
439	最新フラグ	493	金融機関コード	547	被保険者終了年月日	601	市区町村コード
440	償還受付日	494	店舗番号	548	被保険者_氏名カナ	602	保険者番号
441	医療機関コード	495	口座種別コード	549	被保険者_氏カナ	603	最新フラグ
442	支給決定日	496	口座番号	550	被保険者_名カナ	604	保険者名
443	支給処理日	497	口座名義人_カナ	551	申請者_氏名	605	郵便番号
444	支給区分	498	口座名義人_漢字	552	申請者_氏	606	住所_市区町村コード
445	支払先	499	ゆうちょ銀行記号	553	申請者_名	607	住所_町字コード
446	支払区分	500	ゆうちょ銀行番号	554	被保険者_氏名	608	住所_都道府県
447	支給決定額	501	金融機関種別	555	被保険者_氏	609	住所_市区郡町村名
448	充当額	502	受付区コード	556	被保険者_名	610	住所_町字
449	差引支給額	503	削除フラグ	557	生年月日	611	住所_番地号表記
450	療養費種別	504	操作者ID	558	性別コード	612	住所_方書
451	医療機関区分	505	操作年月日	559	世帯所得区分	613	保険者電話番号
452	診療科目	506	操作時刻	560	世帯所得区分(高齢)	614	保険制度コード
453	本扶区分	507	高額介護合算申請情報	561	被保険者資格喪失年月日	615	保険証記号
454	本人家族区分	508	市区町村コード	562	被保険者資格喪失事由	616	名称1
455	課税区分	509	支給申請書整理番号	563	国保世帯番号	617	名称2
456	世帯負担区分	510	最新フラグ	564	国保資格区分	618	削除フラグ
457	傷病コード	511	申請年月日	565	後期保険者番号	619	操作者ID
458	発病負傷年月日	512	申請対象年度	566	後期被保険者番号	620	操作年月日
459	療養期間開始年月日	513	国保記号番号	567	後期被保険者開始年月日	621	操作時刻
460	療養期間終了年月日	514	申請形態区分	568	後期被保険者終了年月日	622	レポート情報
461	診療実日数	515	自己負担額証明書交付申請	569	介護証記載保険者番号	623	市区町村コード
462	総医療費	516	郵便番号	570	介護被保険者番号	624	審査年月
463	負担割合	517	住所_市区町村コード	571	介護被保険者開始年月日	625	給付番号
464	指定公費負担額	518	住所_町字コード	572	介護被保険者終了年月日	626	最新フラグ
465	高額現物	519	住所_都道府県	573	支払方法区分	627	文字列型予備項目
466	実患者負担額	520	住所_市区郡町村名	574	口座管理番号	628	電算管理番号
467	公費負担者番号	521	住所_町字	575	本店名漢字	629	電算管理番号枝番
468	受給者番号	522	住所_番地号表記	576	支店名漢字	630	レポートデータ区分
469	公費総医療費	523	住所_方書	577	振込先口座管理番号	631	事業区分
470	公費限度額	524	申請者電話番号	578	保険者加入歴情報備考	632	処理区分
471	公費指定公費負担額	525	計算開始年月日	579	送信年月日	633	返戻区分
472	公費患者負担額	526	計算終了年月日	580	申請者_宛名番号	634	保険制度区分
473	支払済額	527	金融機関コード	581	受付区コード	635	保険種別区分
474	負担金額	528	店舗番号	582	削除フラグ	636	本扶区分
475	月中特例該当コード	529	口座種別コード	583	操作者ID	637	マル公区分
476	支払承認区分	530	口座番号	584	操作年月日	638	長処フラグ
477	支払有無	531	口座名義人_カナ	585	操作時刻	639	マル交区分
478	不支給理由	532	口座名義人_漢字	586	高額介護合算加入歴情報	640	原爆区分
479	増減調整額	533	ゆうちょ銀行記号	587	市区町村コード	641	継続療養費区分
480	申請者_宛名番号	534	ゆうちょ銀行番号	588	支給申請書整理番号	642	限度額適用区分
481	申請者_氏名	535	金融機関種別	589	被保険者_宛名番号	643	福祉区分
482	申請者_氏	536	公金口座区分	590	履歴連番	644	減額割合
483	申請者_名	537	削除フラグ	591	最新フラグ	645	減免区分
484	申請者_市区町村コード	538	操作者ID	592	保険者番号	646	算定区分1
485	申請者_町字コード	539	操作年月日	593	開始日	647	算定区分2

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

648	算定区分3	702	算定公費公費負担額1	756	高額現物	810	操作年月日
649	初診料の算定有無	703	算定公費高額現物給付額1	757	公費点数	811	操作時刻
650	乳幼児加算区分	704	算定公費指定公費負担額1	758	公費限度額	812	高額療養支給情報
651	入院計画加算フラグ	705	算定公費保険者負担額2	759	公費指定公費負担額	813	市区町村コード
652	入院基本料初期加算	706	算定公費公費負担額2	760	月中特例該当コード	814	国保記号番号
653	補綴時診断フラグ	707	算定公費高額現物給付額2	761	支払承認区分	815	診療年月
654	特定疾患療養フラグ	708	算定公費指定公費負担額2	762	不支給理由	816	履歴番号
655	老人慢性フラグ	709	算定公費保険者負担額3	763	支払有無	817	履歴番号連番
656	歯周疾患継続フラグ	710	算定公費公費負担額3	764	療養費支払日	818	最新フラグ
657	特定薬剤治療フラグ	711	算定公費高額現物給付額3	765	増減調整額	819	文字列型予備項目
658	悪性腫瘍治療フラグ	712	算定公費指定公費負担額3	766	申請者 宛名番号	820	高額療養情報最新フラグ
659	小児治療フラグ	713	算定国保高額現物給付額	767	申請者 氏名	821	明細書件数
660	てんかん指導フラグ	714	算定国保指定公費負担額	768	申請者 氏	822	高額明細件数
661	難病外来指導フラグ	715	算定公費食事公費負担額1	769	申請者 名	823	課税区分
662	皮膚科特定疾患フラグ	716	算定公費食事患者負担額1	770	申請者 住所 市区町村コード	824	世帯負担区分
663	在宅指導フラグ	717	算定公費食事公費負担額2	771	申請者 住所 町字コード	825	年間該当回数
664	歯科補綴ChBフラグ	718	算定公費食事患者負担額2	772	申請者 郵便番号	826	多数該当フラグ
665	歯科補綴GoAフラグ	719	算定公費食事公費負担額3	773	申請者 住所 都道府県	827	請求年月
666	歯科補綴PTGフラグ	720	算定公費食事患者負担額3	774	申請者 住所 市区郡町村名	828	宛名番号
667	寝たきり老人訪問フラグ	721	過誤再審査結果	775	申請者 住所 町字	829	医療機関県コード
668	退院時指導フラグ	722	診療開始年月日2	776	申請者 住所 番地号表記	830	医療機関点数区分
669	薬剤管理指導フラグ	723	診療開始年月日3	777	申請者 方書	831	医療機関番号
670	特定疾患査定フラグ	724	資格チェックエラー項目情報	778	限度額適用区分	832	高齢者負担区分
671	老人慢性査定フラグ	725	資格チェックエラーコード	779	法制区分	833	診療科目
672	訪問リハ医科フラグ	726	給付チェックエラーコード	780	レセプト取込対象フラグ	834	本扶区分
673	訪問薬剤医科フラグ	727	柔整団体機関コード	781	負担割合	835	本人家族区分
674	訪問栄養医科フラグ	728	過誤再審査理由番号	782	処方箋交付機関番号	836	入外区分
675	老人訪問口腔フラグ	729	DPC区分	783	保険者番号	837	マル交区分
676	訪問歯科衛生フラグ	730	処方箋料算定有無	784	金融機関コード	838	マル公区分
677	訪問薬剤歯科フラグ	731	過誤区分	785	店舗番号	839	マル長区分
678	訪問薬剤調剤フラグ	732	算定国保食事保険者負担額	786	口座種別コード	840	長処フラグ
679	基本療養費訪看フラグ	733	算定国保食事患者負担額	787	口座番号	841	診療実日数
680	管理療養費訪看フラグ	734	負担割合	788	口座名義人カナ	842	総医療費
681	寝たきり老人在総診フラグ	735	海外療養費区分	789	口座名義人漢字	843	保険者負担額
682	疾病コード1	736	保険者番号	790	ゆうちょ銀行記号	844	実患者負担額
683	疾病コード2	737	削除フラグ	791	ゆうちょ銀行番号	845	法制区分
684	総医療費	738	操作者ID	792	金融機関種別	846	公費負担額
685	保険者負担額	739	操作年月日	793	公金口座区分	847	公費患者負担額
686	公費負担額	740	操作時刻	794	受付区コード	848	高額現物給付額
687	公費患者負担額	741	療養費情報	795	削除フラグ	849	合計一部負担額
688	高額現物給付額	742	市区町村コード	796	操作者ID	850	高齢外来限度額
689	指定公費負担額	743	審査年月	797	操作年月日	851	高齢外来高額
690	過誤保留フラグ	744	給付番号	798	操作時刻	852	高齢外来貸付額
691	再審査年月日	745	最新フラグ	799	高額療養情報	853	高齢外来償還額
692	再審査理由コード	746	文字列型予備項目	800	市区町村コード	854	高齢世帯合算対象額
693	再審査フラグ	747	療養費種別	801	国保記号番号	855	高齢世帯限度額
694	再審査回答日	748	医療機関区分	802	診療年月	856	高齢世帯高額
695	再審査減点数	749	入外区分	803	最新フラグ	857	高齢世帯貸付額
696	月中特例該当コード	750	本扶区分	804	高額該当フラグ	858	高齢世帯償還額
697	負担区分	751	課税区分	805	強制修正区分	859	世帯合算対象額
698	国保一部負担額	752	世帯負担区分	806	高額該当情報登録年月日	860	世帯限度額
699	算定国保保険者負担額	753	傷病コード	807	高額該当情報取込年月日	861	世帯高額
700	算定国保患者負担額	754	発病負傷日	808	削除フラグ	862	世帯貸付額
701	算定公費保険者負担額1	755	指定公費負担額	809	操作者ID	863	世帯償還額



(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

864	個人合算対象額	918	操作年月日	972	最新フラグ	1026	分娩機関管理番号
865	個人合算限度額	919	操作時刻	973	文字列型予備項目	1027	加入制度区分
866	個人合算高額	920	高額療養費貸付詳細情報	974	出生児氏名	1028	本人家族区分
867	個人合算貸付額	921	市区町村コード	975	出生児氏	1029	妊婦氏名
868	個人合算償還額	922	国保記号番号	976	出生児名	1030	妊婦氏
869	限度額	923	申請日	977	妊娠週数	1031	妊婦名
870	高額療養費	924	明細連番	978	多胎区分	1032	生年月日
871	貸付額	925	最新フラグ	979	産科医療補償制度対象分娩	1033	在胎週数
872	支払確定額	926	宛名番号	980	支払承認区分	1034	出産数
873	月中特例該当コード	927	医療機関県コード	981	不支給理由	1035	入院日数
874	福祉振替額	928	医療機関点数区分	982	支払有無	1036	産科医療補償制度対象分娩
875	支払方法区分	929	医療機関番号	983	増減調整額	1037	分娩区分
876	振込先区分	930	本人家族区分	984	申請者宛名番号	1038	死産区分
877	支払承認区分	931	支払貸付区分	985	申請者氏名	1039	入院料
878	不支給理由	932	文字列型予備項目1	986	申請者氏	1040	室料差額
879	支払有無	933	仮受フラグ	987	申請者名	1041	分娩介助料
880	申請年月日	934	承認番号	988	申請者住所市区町村コード	1042	分娩料
881	承認年月日	935	受付年月日	989	申請者住所町字コード	1043	新生児管理保育料
882	支払年月日	936	診療科目	990	申請者郵便番号	1044	検査薬剤料
883	申請者宛名番号	937	本扶区分	991	申請者住所都道府県	1045	処置手当料
884	申請者氏名	938	診療期間開始年月日	992	申請者住所市区郡町村名	1046	産科医療補償制度額
885	申請者氏	939	診療期間終了年月日	993	申請者住所町字	1047	その他額
886	申請者名	940	月中特例該当コード	994	申請者住所番地号表記	1048	一部負担金
887	申請者住所市区町村コード	941	総医療費	995	申請者方書	1049	妊婦合計負担額
888	申請者住所町字コード	942	実患者負担額	996	死産区分	1050	代理受取額
889	申請者郵便番号	943	限度額	997	金融機関コード	1051	備考
890	申請者住所都道府県	944	高額療養費	998	店舗番号	1052	過誤保留フラグ
891	申請者住所市区郡町村名	945	支給決定額	999	口座種別コード	1053	削除フラグ
892	申請者住所町字	946	支払承認区分	1000	口座番号	1054	操作者ID
893	申請者住所番地号表記	947	不支給理由	1001	口座名義人カナ	1055	操作年月日
894	申請者方書	948	支払有無フラグ	1002	口座名義人漢字	1056	操作時刻
895	支払額	949	申請者宛名番号	1003	ゆうちょ銀行記号	1057	高額介護合算自己負担額情報
896	充当額	950	申請者氏名	1004	ゆうちょ銀行番号	1058	市区町村コード
897	増減調整額	951	申請者氏	1005	金融機関種別	1059	支給申請書整理番号
898	審査年月	952	申請者名	1006	公金口座区分	1060	保険者番号
899	給付番号	953	申請者住所市区町村コード	1007	受付区コード	1061	最新フラグ
900	申請簡素化区分	954	申請者住所町字コード	1008	削除フラグ	1062	国保記号番号
901	福祉公費負担額	955	申請者郵便番号	1009	操作者ID	1063	自己負担額状態区分
902	なお残る負担額	956	申請者住所都道府県	1010	操作年月日	1064	保険制度コード
903	なお残る負担額被保険者分	957	申請者住所市区郡町村名	1011	操作時刻	1065	被保険者証記号
904	なお残る負担額福祉公費分	958	申請者住所町字	1012	出産請求書情報	1066	被保険者証番号
905	金融機関コード	959	申請者住所番地号表記	1013	市区町村コード	1067	被保険者宛名番号
906	店舗番号	960	申請者方書	1014	国保記号番号	1068	被保険者氏名カナ
907	口座種別コード	961	受付区コード	1015	出産一時金区分	1069	被保険者氏カナ
908	口座番号	962	削除フラグ	1016	分娩者宛名番号	1070	被保険者名カナ
909	口座名義人カナ	963	操作者ID	1017	出産連番	1071	生年月日
910	口座名義人漢字	964	操作年月日	1018	最新フラグ	1072	性別コード
911	ゆうちょ銀行記号	965	操作時刻	1019	取込年月	1073	被保険者氏名
912	ゆうちょ銀行番号	966	出産育児一時金詳細情報	1020	請求区分	1074	被保険者氏
913	金融機関種別	967	市区町村コード	1021	保険者番号	1075	被保険者名
914	公金口座区分	968	国保記号番号	1022	請求年月	1076	世帯所得区分
915	受付区コード	969	出産一時金区分	1023	医療機関県コード	1077	世帯所得区分(高齢)
916	削除フラグ	970	分娩者宛名番号	1024	医療機関点数区分	1078	自己負担額証明書整理番号
917	操作者ID	971	出産連番	1025	医療機関番号	1079	突合用後期保険者番号

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

1080	突合用後期被保険者番号	1134	翌年06月自己負担額1	1188	支払終了年月日	1242	計算結果連絡先住所町字
1081	突合用国保被保険者番号	1135	翌年06月自己負担額2	1189	支払開始時間	1243	計算結果連絡先住所番地
1082	突合用国保被保険者証番号	1136	翌年06月摘要	1190	支払終了時間	1244	計算結果連絡先住所方書
1083	国保被保険者宛名番号	1137	翌年07月自己負担額1	1191	備考欄	1245	計算結果連絡先連絡先名
1084	異動区分	1138	翌年07月自己負担額2	1192	受信年月日	1246	計算結果連絡先連絡先名
1085	補正済自己負担額送付区分	1139	翌年07月摘要	1193	送信年月日	1247	計算結果連絡先通知年月
1086	証明対象年度	1140	宛先氏名漢字	1194	外来年間合算支給申請書	1248	発行者氏名
1087	計算開始年月日	1141	宛先氏漢字	1195	外来年間合算算定状態区分	1249	発行者氏
1088	計算終了年月日	1142	宛先名漢字	1196	外来年間合算支給額	1250	発行者名
1089	被保険者開始年月日	1143	宛先住所市区町村コード	1197	削除フラグ	1251	連絡票発行者郵便番号
1090	被保険者終了年月日	1144	宛先住所町字コード	1198	操作者ID	1252	連絡票発行者住所市区町
1091	申請年月日	1145	宛先郵便番号	1199	操作年月日	1253	連絡票発行者住所町字
1092	対象年度04月自己負担額1	1146	宛先住所都道府県	1200	操作時刻	1254	連絡票発行者住所都道府
1093	対象年度04月自己負担額2	1147	宛先住所市区郡町村名	1201	高額介護合算計算結果連絡	1255	連絡票発行者住所市区郡
1094	対象年度04月摘要	1148	宛先住所町字	1202	市区町村コード	1256	連絡票発行者住所町字
1095	対象年度05月自己負担額1	1149	宛先住所番地号表記	1203	連絡票整理番号	1257	連絡票発行者住所番地号
1096	対象年度05月自己負担額2	1150	宛先住所方書	1204	連絡票整理番号枝番	1258	連絡票発行者住所方書
1097	対象年度05月摘要	1151	証明書発行年月日	1205	明細番号	1259	計算結果問い合わせ先郵
1098	対象年度06月自己負担額1	1152	証明書発行者氏名	1206	最新フラグ	1260	計算結果問い合わせ先住所
1099	対象年度06月自己負担額2	1153	証明書発行者氏	1207	保険制度コード	1261	計算結果問い合わせ先住所
1100	対象年度06月摘要	1154	証明書発行者名	1208	対象年度	1262	計算結果問い合わせ先住所
1101	対象年度07月自己負担額1	1155	証明書発行者住所市区町	1209	自己負担額証明書整理番号	1263	計算結果問い合わせ先住所
1102	対象年度07月自己負担額2	1156	証明書発行者住所町字	1210	氏名カナ	1264	計算結果問い合わせ先住所
1103	対象年度07月摘要	1157	証明書発行者郵便番号	1211	氏カナ	1265	計算結果問い合わせ先住所
1104	対象年度08月自己負担額1	1158	証明書発行者住所都道府	1212	名カナ	1266	計算結果問い合わせ先住所
1105	対象年度08月自己負担額2	1159	証明書発行者住所市区郡	1213	氏名	1267	問合せ先名称1
1106	対象年度08月摘要	1160	証明書発行者住所町字	1214	氏	1268	問合せ先名称2
1107	対象年度09月自己負担額1	1161	証明書発行者住所番地号	1215	名	1269	問合せ先電話番号
1108	対象年度09月自己負担額2	1162	証明書発行者住所方書	1216	生年月日	1270	被保険者氏名
1109	対象年度09月摘要	1163	問合せ先住所市区町村	1217	性別コード	1271	被保険者氏
1110	対象年度10月自己負担額1	1164	問合せ先住所町字コード	1218	保険者番号	1272	被保険者名
1111	対象年度10月自己負担額2	1165	問合せ先郵便番号	1219	保険者名称	1273	負担金額
1112	対象年度10月摘要	1166	問合せ先住所都道府県	1220	被保険者証記号	1274	支給額按分率
1113	対象年度11月自己負担額1	1167	問合せ先住所市区郡町村	1221	被保険者証番号	1275	支給額
1114	対象年度11月自己負担額2	1168	問合せ先住所町字	1222	計算開始年月日	1276	負担金額2
1115	対象年度11月摘要	1169	問合せ先住所番地号表記	1223	計算終了年月日	1277	負担金額計
1116	対象年度12月自己負担額1	1170	問合せ先住所方書	1224	世帯負担総額	1278	支給額按分率2
1117	対象年度12月自己負担額2	1171	問合せ先名称1	1225	一部負担金世帯合算額	1279	支給額2
1118	対象年度12月摘要	1172	問合せ先名称2	1226	一部負担金世帯合算額2	1280	支給額合計
1119	翌年01月自己負担額1	1173	問合せ先電話番号	1227	世帯所得区分	1281	備考欄記載負担額
1120	翌年01月自己負担額2	1174	計算結果送付先住所市区	1228	世帯所得区分(高齢)	1282	備考欄記載負担額2
1121	翌年01月摘要	1175	計算結果送付先住所町字	1229	合算算定基準額	1283	世帯負担額合計
1122	翌年02月自己負担額1	1176	計算結果送付先郵便番号	1230	合算算定基準額2	1284	世帯支給額合計
1123	翌年02月自己負担額2	1177	計算結果送付先住所都道	1231	世帯支給総額	1285	世帯負担額合計2
1124	翌年02月摘要	1178	計算結果送付先住所市区	1232	世帯支給総額2	1286	世帯負担額総合計額
1125	翌年03月自己負担額1	1179	計算結果送付先住所町字	1233	按分後支給額	1287	世帯支給額合計2
1126	翌年03月自己負担額2	1180	計算結果送付先住所番地	1234	按分後支給額2	1288	世帯支給総合計額
1127	翌年03月摘要	1181	計算結果送付先住所方書	1235	介護低所得者再計算実施有	1289	削除フラグ
1128	翌年04月自己負担額1	1182	計算結果送付先名称1	1236	備考	1290	操作者ID
1129	翌年04月自己負担額2	1183	計算結果送付先名称2	1237	計算結果連絡先郵便番号	1291	操作年月日
1130	翌年04月摘要	1184	計算結果送付先電話番号	1238	計算結果連絡先住所市区町	1292	操作時刻
1131	翌年05月自己負担額1	1185	窓口払対象者判定コード	1239	計算結果連絡先住所町字	1293	高額介護合算支給決定通知
1132	翌年05月自己負担額2	1186	支払場所	1240	計算結果連絡先住所都道	1294	市区町村コード
1133	翌年05月摘要	1187	支払開始年月日	1241	計算結果連絡先住所市区	1295	支給申請書整理番号



(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

1296	帳票関連付け番号	1350	通知書発行者 郵便番号	1404	負傷部位1	1458	任意保険契約者氏名漢字
1297	最新フラグ	1351	通知書発行者 住所 都道府	1405	負傷部位2	1459	任意保険契約者郵便番号
1298	自己負担額証明書整理番号	1352	通知書発行者 住所 市区郡	1406	負傷部位3	1460	任意保険契約者住所
1299	保険制度コード	1353	通知書発行者 住所 町字	1407	負傷種別1	1461	保険会社の支援の有無
1300	宛先住所 市区町村コード	1354	通知書発行者 住所 番地号	1408	負傷種別2	1462	連合会整理番号
1301	宛先住所 町字コード	1355	通知書発行者 住所 方書	1409	負傷種別3	1463	連合会担当者名
1302	宛先 郵便番号	1356	問合せ先郵便番号	1410	自主提供の有無	1464	義務者氏名漢字
1303	宛先 住所 都道府県	1357	問合せ先住所 市区町村コ	1411	診療期間開始年月日	1465	負傷原因照会書作成日
1304	宛先 住所 市区郡町村名	1358	問合せ先住所 町字コード	1412	診療期間終了年月日	1466	負傷原因照会書発送日
1305	宛先 住所 町字	1359	問合せ先住所 都道府県	1413	症状固定日	1467	負傷原因回答書受付日
1306	宛先 住所 番地号表記	1360	問合せ先住所 市区郡町村	1414	加害者 宛名番号	1468	通知書番号
1307	宛先 住所 方書	1361	問合せ先住所 町字	1415	加害者氏名カナ	1469	通知書発行年月日
1308	宛先 氏名	1362	問合せ先住所 番地号表記	1416	加害者氏名漢字	1470	納期限
1309	宛先 氏	1363	問合せ先住所 方書	1417	加害者郵便番号	1471	督促発行年月日
1310	宛先 名	1364	問合せ先名称1	1418	加害者住所	1472	督促納期限
1311	被保険者 氏名	1365	問合せ先名称2	1419	加害者生年月日	1473	催告発行年月日
1312	被保険者 氏	1366	問合せ先電話番号	1420	加害者電話番号	1474	催告納期限
1313	被保険者 名	1367	不服の申し立て先名称	1421	加害者職業	1475	給付種別
1314	保険者番号	1368	申請対象年度	1422	保有者 宛名番号	1476	診療年月
1315	被保険者証記号	1369	作成年月日	1423	保有者氏名漢字	1477	本扶区分
1316	被保険者証番号	1370	国保連合会名	1424	保有者郵便番号	1478	入外区分
1317	計算開始年月日	1371	支払承認区分	1425	保有者住所	1479	福祉区分
1318	計算終了年月日	1372	支払有無	1426	保有者生年月日	1480	給付割合
1319	申請年月日	1373	支払年月日	1427	保有者電話番号	1481	国保実日数
1320	決定年月日	1374	充当額	1428	加害者との関係	1482	国保食事実日数
1321	自己負担総額	1375	増減調整額	1429	医療機関県コード	1483	総医療費
1322	支給・不支給区分	1376	支払額	1430	医療機関点数区分	1484	事故外金額
1323	支給額	1377	受付区コード	1431	医療機関番号	1485	事故金額
1324	給付種類	1378	削除フラグ	1432	転医先医療機関県コード	1486	保険給付額
1325	不支給理由	1379	操作者ID	1433	転医先医療機関点数区分	1487	実患者負担額
1326	備考	1380	操作年月日	1434	転医先医療機関番号	1488	国保食事基準額
1327	支払方法区分	1381	操作時刻	1435	自賠責保険有無	1489	食事療養費
1328	支払場所	1382	第三者請求詳細情報	1436	自賠責保険会社名	1490	療養分損害賠償額
1329	支払開始年月日	1383	市区町村コード	1437	自賠責保険会社支店名	1491	食事分損害賠償額
1330	支払終了年月日	1384	国保記号番号	1438	自賠責保険会社課名	1492	高額分損害賠償額
1331	支払開始時間	1385	該当者 宛名番号	1439	自賠責保険会社担当者名	1493	福祉分損害賠償額
1332	支払終了時間	1386	第三者登録日	1440	自賠責保険会社電話番号	1494	療養分請求額
1333	金融機関コード	1387	第三者登録事由	1441	自賠責保険証明書番号	1495	食事分請求額
1334	金融機関名	1388	明細番号	1442	自賠責保険登録車両番号	1496	高額分請求額
1335	店舗番号	1389	最新フラグ	1443	自賠責保険加入開始年月日	1497	福祉分請求額
1336	支店名	1390	備考	1444	自賠責保険加入終了年月日	1498	葬祭分損害賠償額
1337	口座種別コード	1391	処理状況	1445	自賠責保険契約者氏名漢字	1499	葬祭分請求額
1338	口座番号	1392	委託区分	1446	自賠責保険契約者郵便番号	1500	送付年月日
1339	口座名義人 カナ	1393	仮受付年月日	1447	自賠責保険契約者住所	1501	審査年月
1340	口座名義人 漢字	1394	委託年月日	1448	任意保険有無	1502	給付年度
1341	ゆうちょ銀行記号	1395	除外年月日	1449	任意保険会社名	1503	返還請求年度
1342	ゆうちょ銀行番号	1396	決定年月日	1450	任意保険会社支店名	1504	給付番号
1343	金融機関種別	1397	完了年月日	1451	任意保険会社課名	1505	受付区コード
1344	公金口座区分	1398	事故発生時刻時	1452	任意保険会社担当者名	1506	歳入歳出区分
1345	通知書発行者 氏名	1399	事故発生時刻分	1453	任意保険会社電話番号	1507	削除フラグ
1346	通知書発行者 氏	1400	事故場所	1454	任意保険証明書番号	1508	操作者ID
1347	通知書発行者 名	1401	交通手段(被害者)	1455	任意保険登録車両番号	1509	操作年月日
1348	通知書発行者住所 市区町	1402	交通手段(加害者)	1456	任意保険加入開始年月日	1510	操作時刻
1349	通知書発行者住所 町字コ	1403	労災該当	1457	任意保険加入終了年月日	1511	その他任意給付情報

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

1512	市区町村コード	1566	処理区分コード	1620	年度04月現役並みフラグ	1674	計算結果送付先住所方書
1513	国保記号番号	1567	支給申請書整理番号	1621	翌年04月摘要	1675	計算結果送付先名称1
1514	宛名番号	1568	自己負担額データ連番	1622	翌年05月自己負担額	1676	計算結果送付先名称2
1515	給付連番	1569	被保険者証番号	1623	年度05月福祉公費負担額	1677	計算結果送付先電話番号
1516	最新フラグ	1570	宛名番号	1624	年度05月現役並みフラグ	1678	備考欄
1517	給付種別名称	1571	最新フラグ	1625	翌年05月摘要	1679	削除フラグ
1518	支給決定額	1572	国保記号番号	1626	翌年06月自己負担額	1680	操作者ID
1519	充当額	1573	証明対象年度	1627	年度06月福祉公費負担額	1681	操作年月日
1520	増減調整額	1574	自己負担額データ区分	1628	年度06月現役並みフラグ	1682	操作時刻
1521	支払額	1575	保険制度コード	1629	翌年06月摘要	1683	外来年間合算支給申請情報
1522	支払方法区分	1576	保険者番号	1630	翌年07月自己負担額	1684	市区町村コード
1523	振込先区分	1577	保険者名	1631	年度07月福祉公費負担額	1685	処理区分コード
1524	支払承認区分	1578	被保険者証記号	1632	年度07月現役並みフラグ	1686	支給申請書整理番号
1525	不支給理由	1579	証記号番号	1633	翌年07月摘要	1687	宛名番号
1526	支払有無	1580	自己負担額証明書整理番号	1634	申請者宛名番号	1688	最新フラグ
1527	申請年月日	1581	計算開始年月日	1635	宛先氏名漢字	1689	処理状況区分
1528	承認年月日	1582	計算終了年月日	1636	宛先氏漢字	1690	国保記号番号
1529	支払年月日	1583	被保険者開始年月日	1637	宛先名漢字	1691	申請対象年度
1530	申請者宛名番号	1584	被保険者終了年月日	1638	宛先住所市区町村コード	1692	支給申請区分
1531	申請者氏名	1585	世帯所得区分(高齢)	1639	宛先住所町字コード	1693	申請年月日
1532	申請者氏	1586	年度08月自己負担額	1640	宛先郵便番号	1694	計算開始年月日
1533	申請者名	1587	年度08月福祉公費負担額	1641	宛先住所都道府県	1695	計算終了年月日
1534	申請者郵便番号	1588	年度08月現役並みフラグ	1642	宛先住所市区郡町村名	1696	世帯所得区分(高齢)
1535	申請者住所市区町村コード	1589	対象年度08月摘要	1643	宛先住所町字	1697	自己負担額交付申請有無
1536	申請者住所町字コード	1590	年度09月自己負担額	1644	宛先住所番地号表記	1698	支給申請形態区分
1537	申請者住所都道府県	1591	年度09月福祉公費負担額	1645	宛先住所方書	1699	基準日保険者名称
1538	申請者住所市区郡町村名	1592	年度09月現役並みフラグ	1646	証明書発行年月日	1700	申請者宛名番号
1539	申請者住所町字	1593	対象年度09月摘要	1647	証明書発行者名	1701	申請者氏名
1540	申請者住所番地号表記	1594	年度10月自己負担額	1648	証明書発行者住所市区町	1702	申請者氏
1541	申請者方書	1595	年度10月福祉公費負担額	1649	証明書発行者住所町字コ	1703	申請者名
1542	振込先宛名番号	1596	年度10月現役並みフラグ	1650	証明書発行者郵便番号	1704	申請者住所市区町村コー
1543	口座履歴番号	1597	対象年度10月摘要	1651	証明書発行者住所都道府	1705	申請者住所町字コード
1544	備考	1598	年度11月自己負担額	1652	証明書発行者住所市区郡	1706	申請者郵便番号
1545	受付区コード	1599	年度11月福祉公費負担額	1653	証明書発行者住所町字	1707	申請者住所都道府県
1546	金融機関コード	1600	年度11月現役並みフラグ	1654	証明書発行者住所番地号	1708	申請者住所市区郡町村名
1547	店舗番号	1601	対象年度11月摘要	1655	証明書発行者住所方書	1709	申請者住所町字
1548	本店名漢字	1602	年度12月自己負担額	1656	問合せ先住所市区町村コ	1710	申請者住所番地号表記
1549	支店名漢字	1603	年度12月福祉公費負担額	1657	問合せ先住所町字コード	1711	申請者住所方書
1550	口座種別コード	1604	年度12月現役並みフラグ	1658	問合せ先郵便番号	1712	申請者電話番号
1551	口座番号	1605	対象年度12月摘要	1659	問合せ先住所都道府県	1713	支払区分
1552	口座名義人カナ	1606	翌年01月自己負担額	1660	問合せ先住所市区郡町村	1714	金融機関コード
1553	口座名義人漢字	1607	年度01月福祉公費負担額	1661	問合せ先住所町字	1715	店舗番号
1554	ゆうちょ銀行記号	1608	年度01月現役並みフラグ	1662	問合せ先住所番地号表記	1716	本店名漢字
1555	ゆうちょ銀行番号	1609	翌年01月摘要	1663	問合せ先住所方書	1717	支店名漢字
1556	金融機関種別	1610	翌年02月自己負担額	1664	問合せ先名称1	1718	口座種別コード
1557	公金口座区分	1611	年度02月福祉公費負担額	1665	問合せ先名称2	1719	口座番号
1558	対象期間開始年月日	1612	年度02月現役並みフラグ	1666	問合せ先電話番号	1720	口座名義人カナ
1559	対象期間終了年月日	1613	翌年02月摘要	1667	計算結果送付先住所市区	1721	口座名義人漢字
1560	削除フラグ	1614	翌年03月自己負担額	1668	計算結果送付先住所町字	1722	ゆうちょ銀行記号
1561	操作者ID	1615	年度03月福祉公費負担額	1669	計算結果送付先郵便番号	1723	ゆうちょ銀行番号
1562	操作年月日	1616	年度03月現役並みフラグ	1670	計算結果送付先住所都道府	1724	金融機関種別
1563	操作時刻	1617	翌年03月摘要	1671	計算結果送付先住所市区	1725	公金口座区分
1564	外来年間合算自己負担額情	1618	翌年04月自己負担額	1672	計算結果送付先住所町字	1726	国保資格区分
1565	市区町村コード	1619	年度04月福祉公費負担額	1673	計算結果送付先住所番地	1727	国保被保険者開始年月日

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

1728	国保被保険者終了年月日	1782	国保記号番号	1836	ゆうちょ銀行番号	1890	住所_町字
1729	被保険者資格喪失事由	1783	申請対象年度	1837	金融機関種別	1891	住所_番地号表記
1730	被保険者資格喪失年月日	1784	支給対象者_宛名番号	1838	公金口座区分	1892	住所_方書
1731	加入歴01被保険者名	1785	支給対象者_氏名漢字	1839	備考	1893	問合せ先住所_市区町村コード
1732	加入歴01加入開始年月日	1786	支給対象者_氏漢字	1840	支払承認区分	1894	問合せ先住所_町字コード
1733	加入歴01加入終了年月日	1787	支給対象者_名漢字	1841	支払有無	1895	問合せ先郵便番号
1734	自己負担額証明書整理番号	1788	宛先郵便番号	1842	支払年月日	1896	問合せ先住所_都道府県
1735	加入歴02被保険者名	1789	宛先_住所_市区町村コード	1843	受付区コード	1897	問合せ先住所_市区郡町村
1736	加入歴02加入開始年月日	1790	宛先_住所_町字コード	1844	削除フラグ	1898	問合せ先住所_町字
1737	加入歴02加入終了年月日	1791	宛先_住所_都道府県	1845	操作者ID	1899	問合せ先住所_番地号表記
1738	自己負担額証明書整理番号	1792	宛先_住所_市区郡町村名	1846	操作年月日	1900	問合せ先住所_方書
1739	加入歴03被保険者名	1793	宛先_住所_町字	1847	操作時刻	1901	問合せ先名称1
1740	加入歴03加入開始年月日	1794	宛先_住所_番地号表記	1848	外来年間合算計算結果連絡	1902	問合せ先名称2
1741	加入歴03加入終了年月日	1795	宛先_住所_方書	1849	市区町村コード	1903	問合せ先電話番号
1742	自己負担額証明書整理番号	1796	宛先_氏名漢字	1850	処理区分コード	1904	精算対象者フラグ
1743	加入歴04被保険者名	1797	宛先_氏漢字	1851	支給申請書整理番号	1905	備考
1744	加入歴04加入開始年月日	1798	宛先_名漢字	1852	宛名番号	1906	被保険者_氏名
1745	加入歴04加入終了年月日	1799	被保険者証記号	1853	自己負担額データ連番	1907	被保険者_氏
1746	自己負担額証明書整理番号	1800	自己負担額証明書整理番号	1854	明細連番	1908	被保険者_名
1747	加入歴05被保険者名	1801	計算開始年月日	1855	最新フラグ	1909	負担金額
1748	加入歴05加入開始年月日	1802	計算終了年月日	1856	保険制度コード	1910	支給額按分率
1749	加入歴05加入終了年月日	1803	申請年月日	1857	国保記号番号	1911	支給額
1750	自己負担額証明書整理番号	1804	決定年月日	1858	申請対象年度	1912	削除フラグ
1751	加入歴06被保険者名	1805	発行年月日	1859	自己負担額証明書整理番号	1913	操作者ID
1752	加入歴06加入開始年月日	1806	自己負担額合計	1860	被保険者証記号	1914	操作年月日
1753	加入歴06加入終了年月日	1807	福祉公費負担額合計	1861	被保険者証番号	1915	操作時刻
1754	自己負担額証明書整理番号	1808	高額療養費	1862	保険者番号	1916	外来年間合算月別計算結果
1755	加入歴07被保険者名	1809	支給額	1863	保険者名称	1917	市区町村コード
1756	加入歴07加入開始年月日	1810	福祉振替額	1864	計算開始年月日	1918	処理区分コード
1757	加入歴07加入終了年月日	1811	支払済額	1865	計算終了年月日	1919	支給申請書整理番号
1758	自己負担額証明書整理番号	1812	振替済額	1866	世帯所得区分(高齢)	1920	宛名番号
1759	加入歴08被保険者名	1813	差引支給額	1867	自己負担額合計	1921	自己負担額データ連番
1760	加入歴08加入開始年月日	1814	差引福祉振替額	1868	自己負担限度額	1922	最新フラグ
1761	加入歴08加入終了年月日	1815	充当額	1869	世帯支給総額	1923	国保記号番号
1762	自己負担額証明書整理番号	1816	増減調整額	1870	按分後支給額	1924	保険制度コード
1763	加入歴09被保険者名	1817	支払額	1871	計算結果送付先_郵便番号	1925	保険者番号
1764	加入歴09加入開始年月日	1818	給付種類	1872	計算結果送付先_住所_市区	1926	申請対象年度
1765	加入歴09加入終了年月日	1819	支給・不支給区分	1873	計算結果送付先_住所_町字	1927	年度08月按分後支給額
1766	自己負担額証明書整理番号	1820	不支給理由	1874	計算結果送付先_住所_都道	1928	年度09月按分後支給額
1767	加入歴10被保険者名	1821	支払方法区分	1875	計算結果送付先_住所_市区	1929	年度10月按分後支給額
1768	加入歴10加入開始年月日	1822	支払場所	1876	計算結果送付先_住所_町字	1930	年度11月按分後支給額
1769	加入歴10加入終了年月日	1823	支払開始年月日	1877	計算結果送付先_住所_表記	1931	年度12月按分後支給額
1770	自己負担額証明書整理番号	1824	支払終了年月日	1878	計算結果送付先_住所_方書	1932	年度01月按分後支給額
1771	保険者加入歴情報備考	1825	支払開始時間	1879	計算結果送付先名称1	1933	年度02月按分後支給額
1772	受付区コード	1826	支払終了時間	1880	計算結果送付先名称2	1934	年度03月按分後支給額
1773	削除フラグ	1827	金融機関コード	1881	発行年月日	1935	年度04月按分後支給額
1774	操作者ID	1828	店舗番号	1882	発行者_氏名	1936	年度05月按分後支給額
1775	操作年月日	1829	本店名漢字	1883	発行者_氏	1937	年度06月按分後支給額
1776	操作時刻	1830	支店名漢字	1884	発行者_名	1938	年度07月按分後支給額
1777	外来年間合算支給決定通知	1831	口座種別コード	1885	住所_市区町村コード	1939	削除フラグ
1778	市区町村コード	1832	口座番号	1886	住所_町字コード	1940	操作者ID
1779	処理区分コード	1833	口座名義人_カナ	1887	郵便番号	1941	操作年月日
1780	支給申請書整理番号	1834	口座名義人_漢字	1888	住所_都道府県	1942	操作時刻
1781	最新フラグ	1835	ゆうちょ銀行記号	1889	住所_市区郡町村名	1943	過誤情報



**(別添2)特定個人情報ファイル記録項目**

1944	市区町村コード	1998	訂正本人家族区分	2052	対象外終了年月日	2106
1945	給付番号	1999	訂正入外区分	2053	対象外登録理由	2107
1946	最新フラグ	2000	訂正月中特例該当コード	2054	削除フラグ	2108
1947	履歴番号	2001	訂正総医療費	2055	操作者ID	2109
1948	有効フラグ	2002	訂正国保一部負担額	2056	操作年月日	2110
1949	請求年月	2003	訂正診療年月	2057	操作時刻	2111
1950	調剤レセプト管理番号	2004	過誤修正区分	2058	医療費通知対象外個人情報	2112
1951	レセプトデータ区分	2005	過誤事由コード	2059	市区町村コード	2113
1952	事業区分	2006	訂正有無	2060	宛名番号	2114
1953	処理区分	2007	レセプト反映フラグ	2061	履歴番号	2115
1954	データ区分	2008	備考1	2062	最新フラグ	2116
1955	返戻区分	2009	備考2	2063	有効フラグ	2117
1956	保険制度区分	2010	摘要1	2064	対象外開始年月日	2118
1957	保険種別区分	2011	摘要2	2065	対象外終了年月日	2119
1958	点数表コード	2012	過誤再審査区分	2066	対象外登録理由	2120
1959	療養費種別	2013	過誤再審査コード	2067	削除フラグ	2121
1960	保険者番号	2014	過誤再審査事由	2068	操作者ID	2122
1961	国保記号番号	2015	喪失異動年月日	2069	操作年月日	2123
1962	宛名番号	2016	喪失届出年月日	2070	操作時刻	2124
1963	診療年月	2017	徴収区分	2071	医療費通知対象外医療機関	2125
1964	医療機関県コード	2018	過誤再審査申出日	2072	市区町村コード	2126
1965	医療機関点数区分	2019	削除フラグ	2073	医療機関コード	2127
1966	医療機関番号	2020	操作者ID	2074	履歴番号	2128
1967	診療科目	2021	操作年月日	2075	最新フラグ	2129
1968	入外区分	2022	操作時刻	2076	有効フラグ	2130
1969	本扶区分	2023	医療費通知減額情報	2077	対象外開始年月日	2131
1970	本人家族区分	2024	市区町村コード	2078	対象外終了年月日	2132
1971	性別	2025	給付番号	2079	対象外登録理由	2133
1972	生年月日	2026	最新フラグ	2080	削除フラグ	2134
1973	診療開始年月日	2027	履歴番号	2081	操作者ID	2135
1974	入院年月日	2028	有効フラグ	2082	操作年月日	2136
1975	給付割合	2029	宛名番号	2083	操作時刻	2137
1976	特記事項コード1	2030	国保記号番号	2084		2138
1977	特記事項コード2	2031	受診医療機関コード	2085		2139
1978	特記事項コード3	2032	入外区分	2086		2140
1979	特記事項コード4	2033	請求医療費	2087		2141
1980	特記事項コード5	2034	請求患者負担額	2088		2142
1981	国保実日数	2035	決定医療費	2089		2143
1982	国保請求総医療費	2036	決定患者負担額	2090		2144
1983	国保決定総医療費	2037	減額医療費	2091		2145
1984	国保限度額	2038	減額患者負担額	2092		2146
1985	国保一部負担額	2039	診療年月	2093		2147
1986	点検年月	2040	取込年月	2094		2148
1987	連合会独自区分	2041	削除フラグ	2095		2149
1988	申請区分	2042	操作者ID	2096		2150
1989	過誤種類	2043	操作年月日	2097		2151
1990	訂正保険者番号	2044	操作時刻	2098		2152
1991	訂正国保記号番号	2045	医療費通知対象外世帯情報	2099		2153
1992	訂正宛名番号	2046	市区町村コード	2100		2154
1993	訂正氏名漢字	2047	国保記号番号	2101		2155
1994	訂正生年月日	2048	履歴番号	2102		2156
1995	訂正性別	2049	最新フラグ	2103		2157
1996	訂正本扶区分	2050	有効フラグ	2104		2158
1997	訂正診療科目	2051	対象外開始年月日	2105		2159

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格特定個人情報ファイル 2. 国保給付特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>対象者以外の特定期間情報の入手を防止するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>1. 庁内連携による入手時          (1) 総合宛名システムも含め、国民健康保険システム（国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険賦課システム、国民健康保険収納システムを指す。以下、Ⅲにおいて同様。）と庁内他システムとのデータ連携は全て、専用の連携基盤システムを中継して行われる。連携基盤システムの利用はデータ連携単位の事前申請制となっており、申請受理後には連携単位でのデータアクセス権が与えられる。よって、申請者は自らが利用する連携データ以外にアクセスすることはできない。          (2) 連携基盤システムを介したデータ連携は、全てログを記録し保管しているため、入手経路等の特定を行うことができる。          (3) 連携基盤についてはセキュリティで保護された庁内ネットワーク上に配置されており、第三者からの不正アクセスすることはできない。</p> <p>2. 住記CSオンライン端末による入手時          (1) 住記CSオンライン端末には、生体情報による認証が施されており、許可された者以外は使用できない。          (2) 対象者以外の情報を入手しないよう情報管理者による監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>3. 国保連合会からの入手における措置（国保総合PCにおける措置）          (1) 入手元は、国保連合会の国保情報集約システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック（*）が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。          (2) 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。          *：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>4. その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など）          (1) 個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示などにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。          (2) 申請書受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。</p>

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>必要な情報以外を入手することを防止するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>1. 庁内連携による入手時          連携基盤の利用は申請制となっており、本市が必要と認めた連携処理以外は発生しない。また、総合宛名システムからの連携は住民記録情報システムの異動処理により発生し、異動対象者のデータのみ連携するため、不要な情報は連携しない。</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステムCS端末の参照による入手時          (1) 住記CSオンライン端末には、生体情報による認証が施されており、許可された者以外は使用できない。          (2) 対象者以外の情報を入手しないよう情報管理者による監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>3. 国保連合会からの入手における措置(国保総合PCにおける措置)          (1) 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。          * :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保情報集約システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保情報集約システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> <p>4. その他の入手時(窓口対応、電話対応、窓口申請書など)          (1) 国民健康保険事務等に関係のない情報を入手する事がないよう、情報管理者による監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。          (2) 窓口等における申請書は、法令等で規定された必要な情報のみを記載する様式とする。          また、システムに入力できる情報箇所(太線枠内)を明確にしている。          (3) 申請書受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>



リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>不適切な方法で入手が行われることを防止するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>1. 庁内連携による入手時 連携処理は連携基盤システムにより一元的に管理され、連携基盤システムへのセキュリティ対策も講じられているため、不適切な方法により入手することはできない。</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステムCS端末の参照による入手時 (1)住記CSオンライン端末には、生体情報による認証が施されており、許可された者以外は使用できない。 (2)対象者以外の情報を入手しないよう情報管理者による監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>3. 国保連合会からの入手における措置(国保総合PCにおける措置) 特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保情報集約システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p> <p>4. その他の入手時(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) (1)国民健康保険事務等に関係のない情報を入手する事がないよう情報管理者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。 (2)個人番号の記載を要する届出書、申請書及び申告書等は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び納税義務者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 (3)職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっており、すべての操作についてログを取得し保管している。 (4)申請書受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>1. 本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条(本人確認の措置)、番号法施行令第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。 出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(もしくは通知カードと法令による定められた身分証明書等の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</p> <p>2. 代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合には、番号法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認する。</p> <p>3. 国保連合会からの入手における場合 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保情報集約システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険市区町村事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p>

個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>1. 本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項及び番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>2. 代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項及び番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する。</p> <p>3. 個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合、住民基本台帳ネットワークシステムCS端末において職員が本人確認情報と個人番号の確認を行う。</p> <p>4. 国保連合会からの入手における場合 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合を通じて確認し、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。また、入力作業員の他に確認作業員を設け、再鑑することにより、正確性を確保する。</p> <p>国保連合会からの入手における措置</p> <p>1. 国保総合PCにおける措置 (1)国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保情報集約システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認している。 (2)国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保情報集約システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。</p> <p>2. 国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 紙媒体に対する措置                  (1) 特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保安場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については定期的にチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。                  (2) 窓口で対面にて受け取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。郵送の場合は必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう、案内をする。また、返信用封筒の利用を勧奨するなどにより誤配送を防止する。                  (3) 月1回、前月受領した申請について一覧又は決定に関するリストを作成し、保管中の申請書と突合することで、申請後の保管場所が適切であるか、また申請書の紛失はないか確認し、申請後の事後チェックを行う。</p> <p>2. 電子データに対する措置                  (1) 特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(CD、DVD等)を用いた運用をすることを極力行わないこととする。電子記憶媒体を使用する場合は暗号化した上で記録を行い、定められた担当者のみが作業を行うこととする。担当者は電子記憶媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記憶媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。電子媒体による作業状況については定期的にチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。                  (2) 電子データによる特定個人情報の入手は、複数の職員により検収し、外部への提供を防ぐべく、慎重に作業を行う。                  (3) データ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに電子媒体を格納し受渡しの記録を残したうえで搬送する。</p> <p>3. 国保連合会(国保総合PC)からの入手における措置                  (1) 当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。                  (2) 当市の国保総合PCと国保連合会の国保情報集約システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。                  (3) 当市の国保総合PCと国保連合会の国保情報集約システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。                  (4) ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。                  (5) 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。                  (6) 国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。                  (7) 国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。                  ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。                  ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。                  ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。                  ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。                  ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。                  (8) 国保総合システム使用時は操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	



<p>特定個人情報の使用の記録</p> <p>具体的な方法</p>	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p> <p>1. 端末から参照、更新した場合のアクセスログを記録している。記録項目は、処理日時・職員情報・部署情報・端末情報・処理事由・宛名番号・4情報である。</p> <p>2. 記録は、2年間保存する。</p> <p>3. 国保総合PCにおける措置  (1) 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。  (2) 情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。  (3) 情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合し、不正な運用が行われていないかを確認する。  (4) 当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>ユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行っている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>



リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</p> <p>2. システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について徹底する。アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合は特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止する。</p> <p>3. 臨時・非常勤職員、委託先等の職員については、契約時に業務上知りえた情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をする。</p> <p>4. 国民健康保険システムにおいて、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務上必要のない処理を行えない仕組みとする。また、必要とされる時間外はオンラインを停止し、業務時間外に操作できないようにしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 職員端末  (1) EUC機能については、特定の者のみが操作できる機能としている。また、EUCデータには個人番号を含めないことで、端末に特定個人情報が作成されないようにしている。  (2) EUCデータ以外についても、職員端末において個人番号をエクセルファイルに保存しない等、特定個人情報を含む「その他の電子ファイル」を作成しないようにする。  (3) システム端末からデータが持出しできないように制御している。  (4) データの操作については操作記録を残す。</p> <p>2. サーバ  (1) バックアップファイルの取得は、入退室管理をしているデータセンターのみで可能とし、バックアップにあたっては人手を介さない仕組みとする。  (2) システムにおいて管理権限を与えられた者以外が特定個人情報の複製を行うことはできない仕組みとする。</p> <p>3. 国保総合PCにおける措置  (1) 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。  (2) 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを確認する。  * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>4. 国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。  ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。  ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。  ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。  ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。  ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. 離席時には端末を閉じ、本人確認情報を非表示とする。  2. 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置き、保護シートを施す。  3. 本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲とする。</p>	





	<p>具体的な方法</p>	<p>を記録することになっている。</p> <p>※医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務については、以下の方法で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 操作ログを中間サーバーで記録している。</li> <li>2. 操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</li> </ol> <p>※国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置については、以下の方法で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>2. 移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>3. 移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>4. 特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>5. 移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ol>
--	---------------	--

特定個人情報の提供ルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>1. ルールの内容          ・原則として提供は認めない。ただし、他者(再委託先)への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、再委託先での管理方法、セキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り承認する。          ・特定個人情報の取扱責任者を明確にし、社内教育に関してはセキュリティ及びプライバシー保護に関する研修等を実施するなど、特定個人情報の保護を適切に行っていることを確認する。</p> <p>2. ルール遵守の確認方法          委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させる。また、ルールが遵守されているか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認する(立入調査の実施が困難な場合のみ、委託先が作成した報告書等を確認する。)</p> <p>※医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務については、以下の方法で行う。          1. 契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。          2. 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</p>
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>1. ルールの内容          委託先へ特定個人情報を提供する際に、庁内ネットワークから持ち出す場合は、暗号化した上で提供する。また、委託先へのデータ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で搬送することを義務付ける。</p> <p>2. ルール遵守の確認方法          委託先に提供する際、日付及び件数を記録した確認書を作成し押印した上で、当市の上長が確認する。また、日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的に確認する。          当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとしている。</p> <p>※医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務については、以下の方法で行う。          ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。          ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</p>
特定個人情報の消去ルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>1. ルール内容          契約書において、業務委託が終了した場合、委託元の指示に従い、委託者との責任と負担において個人情報を委託元に返還、破棄又は消去しなければならない旨を規定する。</p> <p>2. ルール遵守の確認方法          委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去方法及び完了日等を報告させる。また、ルールが遵守されているか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認する(立入調査の実施が困難な場合のみ、委託先が作成した報告書等を確認する。)</p> <p>※クラウド移行作業時に関する措置については、以下の方法で行う。          ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p>



具体的な方法		<p>※医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務については、以下の方法で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> </li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul> <p>※国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置については、以下の方法で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保連合会における措置>

- ・国保総合PCにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合PCではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合PCでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。

<取りまとめ機関における措置>

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報にアクセスした場合、アクセスの操作記録を情報として残している。</li> <li>・特定個人情報を移転又は提供した場合、アクセス情報の記録を残して管理している。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ルールの内容 番号法及び条例等の規定により認められる範囲の特定個人情報の移転又は提供については、規定の範囲に基づいてマニュアルを作成し、特定個人情報の移転又は提供を行う。</li> <li>2. ルール遵守の確認方法 情報システム管理責任者が、マニュアルどおりの運用がなされているか定期的に確認する。</li> </ol>	
その他の措置の内容	利用者の端末においては、特定個人情報に直接アクセスできないため、サーバーにアクセスする権限を与えられた操作者だけが、規定の範囲内で情報の確認ができる仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	庁内連携での特定個人情報の移転は事前の申請に基づき実施しており、システムでのアクセス記録を残して管理しているため、不適切な情報の連携を防止できる仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の移転は基盤連携システムを介して連携定義に基づいて相互承認を実施するため、承認ができない相手先等、誤った相手先への情報連携は発生しない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<hr/>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;さいたま市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号連携サーバにおいて、各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。</li> <li>・操作端末やシステムによる接続では、認証機能により、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;さいたま市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと番号連携サーバ間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術を利用し、さいたま市の中間サーバと番号連携サーバ間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・番号連携サーバと業務システム及び端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>(2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;さいたま市における措置&gt;</p> <p>番号連携サーバにおいて、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継では、照会結果内容の改変は行わないことにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;さいたま市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと番号連携サーバ間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術を利用し、さいたま市の中間サーバと番号連携サーバ間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・番号連携サーバと業務システム及び端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・操作端末やシステムによる接続では、認証機能により、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>(1) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>(2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>(3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>(4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(3) 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;さいたま市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供・移転時には、情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>(1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>(2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(3) 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;さいたま市における措置&gt; ・特定個人情報の提供・移転時には、情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; (1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3)中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;さいたま市における措置&gt; ・提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報の作成及び誤った相手への提供がされないことをシステム上で担保する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; (1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3)中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	



**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容

**1. データセンターにおける措置**  
 ・サーバ室と、データプログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋と区別して専用の部屋とする。  
 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。  
 ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が無断で立ち入らないよう、入室制限を行っている。  
 ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が作業する際、執務場所内にいる間は職員が立ち会い、作業内容を確認している。  
 ・特定個人情報が記載された紙媒体は、業務終了後に施錠した保管場所に保管する。

**2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置**  
 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。  
 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。

**3. ガバメントクラウドにおける措置**  
 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。  
 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------	------------------	---

具体的な対策の内容

**1. データセンターにおける措置**  
 (1)不正プログラム対策を行っている。  
 (2)不正アクセス対策を行っている。

**2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置**  
 (1)中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  
 (2)中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  
 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

**3. 国保総合PCにおける措置(国保情報集約システムの保管・消去)**  
 (1)市区町村と国保情報集約システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。  
 (2)国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。  
 (3)国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。  
 (4)不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。  
 (5)オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。

**4. ガバメントクラウドにおける措置**  
 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。  
 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利田基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。

へは「ガバメントクラウド運用管理補助者」(特用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」という。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。

④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。



⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の特定個人情報、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>1. 国保資格特定個人情報ファイルについては、住民記録システムより移動データを随時連携することにより、変更が発生した都度データの修正を実施している。また、住民登録外の者については、随時確認を行う。</p> <p>2. 国保賦課特定個人情報ファイルについては、個人住民税システムより定期的に情報を連携している。また、国保収納特定個人情報ファイルについても、資格情報及び賦課情報を定期的に連携している。</p> <p>3. 国保給付特定個人情報ファイルについては、資格情報、賦課情報及び収納情報を定期的に連携している。</p> <p>4. 国保総合PCにおける措置(国保情報集約システムの保管・消去)</p> <p>(1) 国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。</p> <p>(2) 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>1. 保存期間が経過したデータベースに格納された特定個人情報は、国民健康保険システムの処理により消去する。</p> <p>2. 磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去及び破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、物理的粉碎を行うことにより、内容を読みだすことができないようにする。</p> <p>3. 紙帳票の廃棄は、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p> <p>4. 国保総合PCにおける措置(国保情報集約システムの保管・消去)  (1) 国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保情報集約システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。  (2) 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p> <p>5. ガバメントクラウドにおける措置&gt;  データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;さいたま市における措置&gt;            ①所属長は部署の職員に対し、年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組む。            ②守るべき情報資産について、年一回、ライフサイクルごとにリスクを分析し、より有効な対策を検討・実施する。            ③事業者に対し、年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組む。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;さいたま市における措置&gt;            年1回、組織に対する監査として、「情報セキュリティ内部監査」を24課(各局(区)で1課)に実施し、情報システムに対する監査として「情報セキュリティ外部監査」を2システム・1webサイトに実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。</p> <p>&lt;国保情報集約システムにおける措置&gt;            「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、埼玉県国民健康保険団体連合会にも同様の報告を求めることにする)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 特に力を入れて行っている ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;さいたま市における措置&gt;  ①部署の職員に対して、新しい事務運用、特定個人情報を取り扱うリスクを認識させ、その管理に関する必要な知識等の研修を年1回実施する。  ②所属長に対し、ICT環境の変化や情報セキュリティ事件・事件事例について紹介するとともに、所属長の管理者としての責務について研修を年1回実施する。  ③各所属により選定されたICTリーダーに対し、e-ラーニングを活用した情報セキュリティ研修を年1回実施する。  ④事業者に対し、市のセキュリティポリシーを遵守するよう、必要な教育・啓発を事業者が行うこととし、秘密の保持に関する同意書を履行始期までに提出させる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p>&lt;国保情報集約システムに関する教育・啓発&gt;  ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修  ・教育頻度:年間1回程度  ・教育方法:集合教育  ・教育対象:職員および嘱託員  ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。  ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。  ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p>&lt;サイバーセキュリティに関する教育・啓発&gt;  ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの  ・教育頻度:おおむね一年ごと  ・教育方法:未定  ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者  ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。  ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。  ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。  *「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>
3. その他のリスク対策	
	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;  ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	各区役所 暮らし応援室 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
②請求方法	必要事項を記載した請求書を提出する。
特記事項	さいたま市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書式等を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span> (手数料額、納付方法: 手数料額:無料。写しの交付の場合、通常1面10円のコピー料。 納付方法:来庁の場合は現金、郵送の場合はコピー代と郵送料。 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	国民健康保険業務ファイル
公表場所	当市のWebサイト( <a href="https://www.city.saitama.lg.jp/006/008/001/004/p096984.html">https://www.city.saitama.lg.jp/006/008/001/004/p096984.html</a> )
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福祉局生活福祉部国保年金課 〒330-9588 住所:さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
②対応方法	問い合わせ受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。



## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) ]
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	さいたま市パブリック・コメント制度要綱に基づき、パブリック・コメントによる意見聴取を実施。実施に際しては、市報及び市ホームページ等により周知し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	・「電子記録媒体」が「電気記録媒体」となっているなど誤字と思われる箇所がある。 ・マイナンバー制度を廃止するよう国に警告すべきである。
⑤評価書への反映	・「電気記録媒体」を「電子記録媒体」とするなど誤字の修正を行った。 ・マイナンバー制度は既に運用が開始され、市民の利便性の向上や行政の効率化にも繋がっていることから、セキュリティ対策に万全を期しつつ、マイナンバー制度の運用に取り組んでいくこととし、素案のままとした。
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年5月27日
②方法	さいたま市情報公開・個人情報保護審議会にておいて、特定個人情報保護評価書を点検。
③結果	「特定個人情報保護評価書(事務の名称 国民健康保険(資格・給付)に関する事務)」について、審議の結果、適当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	区政推進室	区政推進部	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5 特定個人情報の提供・移転移転先1～3・5～8 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項	事後	条例制定による変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5 特定個人情報の提供・移転移転先4	高齢介護課		事後	制度改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5 特定個人情報の提供・移転移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項	事後	条例制定による変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5 特定個人情報の提供・移転移転先5	市民局 区政推進室	区政推進部	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5 特定個人情報の提供・移転移転先8	障害福祉課	障害支援課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5 特定個人情報の提供・移転移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項	事後	条例制定による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年4月1日	Ⅰ 基本情報1特定個人情報を取り扱う事務②事務の内容		⑤被保険者情報を国保集約システムと連携する。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更には該当するため
平成30年4月1日	Ⅰ 基本情報1特定個人情報を取り扱う事務②事務の内容		⑧高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更には該当するため
平成30年4月1日	Ⅰ 基本情報2特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム8		新規追加	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更には該当するため
平成29年2月13日	Ⅰ 基本情報5個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号）1. 第9条（利用範囲）第1項：番号法別表第一に規定された事務〔別表第一〕・三十項 市町村長又は国民健康保険組合（国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの）〔主務省令〕第22条 国民健康保険法による以下の事務・申請の受理、申請に係る審査・その申請等の応答にかかる事務・証関係に関する事務・保険給付に係る事務・一部負担金に係る措置の事務・一時差止めに関する事務・保険料の徴収・賦課に関する事務 2. 第9条（利用範囲）第2項：条例で定めるもの さいたま市個人番号の利用に関する条例・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）による別表2第42項より提供を受けた地方税関係情報は、番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）による別表2第27項より提供を受けた情報とみなす条例案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	法改正のため、重要な変更には該当しない
平成29年2月13日	Ⅰ 基本情報6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	〔別表第二〕・第1欄（情報照会者）が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄（事務）が「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの）42の項・上記の項より、以下の情報照会が可能と定められている「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・第3欄（情報提供者）が「市町村長」又は「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のもので、特定個人情報に「医療保険給付関係情報」が含まれるもの：1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項・上記の項より、以下の情報照会が可能と定められている「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第25条	番号法第19条第7号 （別表第二における情報提供の根拠） ・1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,81,87,88,93,109 （別表第二における情報照会の根拠） ・42,43,44,45	事後	法改正のため、重要な変更には該当しない
平成30年4月1日	Ⅰ 基本情報 別添1		岡中の国保連合会のシステム名を新規追加し、国民健康保険課にも国保総合PCの追加を行いました。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更には該当するため

平成30年4月1日	I 基本情報 別添1		国中の国保連合会のシステム名を新規追加し、国民健康保険課にも国保総合P Cの追加を行いました。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	I 基本情報 別添1		国中の国保連合会のシステム名を新規追加し、国民健康保険課にも国保総合P Cの追加を行いました。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	I 基本情報 別添1		国中の国保連合会のシステム名を新規追加し、国民健康保険課にも国保総合P Cの追加を行いました。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	I 基本情報 別添1		国中の国保連合会のシステム名を新規追加し、国民健康保険課にも国保総合P Cの追加を行いました。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	I 基本情報 別添1		国中の国保連合会のシステム名を新規追加し、国民健康保険課にも国保総合P Cの追加を行いました。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	I 基本情報 別添1		新規追加	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	I 基本情報 別添1		新規追加	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格システム) 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	国民健康保険団体連合会	埼玉県国民健康保険団体連合会	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格システム) 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度		【埼玉県国民健康保険団体連合会からの入手】 ・日次	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格システム) 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手にかかる妥当性を追加		【埼玉県国民健康保険団体連合会からの入手】 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、資格情報を国保連合会から入手し当市の資格情報と整合性を保つ必要がある。なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 ・被保険者情報に関する入手の時期・頻度の妥当性 国保集約システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・被保険者情報に関する入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなる事が期待できる。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成29年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格システム) 4.特定個人情報取り扱いの委託 委託の有無	5件	6件	事後	法改正のため、重要な変更には該当しない
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格システム) 4.特定個人情報取り扱いの委託 委託事項6		新規追加	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成29年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格システム) 5.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	17件	24件	事後	法改正のため、重要な変更には該当しない
平成29年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格システム) 5.特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項	住民基本台帳法第7条	事後	誤記に伴う変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格システム) 5.特定個人情報の提供・移転 移転先7 ②移転先における用途	1. 障害児通所給付における自己負担額の認定 2. 障害施設措置における自己負担額の認定 3. 自立支援給付における自己負担額の認定 4. 自立支援医療費(更正医療)給付における自己負担額の認定 5. 自立支援医療費(精神通院医療)給付における自己負担額の認定	1. 肢体不自由児通所医療費の支給 2. 自立支援給付における自己負担額の認定	事後	事務見直しによる変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付システム) 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	国民健康保険団体連合会	埼玉県国民健康保険団体連合会	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付システム) 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度		【埼玉県国民健康保険団体連合会からの入手】 ・月次	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため

平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付システム) 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性		【埼玉県国民健康保険団体連合会からの入手】 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、高額該当の引き継ぎ情報を国保連合会から入手し当市の情報と整合性を保つ必要がある。なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 ・高額該当の引き継ぎ情報に関する入手の時期・頻度の妥当性 高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ情報に関する入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更には該当するため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付システム) 4.特定個人情報取り扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事後	法改正のため、重要な変更には該当しない
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付システム) 4.特定個人情報取り扱いの委託 委託事項5		新規追加	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更には該当するため
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付システム) 5.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	17件	24件	事後	法改正のため、重要な変更には該当しない
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付システム) 別紙1		十二・十五・十七の項を新規追加	事後	法改正のため、重要な変更には該当しない
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付システム) 別紙1		二十二の項を新規追加	事後	法改正のため、重要な変更には該当しない
平成29年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付システム) 別紙1		七十八・八十八・百九の項を新規追加	事後	法改正のため、重要な変更には該当しない
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2.特定個人情報の入手 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		3. 国保連合会からの入手における措置(国保総合PCにおける措置) (1) 入手元は、国保連合会の国保情報集約システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 (2) 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 *：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更には該当するため
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2.特定個人情報の入手 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容		3. 国保連合会からの入手における措置(国保総合PCにおける措置) (1) 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 *：ここでいう指定されたインタフェースとは、国保情報集約システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保情報集約システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないこと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更には該当するため
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2.特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容		3. 国保連合会からの入手における措置(国保総合PCにおける措置) 特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保情報集約システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更には該当するため
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2.特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容		3. 国保連合会からの入手における場合 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保情報集約システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険市区町村事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更には該当するため

平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2.特定個人情報の入手 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容		<p>国保連合会からの入手における措置</p> <p>1. 国保総合PCにおける措置</p> <p>(1) 国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保情報集約システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認している。</p> <p>(2) 国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保情報集約システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。</p>	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2.特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容		<p>3. 国保連合会（国保総合PC）からの入手における措置</p> <p>(1) 当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。</p> <p>(2) 当市の国保総合PCと国保連合会の国保情報集約システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</p> <p>(3) 当市の国保総合PCと国保連合会の国保情報集約システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p> <p>(4) ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。</p> <p>(5) 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p>	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	2.特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容（続き）		<p>(6) 国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p> <p>(7) 国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> </ul>	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3特定個人情報の使用その他の措置の内容 リスク1 その他の措置の内容		<p>2. 国保総合PCにおける措置</p> <p>(1) 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p> <p>*：ここというGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能を指す。</p>	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3特定個人情報の使用その他の措置の内容 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法		<p>3. 国保総合PCにおける措置</p> <p>(1) 国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</p> <p>(2) なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</p> <p>(3) 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されること等のリスクを軽減している。</p> <p>(4) ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p>	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3特定個人情報の使用その他の措置の内容 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法		<p>3. 国保総合PCにおける措置</p> <p>(1) 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</p> <p>(2) 情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p>(3) 当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため

平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3特定個人情報不正に複製されるリスク リスク4 特定個人情報不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容		3. 国保総合PCにおける措置 (1) 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 (2) 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 *：ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 4. 国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要のない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策4.特定個人情報取り扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに関する措置		<国保連合会における措置> ・国保総合PCにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合PCではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合PCでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7.特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的対策の内容		3. 国保総合PCにおける措置(国保情報集約システムの保管・消去) (1) 市区町村と国保情報集約システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 (2) 国保総合PCで利用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 (3) 国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 (4) 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 (5) オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7.特定個人情報の保管・消去 リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管されるリスク リスクに対する措置の内容		4. 国保総合PCにおける措置(国保情報集約システムの保管・消去) (1) 国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 (2) 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7.特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容		4. 国保総合PCにおける措置(国保情報集約システムの保管・消去) (1) 国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保情報集約システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 (2) 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	Ⅳ その他のリスク対策1.監査 ②監査 具体的な内容		<国保情報集約システムにおける措置> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、埼玉県国民健康保険団体連合会にも同様の報告を求めることにする)	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため
平成30年4月1日	Ⅳ その他のリスク対策2.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		<国保情報集約システムに関する教育・啓発> ・教育事項：国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：集合教育 ・教育対象：職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更該当するため



平成30年4月1日	IV その他のリスク対策2.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法(続き)		<サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:おむね一年ごと ・教育方法:未定 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 *「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。	事前	制度改正に伴う変更であり、重要な変更には該当するため
平成30年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3.特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	1. 国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。	1. 国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。また平成29年4月よりID及びパスワードに加え二要素認証を行う。	事前	事後に足りる変更ではあるが任意に事前に提出するもの
平成29年2月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する個人の特定個人情報ファイルを同様の管理を行う。	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	事後	文言訂正のため、重要な変更には該当しない
平成29年5月16日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 木村 政夫	課長 白石 浩	事後	人事異動のため、重要な変更には該当しない
平成29年7月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能		6. お知らせ機能:各業務で管理するお知らせ送付先情報を受領し、お知らせする内容とともに中間サーバーへ送信する。中間サーバーよりお知らせ情報の開封状況・回答結果を受信する。指定したお知らせ情報の取消要求を中間サーバーへ送信する。	事前	セキュリティに影響を与えない機能追加のため、重要な変更には該当しない
平成29年7月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		1. お知らせ機能 お知らせ情報送信、お知らせ情報状況確認、お知らせ情報取消を行う。 2. 自己情報提供機能 自己情報提供状況及び提供内容の確認を行う。	事前	セキュリティに影響を与えない機能追加のため、重要な変更には該当しない
平成29年5月16日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容		(8) 国保総合システム使用時は操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。	事後	セキュリティ強化のため、重要な変更には該当しない
平成29年5月16日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3.特定個人情報の使用 リスク2 その他の措置の内容		ユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行っている。	事後	セキュリティ強化のため、重要な変更には該当しない
平成29年5月16日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3.特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容		(3) システム端末からデータが持出しできないように制御している。 (4) データの操作については捜査記録を残す。	事後	セキュリティ強化のため、重要な変更には該当しない
平成30年12月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付システム) 別紙1		九・九十七・百六・百二十の項を新規追加 九十五を削除	事後	誤記に伴う変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年12月21日	II 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2		移転先を追加	事後	法改正のため、重要な変更には該当しない
平成31年2月1日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 白石 浩	国民健康保険課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。	業務内容一部委任承諾、体制図等の提出により審査	事後	文言訂正のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑨再委託事項	総合宛名システム等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等。	システム等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業、職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	文言訂正のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 別紙1	提供を行っている24件 移転を行っている1件	提供を行っている27件 移転を行っている2件	事後	誤記に伴う変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 別紙1	百二十	百十九	事後	誤記に伴う変更であり、重要な変更には該当しない

令和1年6月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	市で定める個人番号利用事務実施者以外（国民健康保険事務実施者以外）から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないよう宛名システム等においてアクセス制御を行う。	・統合基盤システムの総合宛名機能等で管理する特定個人情報は、利用する業務システム毎にアクセス制御を行う。 ・宛名データの業務システムへの提供は、事前に協議し、個人番号を含めた情報提供を行うか否かを決定した上で、データ提供を行う。	事後	文言訂正のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	1. 国民健康保険システムにおける情報は、国民健康保険事務で使用する情報の参照及び保持に限定している為、事務外の情報は参照及び保持できない仕組みとしている。 2. 国民健康保険システムにおける情報参照は、業務宛名番号を紐付キーとして参照している為、個人番号により目的以外の情報は参照できない仕組みとしている。	・市内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けが行われないようにしている。	事後	文言訂正のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	1. 国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。また平成29年4月よりID及びパスワードに加え二要素認証を行う。 2. 不正防止のため、共用IDの利用を禁止する。	・ユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行っている	事後	文言訂正のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理	1. 発行管理 定期的に人事システムから人事情報を連携し、国民健康保険事務実施者にユーザIDを発行する。また、発行したユーザIDごとにアクセス権限を設定する。 2. 失効管理 定期的に人事システムから人事異動情報を連携し、迅速にユーザIDの失効事務を行う。非正規職員のユーザIDについては台帳により適切に管理する。	1. ユーザ管理は統合基盤システムの共通認証機能とデータ連携が行われており、統合基盤システムから人事異動情報の連携後、所属に応じたアクセス権限を自動的に設定。 2. 個人毎の詳細なアクセス権限は、職員側で権限変更申請を行い、統合運用管理事業者が変更する。	事後	文言訂正のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録	1. 端末から参照、更新した場合のアクセスログを記録している。記録項目は、処理日時・職員情報・部署情報・端末情報・処理事由・宛名番号・対象者氏名である。	1. 端末から参照、更新した場合のアクセスログを記録している。記録項目は、処理日時・職員情報・部署情報・端末情報・処理事由・宛名番号・4情報である。	事後	文言訂正のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和1年6月21日	その内容		市に紙で提出された特定個人情報を含む給与支払い報告書等の課税資料のデータ入力業務の委託において、委託先が市の許諾を得ることなく再委託したもの（別添のとおり）	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和1年6月21日	再発防止策の内容		特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行う（立入調査の実施が困難である場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。）。	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和2年6月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		【オンライン資格確認全体の概要】 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )」(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和2年6月8日	(前の項の続き)	(前の項の続き)	①オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。 ) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和2年6月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 1 ②システムの機能	④ 国民健康保険システム（国民健康保険収納システム）より、滞納情報を取得する。	④ 税収納システムより、滞納情報を取得する。	事後	

令和2年6月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 1 ③他のシステムとの接続	国民健康保険収納システム、特定検診システム	税収納システム、保健システム	事後	
令和2年6月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 2 ③他のシステムとの接続	国民健康保険収納システム	税収納システム	事後	
令和2年6月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 8 ②システムの機能		3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。  *ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 9		「医療保険者等向け中間サーバー等」を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性		<オンライン資格確認等システムに係る事務> ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット		<オンライン資格確認等システムに係る事務> ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしやすさを実現する。	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	I 基本情報 5. 個人番号の理由		<オンライン資格確認等システムに係る事務> 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	I 基本情報 5. 個人番号の理由 ②法令上の根拠		<オンライン資格確認等システムに係る事務> 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	国民健康保険収納システム	税収納システム	事後	
令和2年6月8日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容		「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (資格) 3 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体使用部署	国民健康保険課、収納対策課、収納調査課、債権回収課、各区保険年金課、各区収納課、各区区民課、支所・市民の窓口	国民健康保険課、収納対策課、各市税事務所納税課、各市税事務所納税調査課、各区保険年金課、各区区民課、支所・市民の窓口	事後	
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (資格) 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	国民健康保険収納システム	税収納システム	事後	
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (資格) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ⑧再委託の許諾方法取扱いの委託委託事項 1 ①委託内容	総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等を行う。	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (資格) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ⑧再委託の許諾方法取扱いの委託委託事項 1 ⑤委託先名の確認方法	委託先が決定後、市ホームページにて公表する。	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	事後	
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (資格) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ⑧再委託の許諾方法取扱いの委託委託事項 1 ⑧再委託の許諾方法	業務内容一部委任承諾、体制図等の提出により審査	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同程度の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。	事後	

令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ⑧再委託の許諾方法取扱いの委託委託事項 1 ⑨再委託事項	総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等。	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 2		「統合基盤システム(中間サーバ、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守」を追加	事後	
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 6 ①委託内容		・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格情報に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバ等」へ送信、登録を行う。	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務等には、個人番号を用いない。	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者資格情報の提供(国保情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務等には、個人番号を用いない。	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 7		「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 8		「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く。)	国民健康保険収納システムにおいて、地方税法により国民健康保険税の徴収を行うため。	税収納システムにおいて、地方税法により国民健康保険税の徴収を行うため。	事後	
令和2年6月8日	II 別添2 特定個人情報ファイル記録項目		「H資格個人枝番(記号番号、住民コード、枝番、資格区分、異動年月日、更新年月日、削除年月日、同一人未確認フラグ)、H支援措置対象者(住民コード、履歴番号、該当事由、該当年月日、該当届出年月日、非該当事由、非該当年月日、非該当届出年月日、入力区分、メッセージ1、更新年月日)」を追加	事前	
令和2年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 3 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体使用部署	国民健康保険課、収納対策課、収納調査課、債権回収課、各区保険年金課、各区収納課、各区区民課、支所・市民の窓口	国民健康保険課、収納対策課、各市税事務所納税課、各市税事務所税調課、各区保険年金課、各区区民課、支所・市民の窓口	事後	
令和2年6月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク1 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法		(5) パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	
令和2年6月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク1 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(3) 当該記録については、一定期間保存することとしている。	(3) 情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合し、不正な運用が行われていないかを確認する。 (4) 当該記録については、一定期間保存することとしている。	事後	
令和2年6月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法		<医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法		<医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法		<医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元から委託先の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法		<医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。
令和2年6月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特別個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<取りまとめ機関における措置>を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更該当する。

令和2年6月8日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<取りまとめ機関における措置>を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和2年6月8日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2特定個人情報の入手 リスク 4 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	2. 電子データに対する措置 (1) 特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(CD、DVD等)を用いた運用をすることを極力行わないこととする。電気記憶媒体を使用する場合は暗号化した上で記録を行い、定められた担当者のみが作業を行うこととする。	2. 電子データに対する措置 (1) 特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(CD、DVD等)を用いた運用をすることを極力行わないこととする。電子記憶媒体を使用する場合は暗号化した上で記録を行い、定められた担当者のみが作業を行うこととする。	事後	
令和2年6月8日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5特定個人情報の提供・移転 リスク 1 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	利用者の端末においては、特定個人情報に直接アクセスできないため、サーバーにおける権限を与えられた操作者だけが、規定の範囲内においてのみ情報の取り出しが出来ない仕組みとしている。	利用者の端末においては、特定個人情報に直接アクセスできないため、サーバーにアクセスする権限を与えられた操作者だけが、規定の範囲内での情報の確認ができる仕組みとしている。	事後	
令和2年6月8日	IVその他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法		「教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。」を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和2年6月8日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策		<取りまとめ機関における措置>を追加	事前	オンライン資格確認の導入に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<被保険者資格管理に係る事務><被保険者給付に係る事務> 番号法第19条第7号	<被保険者資格管理に係る事務><被保険者給付に係る事務> 番号法第19条第8号	事前	法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年8月20日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒330-0063	〒330-9588	事後	記載内容の軽微な変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 3特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第7号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第8号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。	事前	法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 3特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第7号において明示されている。	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第8号において明示されている。	事前	法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く。) 提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	事前	法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 3特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第7号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第8号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。	事前	法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 3特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第7号において明示されている。	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第8号において明示されている。	事前	法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く。) 提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	事前	法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク 1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年8月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 【資格事務全体の概要】	3. 被保険者証等の交付、回収、検認、更新、再交付又は返還に関する事務 ①被保険者証 被保険者証の有効期限は1年であるため、毎年10月に被保険者証の更新作業を行う。特別の有効期限を定めた被保険者証については、さいたま市国民健康保険条例施行規則に基づき更新を行う。また、窓口又は郵送により随時で被保険者証の交付等を行う。 ②高齢受給者証 高齢受給者証の有効期限は1年であるため、毎年8月に所得情報に基づき一部負担金の割合を判定し、高齢受給者証の更新作業を行う。また、窓口又は郵送により随時で高齢受給者証の交付等を行う。	3. 被保険者証等の交付、回収、検認、更新、再交付又は返還に関する事務 被保険者証及び被保険者証兼高齢受給者証 ①有効期限は1年であるため、毎年8月に更新作業を行う。特別の有効期限を定めた被保険者証及び被保険者証兼高齢受給者証については、さいたま市国民健康保険条例施行規則に基づき更新を行う。また、窓口又は郵送により随時で交付等を行う。 ②被保険者証兼高齢受給者証については毎年8月に所得情報に基づき一部負担金の割合を判定し、更新作業を行う。	事後	
令和3年8月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入り身元証明書と事前申請との照合を行う。	事後	記載内容の軽微な変更であり、重要な変更には該当しない。

令和3年8月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	記載内容の軽微な変更であり、重要な変更には該当しない
令和3年8月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、事務及び特定個人情報を一覧し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	記載内容の軽微な変更であり、重要な変更には該当しない
令和3年8月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(3) 特に慎重な対応が求められる情報については	(3) 機微情報については	事後	記載内容の軽微な変更であり、重要な変更には該当しない
令和3年8月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・紛失 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームの設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	記載内容の軽微な変更であり、重要な変更には該当しない
令和3年8月20日	IV その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	記載内容の軽微な変更であり、重要な変更には該当しない
令和3年8月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑨再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」(必要に応じて体制図等を添付する。)を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。		事後	
令和3年8月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑨再委託事項	システム等のハードウェア保守作業等		事後	
令和3年8月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	
令和3年8月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	3. 前期高齢者証の負担割合の判定と、発行、回収に関する機能 ①被保険者等の住民税課税標準所得額及び世帯の収入状況に基づき一部負担金の割合を判定し管理する。 ②前期高齢者証の発行を行い、発行した発行情報を記録する。 ③回収した前期高齢者証の回収情報を記録する。 4. 被保険者証等の発行、回収に関する機能 ①被保険者証の発行を行い、発行した発行情報を記録する。 ②回収した前期高齢者証の回収情報を記録する。	3. 被保険者証兼高齢受給者証の負担割合の判定と、発行、回収に関する機能 ①被保険者等の住民税課税標準所得額及び世帯の収入状況に基づき一部負担金の割合を判定し管理する。 ②被保険者証兼高齢受給者証の発行を行い、発行した発行情報を記録する。 ③回収した被保険者証兼高齢受給者証の回収情報を記録する。 4. 被保険者証等の発行、回収に関する機能 ①被保険者証の発行を行い、発行した発行情報を記録する。 ②回収した被保険者証の回収情報を記録する。	事後	
令和3年8月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	2. 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 本人確認及び被保険者証、前期高齢者証等を被保険者に正しく送付する為に必要な	2. 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 本人確認及び被保険者証又は被保険者証兼高齢受給者証を被保険者に正しく送付する為に必要な	事後	
令和3年8月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の名称	1. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務	1. オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和3年8月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の名称	2. 機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	2. 機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の業務」という。)	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和3年8月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)	3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和3年8月20日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<オンライン資格確認等システムに係る事務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<オンライン資格確認に係る事務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和3年8月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正



令和3年8月20日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（資格） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性</p>	<p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務等には、個人番号を用いない。</p>	<p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務およびオンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務等には、個人番号を用いない。</p>	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和3年8月20日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（資格） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 ①委託内容</p>	<p>オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。</p>	<p>オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。</p>	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和3年8月20日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（資格） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 ①委託内容</p>	<p>オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。</p>	<p>オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行い、機関別符号を取得する。</p>	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和3年8月20日	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>②宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を場合連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体内統一宛名番号を採番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い符号生成を行う。</p>	<p>②宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を場合連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体内統一宛名番号を採番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い符号生成を行う。</p>	事後	
令和3年8月20日	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>1. オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>2. 機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の業務」という。）</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	<p>【オンライン資格確認に係る事務】</p> <p>・国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和3年8月20日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能</p>	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、資格履歴管理事務に係る機能を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p>	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機関保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。なお、市町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p>	事後	記載内容の明確化
令和3年8月20日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能</p>	<p>1. 資格履歴管理事務に係る機能</p> <p>①資格履歴管理(評価対象)</p> <p>・医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。</p> <p>・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。</p> <p>②オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)</p> <p>・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。</p>	<p>(1)資格履歴管理事務に係る機能</p> <p>(i) 資格履歴管理(評価対象)</p> <p>・医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。</p> <p>・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。</p> <p>(ii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)</p> <p>・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。</p>	事後	記載内容の明確化

令和3年8月20日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 9 ②システムの機能	2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 ①機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生じ、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 ②情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。	(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i) 機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生じ、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii) 情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。	事後	記載内容の明確化
令和3年8月20日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 9 ②システムの機能	-	(3)本人確認事務に係る機能(i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	事後	記載内容の明確化
令和3年8月20日	1 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	<オンライン資格確認等システムに係る事務>	<オンライン資格確認に係る事務>	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和3年8月20日	1 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	<オンライン資格確認等システムに係る事務>	<オンライン資格確認に係る事務>	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和3年8月20日	1 基本情報 5. 個人番号の理由※ 法令上の根拠	<オンライン資格確認等システムに係る事務>	<オンライン資格確認に係る事務>	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和3年8月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑨再委託事項	システム等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等	資格継続業務、高額該当情報の引継業務で使用する国保情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力、バッチ処理の実行、バックアップデータの取得と保管、システム障害発生時の復旧支援作業、各種マスターメンテナンス、外字作成・登録)およびサーバー等ハウジングなど	事後	
令和3年8月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	
令和3年8月20日	1 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120	(別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120	事後	
令和3年8月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものは除く。)提供・移転の有無	28件	27件	事後	
令和3年8月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものは除く。)提供・移転の有無	28件	27件	事後	
令和4年8月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。	事後	
令和4年8月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	
令和4年8月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり 市に紙で提出された特定個人情報を含む給与支払報告書等の課税資料のデータ入力業務の委託において、委託先が市の許諾を得ることなく再委託したもの(別添のとおり) 特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行う(立入調査の実施が困難である場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。)	発生なし	事後	

令和4年8月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目		【○】その他 (公金受取口座情報)	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う変更
令和4年8月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性		8. その他 個人番号に紐づけられた公金受取口座への給付を希望する場合に当該口座情報を取得するために必要。	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う変更
令和4年8月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	物理的破壊により完全に消去する。	事後	
令和4年8月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3	また、専用ソフトによるフォーマット及び物理的粉碎を行うことにより、内容を読みだすことができないようにする。	また、物理的粉碎を行うことにより、内容を読みだすことができないようにする。	事後	
令和5年8月18日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	さいたま市 保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国民健康保険課長	国保年金課長	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	福祉局 生活福祉部 国保年金課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	II ファイルの概要 3. 特定 ⑦ 使用の主体 使用部署	国民健康保険課、収納対策課、各市税事務所納税課、各市税事務所納税調査課、各区保険年金課、各区区民課、支所・市民の窓口	国保年金課、収納対策課、各市税事務所納税課、各市税事務所納税調査課、各区保険年金課、各区区民課、支所・市民の窓口	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	国民健康保険課	国保年金課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2	国民健康保険課	国保年金課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健福祉局福祉部国民健康保険課 〒330-9588 住所：さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号	福祉局生活福祉部国保年金課 〒330-9588 住所：さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3	保健福祉局 福祉部 年金医療課	国保年金課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先5	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先6	保健福祉局 福祉部 介護保険課	福祉局 長寿応援部 介護保険課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先7	保健福祉局 福祉部 障害支援課	福祉局 障害福祉部 障害福祉課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	II ファイルの概要（給付） 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	福祉局 生活福祉部 国保年金課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	II ファイルの概要（給付） 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体 使用部署	国民健康保険課、収納対策課、各市税事務所納税課、各市税事務所納税調査課、各区保険年金課、各区区民課、支所・市民の窓口	国保年金課、収納対策課、各市税事務所納税課、各市税事務所納税調査課、各区保険年金課、各区区民課、支所・市民の窓口	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	II ファイルの概要（給付） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	福祉局 生活福祉部 国保年金課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	II ファイルの概要（給付） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2	疾病予防対策課	疾病対策課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「委託の有無※」	8件	9件	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「委託事項9」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」①委託内容」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」対象となる本人の数」	記載なし	100万人以上1,000万人未満	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」対象となる本人の範囲※」	記載なし	・被保険者(*)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」その妥当性」	記載なし	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定するため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号) 第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」③委託先における取扱者数」	記載なし	10人以上50人未満	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」	記載なし	専用線	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」⑤委託先名の確認方法」	記載なし	委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」⑥委託先名」	記載なし	埼玉県国保連合会 (埼玉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」再委託」⑦再委託の有無※」	記載なし	再委託する	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託][委託事項9][再委託][⑧再委託の許諾方法]	記載なし	委託先の埼玉県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、埼玉県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)  国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することとなるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAPP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。  国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「II 特定個人情報ファイルの概要」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託][委託事項9][再委託][⑨再委託事項]	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用業務の全て	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1①を除く。)」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託][特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限][具体的な制限方法]	クラウド移行作業に関する記載なし	※国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置については、以下の方法で行う。 1. データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱い権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 2. 移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託][特定個人情報ファイルの取扱いの記録][具体的な方法]	クラウド移行作業に関する記載なし	※国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置については、以下の方法で行う。 1. 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破壊し、破壊日時・破壊方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 2. 移行作業にあたって、作業員以外に対象ファイルにアクセスできないようし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 3. 移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 4. 特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 5. 移行作業に関しては定期的ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託][特定個人情報の消去ルール][ルールの内容及びルール遵守の確認方法]	クラウド移行作業に関する記載なし	※クラウド移行作業時に関する措置については、以下の方法で行う。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破壊し、破壊日時・破壊方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託][再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保][具体的な方法]	クラウドに関する記載なし	・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することとなるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAPP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

令和6年3月4日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」[具体的な方法]	クラウドに関する記載なし	※国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置については、以下の方法で行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「Ⅴ開示請求、問合せ」1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求「④個人情報ファイル簿の公表」	行っていない	行っている	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「Ⅴ開示請求、問合せ」1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求「④個人情報ファイル簿の公表」[個人情報ファイル名]	記載なし	国民健康保険業務ファイル	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月4日	「Ⅴ開示請求、問合せ」1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求「④個人情報ファイル簿の公表」[公表場所]	記載なし	当市のWebサイト ( <a href="https://www.city.saitama.lg.jp/006/008/001/004/p096984.html">https://www.city.saitama.lg.jp/006/008/001/004/p096984.html</a> )	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和6年3月21日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」2. 基本情報「④記録される項目」「主な記録項目」	【○】その他 (公金受取口座情報)	【○】その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	公的給付支給等口座運用開始に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和6年3月21日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」3. 特定個人情報の入手・使用「①入手元」	【○】行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構)	【○】行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、デジタル庁)	事前	公的給付支給等口座運用開始に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和6年3月21日	「Ⅰ基本情報」5. 個人番号の利用「法令上の根拠」	<被保険者資格管理等に係る事務><被保険者給付に係る事務>番号法第9条第1項 別表第一の30の項	<被保険者資格管理等に係る事務><被保険者給付に係る事務>番号法第9条第1項 別表第一の30の項、101の項	事前	公的給付支給等口座運用開始に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和6年3月21日	「Ⅰ基本情報」6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携「法令上の根拠」	(別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45	(別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121	事前	公的給付支給等口座運用開始に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和6年3月21日	「Ⅰ基本情報」(別添1)業務内容 保険給付～申請登録・給付まで	[06] 情報提供ネットワークより情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を賦課システムへ取込む(条例制定)。 ・調査が必要になった都度、医療保険給付関係情報を給付システムへ取込む。	[06] 情報提供ネットワークより情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を賦課システムへ取込む(条例制定)。 ・調査が必要になった都度、医療保険給付関係情報を給付システムへ取込む。 ・調査が必要になった都度、口座登録・連携ファイル関係情報を給付システムへ取込む。	事前	公的給付支給等口座運用開始に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和6年3月21日	「Ⅰ基本情報」(別添1)業務内容 保険給付～高額療養費～	[09] 支給決定通知書を世帯主に送付する。 [10] 支給金額を記録した口座振替データを金融機関に送付する。 [11] 高額該当回数の引き継ぎ業務	[09] 情報提供ネットワークより情報入手する。 ・調査が必要になった都度、口座登録・連携ファイル関係情報を給付システムへ取込む。 [10] 支給決定通知書を世帯主に送付する。 [11] 支給金額を記録した口座振替データを金融機関に送付する。 [12] 高額該当回数の引き継ぎ業務	事前	公的給付支給等口座運用開始に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和6年3月21日	「Ⅰ基本情報」(別添1)業務内容 保険給付～高額介護合算～	[11] (支給額決定事務) 情報提供ネットワークより情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を賦課システムへ取込む(条例制定)	[11] (支給額決定事務) 情報提供ネットワークより情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を賦課システムへ取込む(条例制定)。 ・調査が必要になった都度、口座登録・連携ファイル関係情報を給付システムへ取込む。	事前	公的給付支給等口座運用開始に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和6年3月21日	「Ⅱ別添2」 「特定個人情報ファイル記録項目」		「口座登録・連携ファイル関係情報(記号番号、住民コード、枝番、資格区分、異動年月日、更新年月日、削除年月日、同一人未確認フラグ)」を追加	事前	公的給付支給等口座運用開始に伴う変更であり、重要な変更には該当する。
令和6年3月26日	「Ⅴ開示請求、問合せ」1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求「②請求方法」	さいたま市個人情報保護条例第13条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	記載内容の軽微な変更であり、重要な変更には該当しない



令和6年3月26日	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」「規定の内容」	・秘密の保持として、本市個人情報保護条例等を遵守する。	・秘密の保持として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の特定個人情報の保護に関する法令等を遵守する。	事後	記載内容の軽微な変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月26日	「II 特定個人情報ファイルの概要」3. 特定個人情報の入手・使用」「①入手元」	【○】 評価実施機関内の他部署（区政推進部、介護保険課、年金医療課）	【○】 評価実施機関内の他部署（区政推進部、介護保険課）	事後	記載内容の軽微な変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月26日	「II 特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」「移転先8」	地域保健支援課	健康支援課、母子保健課	事前	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
	「II 特定個人情報ファイルの概要（資格）」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託の有無※」	9件	10件	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」	記載なし	国民健康保険システム再構築・運用保守業務委託	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ①委託内容」	記載なし	標準準拠に対応した国民健康保険システムを導入し、ガバメントクラウドの設定及びシステム運用・保守等を行う。	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」 「対象となる本人の数」	記載なし	100万人以上1,000万人未満	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」 「対象となる本人の範囲※」	記載なし	国民健康保険システムで管理されている特定個人情報ファイルの全対象者	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」 「その妥当性」	記載なし	国民健康保険システムの保守を委託する為、国民健康保険システムで管理されている特定個人情報ファイルの全対象者が範囲となる	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ③委託先における取扱者数」	記載なし	10人以上50人未満	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」	記載なし	専用線	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ⑤委託先名の確認方法」	記載なし	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ⑥委託先名」	記載なし	株式会社日立製作所	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 再委託」「⑦再委託の有無※」	記載なし	再委託する	事前	
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」 再委託」「⑧再委託の許諾方法」	記載なし	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾書」（必要に応じて体制等を添付する。）を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。	事前	

「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」「再委託」「⑨再委託事項」	記載なし	アプリケーション開発等	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要（給付）」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託の有無※」	4件	5件	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」	記載なし	国民健康保険システム再構築・運用保守業務委託	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ①委託内容	記載なし	標準準拠に対応した国民健康保険システムを導入し、ガバメントクラウドの設定及びシステム運用・保守等を行う。	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲「対象となる本人の数」	記載なし	10万人以上100万人未満	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲「対象となる本人の範囲※」	記載なし	国民健康保険システムで管理されている特定個人情報ファイルの全対象者	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲「その妥当性」	記載なし	国民健康保険システムの保守を委託する為、国民健康保険システムで管理されている特定個人情報ファイルの全対象者が範囲となる	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	専用線	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ⑥委託先名	記載なし	株式会社日立製作所	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ⑦再委託の有無※	記載なし	再委託する	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」 ⑧再委託の許諾方法	記載なし	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾書」（必要に応じて体制等を添付する。）を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。	事前	
「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項10」 ⑨再委託事項	記載なし	アプリケーション開発等	事前	

<p>「II 特定個人情報ファイルの概要」 「6. 特定個人情報の保管・消去」 「①保管場所」</p>	<p>ガバメントクラウドに関する記載なし</p>	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p>事前</p>	
<p>「II 特定個人情報ファイルの概要」 「6. 特定個人情報の保管・消去」 「③消去方法」</p>	<p>ガバメントクラウドに関する記載なし</p>	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</p>	<p>事前</p>	
<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 「⑤物理的対策」 「具体的な対策の内容」</p>	<p>ガバメントクラウドに関する記載なし</p>	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。</p>	<p>事前</p>	
<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 「⑥技術的対策」 「具体的な対策の内容」</p>	<p>ガバメントクラウドに関する記載なし</p>	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>事前</p>	
<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 「消去手順」 「手順の内容」</p>	<p>ガバメントクラウドに関する記載なし</p>	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	<p>事前</p>	
<p>IV その他のリスク対策 「1. 監査」 「②監査」 「具体的な内容」</p>	<p>ガバメントクラウドに関する記載なし</p>	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	<p>事前</p>	

	IV その他のリスク対策 「 3. その他のリスク対策」	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
	II 別添 2 特定個人情報ファイル記録項目	標準化対応後の記載なし	(別添 2) 特定個人情報ファイル記録項目_標準化 (宛名・資格・給付)	事前	